

官報

號外

昭和九年三月四日

○第六十五回 衆議院議事速記録第十八號

帝國議會

昭和九年三月三日(土曜日)

午後一時二十二分開議

議事日程 第十七號

昭和九年三月三日

午後一時開議

第一 石油業法案(政府提出) 第一讀會
第二 旭川市舊土人保護地處分法案(政府提出)

第三 臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出)

第四 臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案(政府提出)

第五 昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第六 昭和七年法律第一號中改正法律案(滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)(政府提出)

第七 滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第八 大藏省預金部特別會計法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

官報號外

昭和九年三月四日

衆議院議事速記録第十八號 議長ノ報告

第九 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十 計理士法中改正法律案(世耕弘一君外二名提出) 第一讀會

第十一 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(栗原彦三郎君外十二名提出) 第一讀會

第十二 百貨店法案(野田文一郎君外二名提出) 第一讀會

第十三 大正十五年法律第二十四號中改正法律案(地方稅ニ關スル件)(野田文一郎君外二名提出) 第一讀會

第十四 司法代書人法中改正法律案(立川平君外二名提出) 第一讀會

第十五 司法代書人法中改正法律案(野田文一郎君提出) 第一讀會

第十六 司法代書人法中改正法律案(斯波貞吉君外一名提出) 第一讀會

第十七 蠶絲業組合法中改正法律案(風見章君提出) 第一讀會

第十八 郷又ハ町村祿高ニ關スル公債證書給與ニ關スル法律案(寺田市正君外四名提出) 第一讀會

第十九 行政執行法中改正法律案(一松定吉君外六名提出) 第一讀會

第二十 速記士法案(內藤正剛君外一名提出) 第一讀會

第二十一 地租法中改正法律案(山田助作君外九名提出) 第一讀會

第二十二 建築士法案(星島二郎君外三名提出) 第一讀會

第二十三 建築士法案(多田滿長君外三名提出) 第一讀會

第二十四 史蹟名勝天然紀念物保存法中改正法律案(天辰正守君外一名提出) 第一讀會

第二十五 農業保險法案(高田耘平君外五名提出) 第一讀會

第二十六 簡易森林火災保險法案(小山邦太郎君外十七名提出) 第一讀會

第二十七 漁船保險法案(工藤鐵男君外三名提出) 第一讀會

第二十八 刑事訴訟法中改正法律案(原夫次郎君外十三名提出) 第一讀會

第二十九 刑法中改正法律案(作田高太郎君外十三名提出) 第一讀會

第三十 借地借家調停法中改正法律案(牧野賤男君外十三名提出) 第一讀會

第三十一 小作調停法中改正法律案(牧野賤男君外十三名提出) 第一讀會

第三十二 民事訴訟法中改正法律案(牧野賤男君外十三名提出) 第一讀會

第三十三 陪審法中改正法律案(牧野賤男君外十三名提出) 第一讀會

第三十四 產業組合法中改正法律案(風見章君提出) 第一讀會

第三十五 百貨店ノ小賣制限ニ關スル法律案(眞鍋儀十君外三名提出) 第一讀會

第三十六 水利組合法中改正法律案(熊谷五右衛門君提出) 第一讀會

第三十七 北海道土功組合法中改正法律案(林路一君外十三名提出) 第一讀會

第三十八 地方財政調整法案(勝正憲君外九名提出) 第一讀會

第三十九 所得稅法中改正法律案(大口喜六君外一名提出) 第一讀會

第四十 地租法中改正法律案(松岡俊三君外四十二名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第四十一 地租法中改正法律案(內ヶ崎作三郎君外十名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第四十二 地租法中改正法律案(金井正夫君外四名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第四十三 地租法中改正法律案(熊谷五右衛門君外二十三名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第四十四 決議案(南滿洲鐵道株式會社改造ノ件)(小池四郎君提出)

第四十五 決議案(內閣不信任ノ件)(安達謙藏君外二名提出)

○議長(秋田清君) 諸般ノ報告ヲ致サセマ

(書記官朗讀)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

昭和七年度第一豫備金支出ノ件

昭和七年度特別會計第一豫備金支出ノ件

昭和七年度特別會計豫備費支出ノ件

昭和七年度滿洲事件第一豫備金支出ノ件

昭和八年度第二豫備金支出ノ件

昭和八年度特別會計第二豫備金支出ノ件

昭和八年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

(以上三月三日提出)

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案
提出者 江藤源九郎君

關稅定率法中改正法律案
提出者

荒川 五郎君 高田 松平君

中 亥歲男君 作田高太郎君

矢野庄太郎君 百瀬 渡君

一松 定吉君 藤田 若水君

戶澤民十郎君 岡田喜久治君

川淵 治馬君 青木 亮貫君

松田竹千代君 福田關次郎君

山本 厚三君 佐藤 與一君

平野 光雄君 木槍三四郎君

私生子ノ名稱ニ關スル法律案
提出者

一松 定吉君 武富 濟君

高野 喜六君 高橋 守平君

黑部峽谷自然美保勝ニ關スル建議案
提出者 益谷 秀次君

腦納獸獲獲解禁ニ關スル建議案
提出者

林 儀作君 手代木隆吉君

佐々木平次郎君 大島 寅吉君

北海道南端ニ航空場設置ニ關スル建議案
提出者

林 儀作君 佐々木平次郎君

大島 寅吉君 佐々木平次郎君

別格官幣社田村神社創建ニ關スル建議案
提出者 中野種一郎君

馬産振興ニ關スル建議案
提出者

八田 宗吉君 大石 倫治君

三善 信房君 國有林野所在市町村ニ對スル交付金ニ關スル建議案

提出者 八田 宗吉君

公立商船學校卒業生ニ對シ特別教育機關設置ニ關スル建議案

提出者 立川 平君 窪井 義道君

中村 嘉壽君 林 儀作君

地方稅制限ニ關スル法律中改正ニ關スル建議案

提出者 高田 松平君 林 平馬君

猪股謙二郎君 村松 久義君

史蹟名勝天然紀念物保存法中改正ニ關スル建議案

提出者 坂東幸太郎君

貴衆兩院議長副議長及議員優遇ニ關スル建議案

提出者 一松 定吉君 坂東幸太郎君

本田彌市郎君 勝 正憲君

武富 濟君 我力帝國國名ノ稱呼使用ニ關スル建議案

提出者 佐藤 與一君 原 夫次郎君

林野整備促進ニ關スル建議案

提出者 高田 松平君 林 平馬君

猪股謙二郎君 工藤 鐵男君

林野治水計畫ニ關スル建議案
提出者

高田 松平君 林 平馬君

猪股謙二郎君 工藤 鐵男君

大垣鯖江間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者 齋藤 直橋君 清 寬君

地方稅制限ニ關スル法律中改正ニ關スル建議案

提出者 杉本國太郎君 磯部 清吉君

出井 兵吉君 近藤壽市郎君

八田 宗吉君 太田 正孝君

東 武君 青木 精一君

今井 健彦君 今井 健彦君

林野整備促進ニ關スル建議案

提出者 杉本國太郎君 東 武君

青木 精一君 近藤壽市郎君

太田 正孝君 八田 宗吉君

出井 兵吉君 磯部 清吉君

今井 健彦君 今井 健彦君

林野治水計畫ニ關スル建議案

提出者 杉本國太郎君 磯部 清吉君

出井 兵吉君 近藤壽市郎君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

軍民一致ニ關スル質問主意書

提出者 宮脇 長吉君

不動產擔保貸付利息引下並金融機關監督權行使ニ關スル質問主意書

提出者 松田 正一君

取引所ノ現行制度ノ改善ニ關スル質問主意書

提出者 野中 徹也君

政府カ橫濱正金銀行ヲシテ舊露國ノ預金ヲ沒收センメタル件ニ關スル質問主意書

提出者 山道 襄一君 中村 繼男君

一去一日齋藤內閣總理大臣ヨリ左ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

內務書記官 坂 千秋

內務事務官 萱場 軍藏

第六十五回帝國議會內務省所管事務政府委員被仰付

一去一日常任委員補選選舉ノ結果左ノ如シ

第一部選出 龜井貫一郎君 (杉山元治郎君補闕)

第四部選出 齋藤 直橋君 (高野喜六君補闕)

請願委員 白城 定一君 (清家吉次郎君補闕)

第五部選出 由谷 義治君 (風見章君補闕)

豫算委員 中田 正輔君 (栗原彦三郎君補闕)

第五部選出 中田 正輔君 (栗原彦三郎君補闕)

第八部選出 小池 仁郎君 (小山谷藏君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

西岡竹次郎君 藏國三四郎君 須之内品吉君

濱田 國松君 松田 源治君 武富 濟君

山根 儀重君 清水德太郎君 濱野徹太郎君

手代木隆吉君 中村 福藏君 岸 衛君

伊豆 富人君 鈴木 正吾君 岸 衛君

野田文一郎君 鈴木 正吾君 岸 衛君

伊豆 富人君 鈴木 正吾君 岸 衛君

野田文一郎君 鈴木 正吾君 岸 衛君

伊豆 富人君 鈴木 正吾君 岸 衛君

野田文一郎君 鈴木 正吾君 岸 衛君

伊豆 富人君 鈴木 正吾君 岸 衛君

野田文一郎君 鈴木 正吾君 岸 衛君

伊豆 富人君 鈴木 正吾君 岸 衛君

野田文一郎君 鈴木 正吾君 岸 衛君

伊豆 富人君 鈴木 正吾君 岸 衛君

野田文一郎君 鈴木 正吾君 岸 衛君

伊豆 富人君 鈴木 正吾君 岸 衛君

野田文一郎君 鈴木 正吾君 岸 衛君

伊豆 富人君 鈴木 正吾君 岸 衛君

野田文一郎君 鈴木 正吾君 岸 衛君

伊豆 富人君 鈴木 正吾君 岸 衛君

委員長 清瀬規矩雄君

理事 上原平太郎君 原 吉郎君

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

豫算委員 野中 徹也君 (中村繼男君 補闕)

前項ノ石油精製業及石油輸入業ノ範圍 茲ニ許可ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セシトスルトキ亦同ジ

第三條 石油精製業者又ハ石油輸入業者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ譲渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營ム會社合併ヲ爲シ又ハ解散セントスルトキ亦同ジ

第四條 石油ノ輸入ハ石油精製業者ガ其ノ精製ニ必要ナル石油ヲ輸入スル場合ヲ除クノ外石油輸入業者ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ勅令ニ別段ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ輸入數量ヲ標準トシテ算定シタル數量ノ石油ヲ常時保有スベシ

第六條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ其ノ所有スル石油ヲ政府ガ命令ノ定ムル所ニ依リ時價ヲ標準トシテ購入セントスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第七條 政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ對シ石油ノ販賣價格ノ變更、石油供給量ノ確保其ノ他石油ノ需給ヲ調節スル爲必要ナル事項ヲ命令ズルコトヲ得

政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ對シ其ノ設備ノ擴張又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第八條 政府第一條ノ許可又ハ前條ノ命令

石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營

マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營

マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營

マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營

マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營

マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營

マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

令ヲ爲サントスルトキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外石油業委員會ノ議ヲ經ベシ

石油業委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 石油精製業者又ハ石油輸入業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ政府ノ命ジタル事項ヲ執行セザルトキハ政府ハ第一條ノ許可ヲ取消シ又ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第十條 行政官廳ハ石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ對シ其ノ業務ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石油精製業者又ハ石油輸入業者ノ事務所、營業所、工場、貯油所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其身分ヲ示シ證票ヲ携帯セシムベシ

第十一條 政府ノ許可ヲ受ケズシテ石油精製業又ハ石油輸入業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 石油精製業者又ハ石油輸入業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第七條ノ命令ニ違反シタルトキ

第十四條 石油精製業者又ハ石油輸入業者第二條又ハ第三條ノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ

爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ監督上必要ナル命令若ハ處分ニ違反シタル者

二 第十條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ

若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第十六條 石油精製業者又ハ石油輸入業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ石油精製業ヲ營ム者又ハ石油輸入業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ本法ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行ノ際輸入ノ爲輸送ノ途ニ在ル石油又ハ本法施行前注文ヲ發シタル石油ヲ輸入セントスル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出デタルトキハ第四條ノ規定ニ拘ラズ輸入ヲ爲スコトヲ得

第五條ノ規定ハ本法施行後六月間之ヲ適用セズ

(國務大臣松本素治君登壇)

○國務大臣(松本素治君) 石油業法案提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、産業上並ニ國防上ノ重要資料タル石油ノ供給確保ニ付キマシ

テハ、政府ニ於テハ既ニ諸般ノ施設ヲ行ッテ參リマシタガ、現ニ來年度ニ於キマシテモ、合計百八十餘萬圓ノ豫算ヲ計上シマシテ、各方面ニ互ツテ液體燃料ノ補給施設ヲ進ムルコトニ致シテ居リマス、想フニ我國ノ執ルベキ石油政策ト致シマシテハ、内地石油資源ノ狀況等ヨリ推シマシテ、内外石油資源ノ確保開發、代用燃料工業ノ振興等ニ、今後益、意ヲ用フルノ要アルコトハ申ス迄モアリマセヌガ、一方ニ於キマシテ本邦製油業ノ現情、竝ニ石油製品自給ノ趨勢等カラ考ヘマシテ、是等ノ施設ト合セテ、製油業ノ確立及ビ石油供給量ノ確保ニ向ッテ進ムコトガ、極メテ緊要ナル事ト認メラレリ

ノデアリマス、本邦ニ於ケル製油業ハ、近年逐次發達ノ途ヲ辿ッテ參リマシタガ、現在尙ホ石油消費ノ主要部分ヲ占メル揮發油ト重油ニ付キマシテハ、國內需要ノ過半ヲ外國ニ仰グノ實情ニアルノデアリマス、仍テ我が製油業ノ確立ヲ圖リ、各種製品ニ付テ自給ノ域ニ達セシムル爲ニハ、一面ニ於テ輸入ニ對シ適當ナル調整ヲ爲スノ必要ガアルト共ニ、反面ニ於テ國內ノ製油業統制ヲ確保スル施設ヲ講ズルノ要ガアルト考ヘマス、即チ石油ノ輸入業及ビ石油精製業ヲ政府ノ許可事業トシマシテ、兩々相俟ッテ本邦石油業ノ統制アル發達ヲ期セントスル次第デアリマス

次ニ政府ニ於キマシテハ、本邦石油資源ノ狀態ニ鑑ミマシテ、當時民間當業者ニ一定數量ノ石油ヲ保有セシメマシテ、石油供給量ノ安定確保ニ資シ、以テ其供給ノ圓滑ヲ期スルコト、致シマシタ、本石油業法案ハ、右ニ申述ベマシタ方策ヲ骨子トシテ立案致シマシタモノデアリマシテ、本邦石油業ノ確立發展ヲ圖ル上ニ於キマシテ、極メテ重要且ツ緊切ナル事ト考ヘルノデアリマス、何卒十分御審議ノ上御協賛アランコトヲ希ヒマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○青木雷三郎君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ一日程第二、旭川市舊土人保護地處分法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長森田政義君

第二 旭川市舊土人保護地處分法案

(政府提出)

報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

一 旭川市舊土人保護地處分法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年三月一日

委員長 森田 政義

希望條項

一 政府ハ本法實施ニ先チ都市計畫トノ關係ヲ調査シテ其ノ措置ニ遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

一 政府ハ其ノ管理スル舊土人共有地ノ收入ヲ適切有利ニ施設運用シ舊土人保護ニ付遺憾ナカラムコトヲ望ム

一 政府ハ舊土人以外ノ現在轉借人ノ權利ニ對シ適當ニ考慮セラレムコトヲ望ム

一 政府ハ速ニ現行北海道舊土人保護法ヲ改正シ保護ノ徹底ヲ期セラレムコトヲ望ム

(森田政義君登壇)

○森田政義君 旭川市舊土人保護地處分法

案デアリマスガ、此委員會ノ經過結果ヲ御報告申上ゲマス、舊土人保護ノ目的ヲ以テマシテ、旭川市ニ所在シテ居リマス約四十二萬八千坪ノ土地ガアルノデアリマスガ、明治三十九年ニ北海道廳ハ之ヲ旭川市ニ貸與致シマシテ、一部ハ舊土人ノ耕作地ニ貸與シ、一部ハ和人ニ之ヲ貸與シテ、其和人ニ貸與シテ居ル部分ノ收入ヲ以テ、舊土人ノ生活ノ向上、或ハ其他ノ方法ニ使フテ居ルノデアリマスガ、茲ニ此土地ヲ現在旭川市ニ在住シテ居リマス五十戸ノ「アイヌ」ニ、一町宛ノ土地ヲ無償デヤツテ、残りノ百町歩バカリノ土地ハ、現在之ヲ使用シテ居リマスル和人ニ貸與シテ、其收益ヲ以テ舊土人ノ生活ノ向上、其他ノ施設ニ充テルト云フ案デアリマスルガ、殊ニ民政黨ノ手代木委員ハ、二時間半ニ互リ「アイヌ」全般ニ對スル質問應答ヲ重ネラレ、又政友會ノ林委員及ビ田中委員カラハ、此土地ハ旭川ノ市内ニ在ル土地デアリマス、都市計畫ヲ現ニ旭川ガ實行シテ居ルノデアリ、其關係トハドウナル、一町歩果シテ與ヘラレルカドウカ、或ハ共有地ニナル部分ノ收入ハ、之ヲドウ云フ風ニ使フカト云フヤウナコトニ付テ、政府委員トノ間ニ詳細ナル質問應答ガ重ネラレタノデアリマスルガ、委員會ハ全會一致ヲ以テ本案ノ通過ヲ可決致シタノデゴザイマス

ソコデ政友會ノ林君ヨリ、之ニ希望條項ヲ附ストノ申出ガアツクノデアリマス、之ヲ讀ミマス

「政府ハ本法實施ニ先チ都市計畫トノ關係ヲ調査シテ其ノ措置ニ遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ム」

「一、政府ハ其ノ管理スル舊土人共有地ノ收入ヲ適切有利ニ施設運用シ舊土人保護ニ付遺憾ナカラムコトヲ望ム」

一、政府ハ舊土人以外ノ現在轉借人ノ權利ニ對シ適當ニ考慮セラレムコトヲ望ム
一、政府ハ速ニ現行北海道舊土人保護法ヲ改正シ保護ノ徹底ヲ期セラレムコトヲ望ム

此希望條項モ滿場一致ヲ以テ通過致シマシタ、右御報告申上ゲマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決セラレシコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

旭川市舊土人保護地處分法案
第二讀會(確定議)

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセヌ、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)——日程第三及ビ日程第四ハ、同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第三、政府提出、臺灣事業公債法中改正法律案、日程第四、政府提出、臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長喜多孝治君

第三 臺灣事業公債法中改正法律案
(政府提出)

第四 臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書
臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年三月一日

委員長 喜多 孝治

衆議院議長秋田清殿

臺灣事業公債法中改正法律案外一件

第三 臺灣事業公債法中改正法律案
(政府提出)

第四 臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書
臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年三月一日

委員長 喜多 孝治

衆議院議長秋田清殿

臺灣事業公債法中改正法律案外一件

○喜多孝治君 只今議題ト相成リマシタ臺灣事業公債法中改正法律案及ビ臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案ノ委員會ニ於ケル經過及ビ結果ヲ御報告致シマス、第一ノ臺灣事業公債法中改正法律案ハ、臺灣總督府ニ於テ買収致シマス爲ニ要スル所ノ交付金、此交付金ヲ公債ニ依ツテ交付致シマス爲ニ、現在一億五千二百萬圓ノ公債發行額ヲ、一億五千四百六十萬圓ニ改正シタイト云フ趣旨デゴザイマス

何ガ故ニ此臺灣ニ於ケル粗製樟腦及ビ樟腦油ノ事業ヲ官營ニスル必要ガアルカ、此理由ニ付キマシテハ、臺灣ノ總督府ニ於キマシテ、樟腦專賣事業ヲ明治三十二年ニ創設

シテ以來、多年ノ間世界ニ於ケル市場ノ獨占的地位ヲ維持致シテ居ルデゴザイマスガ「セルロイド」工業ノ發達ニ伴ヒマシテ、樟腦ノ需要ガ非常ニ激増致シ、茲ニ人造樟腦ト云フモノガ擴張致シテ參リマシテ、今日デハ天然樟腦ト人造樟腦トノ競争ガ激烈ニ相成ツテ居ルノデアリマス、隨テ臺灣ニ於キマス所ノ樟腦ノ製造ノ改善ヲ圖リ、又事業組織ノ合理化ヲ圖リマシテ、サウシテ品質ノ向上ト、生産費低減ヲ圖ルト云フ必要ニ迫ラレテ居ルノデゴザイマス然ルニ今日迄臺灣總督府ニ於キマシテハ、此製造方ノ改良ニ付キマシテハ、相當ノ成績ヲ擧ゲタノデゴザイマスケレドモ、事業組織ノ合理化ニ付テハ、未ダ實現ヲ致サナカタノデアリマス、今日臺灣ニ於ケル粗製樟腦及ビ樟腦油ノ製造ハ、大正八年ニ於テ創立サレマシタ臺灣製腦株式會社ト云フモノノ一手ニ認可サレテ、是ガ製造ニ從事致シテ居ルノデアリマス、所ガ此製腦會社ニ於ケル原本ト云フモノハ、官有地ニアリマス所ノ官木ガ大多數ヲ占メテ居ルノデアリマシテ、隨テ臺灣總督府トシテハ、此製腦會社ニ對シテ原本ヲ拂下ゲ、ソレニ依ツテ製造致シマシタ所ノ粗製樟腦及ビ樟腦油ヲ、又再ビ臺灣總督府ニ於テ之ヲ買上ゲル、而シテ此製造品ガ原料ト相成リマシテ、臺灣ノ專賣局ニ於テ、之ヲ精製ヲ致スノデアリマスガ、此會社ニ對シテハ、臺灣總督府ハ、原料品ヲ供給スル會社デゴザイマスカラ、此製造品ヲ買上ゲル際ニ於テモ、相當ノ利益ヲ對酌シテヤラナケレバナライ、毎年六分以上ノ配當マデハ斟酌シテヤラナケレバナライ

スト云フヤウニ、其原料ノ買上ゲニ於テ價格ヲ考慮致サナケレバナライ、既ニ此原本ハ官有物ガ大部分デアリ、而シテ臺灣ノ專賣局ニ於ケル所ノ精製ノ原料トシテ、此會社ノ製品ヲ買上ゲルト云フ譯デ、此中間機關ガアリマス爲ニ、非常ナ不便ヲ

シテ以來、多年ノ間世界ニ於ケル市場ノ獨占的地位ヲ維持致シテ居ルデゴザイマスガ「セルロイド」工業ノ發達ニ伴ヒマシテ、樟腦ノ需要ガ非常ニ激増致シ、茲ニ人造樟腦ト云フモノガ擴張致シテ參リマシテ、今日デハ天然樟腦ト人造樟腦トノ競争ガ激烈ニ相成ツテ居ルノデアリマス、隨テ臺灣ニ於キマス所ノ樟腦ノ製造ノ改善ヲ圖リ、又事業組織ノ合理化ヲ圖リマシテ、サウシテ品質ノ向上ト、生産費低減ヲ圖ルト云フ必要ニ迫ラレテ居ルノデゴザイマス然ルニ今日迄臺灣總督府ニ於キマシテハ、此製造方ノ改良ニ付キマシテハ、相當ノ成績ヲ擧ゲタノデゴザイマスケレドモ、事業組織ノ合理化ニ付テハ、未ダ實現ヲ致サナカタノデアリマス、今日臺灣ニ於ケル粗製樟腦及ビ樟腦油ノ製造ハ、大正八年ニ於テ創立サレマシタ臺灣製腦株式會社ト云フモノノ一手ニ認可サレテ、是ガ製造ニ從事致シテ居ルノデアリマス、所ガ此製腦會社ニ於ケル原本ト云フモノハ、官有地ニアリマス所ノ官木ガ大多數ヲ占メテ居ルノデアリマシテ、隨テ臺灣總督府トシテハ、此製腦會社ニ對シテ原本ヲ拂下ゲ、ソレニ依ツテ製造致シマシタ所ノ粗製樟腦及ビ樟腦油ヲ、又再ビ臺灣總督府ニ於テ之ヲ買上ゲル、而シテ此製造品ガ原料ト相成リマシテ、臺灣ノ專賣局ニ於テ、之ヲ精製ヲ致スノデアリマスガ、此會社ニ對シテハ、臺灣總督府ハ、原料品ヲ供給スル會社デゴザイマスカラ、此製造品ヲ買上ゲル際ニ於テモ、相當ノ利益ヲ對酌シテヤラナケレバナライ、毎年六分以上ノ配當マデハ斟酌シテヤラナケレバナライ

スト云フヤウニ、其原料ノ買上ゲニ於テ價格ヲ考慮致サナケレバナライ、既ニ此原本ハ官有物ガ大部分デアリ、而シテ臺灣ノ專賣局ニ於ケル所ノ精製ノ原料トシテ、此會社ノ製品ヲ買上ゲルト云フ譯デ、此中間機關ガアリマス爲ニ、非常ナ不便ヲ

シテ以來、多年ノ間世界ニ於ケル市場ノ獨占的地位ヲ維持致シテ居ルデゴザイマスガ「セルロイド」工業ノ發達ニ伴ヒマシテ、樟腦ノ需要ガ非常ニ激増致シ、茲ニ人造樟腦ト云フモノガ擴張致シテ參リマシテ、今日デハ天然樟腦ト人造樟腦トノ競争ガ激烈ニ相成ツテ居ルノデアリマス、隨テ臺灣ニ於キマス所ノ樟腦ノ製造ノ改善ヲ圖リ、又事業組織ノ合理化ヲ圖リマシテ、サウシテ品質ノ向上ト、生産費低減ヲ圖ルト云フ必要ニ迫ラレテ居ルノデゴザイマス然ルニ今日迄臺灣總督府ニ於キマシテハ、此製造方ノ改良ニ付キマシテハ、相當ノ成績ヲ擧ゲタノデゴザイマスケレドモ、事業組織ノ合理化ニ付テハ、未ダ實現ヲ致サナカタノデアリマス、今日臺灣ニ於ケル粗製樟腦及ビ樟腦油ノ製造ハ、大正八年ニ於テ創立サレマシタ臺灣製腦株式會社ト云フモノノ一手ニ認可サレテ、是ガ製造ニ從事致シテ居ルノデアリマス、所ガ此製腦會社ニ於ケル原本ト云フモノハ、官有地ニアリマス所ノ官木ガ大多數ヲ占メテ居ルノデアリマシテ、隨テ臺灣總督府トシテハ、此製腦會社ニ對シテ原本ヲ拂下ゲ、ソレニ依ツテ製造致シマシタ所ノ粗製樟腦及ビ樟腦油ヲ、又再ビ臺灣總督府ニ於テ之ヲ買上ゲル、而シテ此製造品ガ原料ト相成リマシテ、臺灣ノ專賣局ニ於テ、之ヲ精製ヲ致スノデアリマスガ、此會社ニ對シテハ、臺灣總督府ハ、原料品ヲ供給スル會社デゴザイマスカラ、此製造品ヲ買上ゲル際ニ於テモ、相當ノ利益ヲ對酌シテヤラナケレバナライ、毎年六分以上ノ配當マデハ斟酌シテヤラナケレバナライ

スト云フヤウニ、其原料ノ買上ゲニ於テ價格ヲ考慮致サナケレバナライ、既ニ此原本ハ官有物ガ大部分デアリ、而シテ臺灣ノ專賣局ニ於ケル所ノ精製ノ原料トシテ、此會社ノ製品ヲ買上ゲルト云フ譯デ、此中間機關ガアリマス爲ニ、非常ナ不便ヲ

シテ以來、多年ノ間世界ニ於ケル市場ノ獨占的地位ヲ維持致シテ居ルデゴザイマスガ「セルロイド」工業ノ發達ニ伴ヒマシテ、樟腦ノ需要ガ非常ニ激増致シ、茲ニ人造樟腦ト云フモノガ擴張致シテ參リマシテ、今日デハ天然樟腦ト人造樟腦トノ競争ガ激烈ニ相成ツテ居ルノデアリマス、隨テ臺灣ニ於キマス所ノ樟腦ノ製造ノ改善ヲ圖リ、又事業組織ノ合理化ヲ圖リマシテ、サウシテ品質ノ向上ト、生産費低減ヲ圖ルト云フ必要ニ迫ラレテ居ルノデゴザイマス然ルニ今日迄臺灣總督府ニ於キマシテハ、此製造方ノ改良ニ付キマシテハ、相當ノ成績ヲ擧ゲタノデゴザイマスケレドモ、事業組織ノ合理化ニ付テハ、未ダ實現ヲ致サナカタノデアリマス、今日臺灣ニ於ケル粗製樟腦及ビ樟腦油ノ製造ハ、大正八年ニ於テ創立サレマシタ臺灣製腦株式會社ト云フモノノ一手ニ認可サレテ、是ガ製造ニ從事致シテ居ルノデアリマス、所ガ此製腦會社ニ於ケル原本ト云フモノハ、官有地ニアリマス所ノ官木ガ大多數ヲ占メテ居ルノデアリマシテ、隨テ臺灣總督府トシテハ、此製腦會社ニ對シテ原本ヲ拂下ゲ、ソレニ依ツテ製造致シマシタ所ノ粗製樟腦及ビ樟腦油ヲ、又再ビ臺灣總督府ニ於テ之ヲ買上ゲル、而シテ此製造品ガ原料ト相成リマシテ、臺灣ノ專賣局ニ於テ、之ヲ精製ヲ致スノデアリマスガ、此會社ニ對シテハ、臺灣總督府ハ、原料品ヲ供給スル會社デゴザイマスカラ、此製造品ヲ買上ゲル際ニ於テモ、相當ノ利益ヲ對酌シテヤラナケレバナライ、毎年六分以上ノ配當マデハ斟酌シテヤラナケレバナライ

スト云フヤウニ、其原料ノ買上ゲニ於テ價格ヲ考慮致サナケレバナライ、既ニ此原本ハ官有物ガ大部分デアリ、而シテ臺灣ノ專賣局ニ於ケル所ノ精製ノ原料トシテ、此會社ノ製品ヲ買上ゲルト云フ譯デ、此中間機關ガアリマス爲ニ、非常ナ不便ヲ

今日迄感ズ居タルデゴザイマス、先ツ原木ニ付キマシテハ、產地ニ於テノ保護及ビ取締ノ上ニ於テ多大ノ經費ヲ要スル、隨テ此事業ノ合理化ヲ圖ル上ニ於キマシテ必要ナリトシテ、之ヲ買収致スコトニ相成ッテ居ルノデアリマスガ、此交付金ハ果シテ如何バカリ出スカト云ヘバ、此會社ノ創立以來毎年舉ゲテ居ル所ノ純益金、之ヲ平均致シマシタモノガ六十一萬圓ニ達シテ居リマスルガ、之ヲ五年分ヲ見積リマシテ、サウシテ三百六萬圓ト云フ此交付金ヲ出サウ、又官營ニ致シマスル爲ニ土地、建物、器具、機械ヲ必要ナル程度ニ於テ買収致シマスル金額、是ガ三十三萬圓ヲ要スルノデゴザリマシテ、結局三百四十萬圓ヲ以テ此事業ヲ買収スルト云フコトニ相成ッテ居ルノデアリマス

委員會ニ於キマシテハ、此價格ガ果シテ適當ナリヤ否ヤト云フコトニ於テ、多ク論議ヲ費サレタノデアリマス、此價格ガ不當ニシテ政府ノ損ヲ及ボス虞ハナイカ、又之ニ反シテ民間ノ事業ヲ壓迫スル虞ハナイカドウカト云フコトニ付テ、慎重審議ヲ致シタノデゴザリマスルガ、政府ノ答辯ニ依リマスルト、更ニ嚴正ヲ期スル爲ニ、愈々實行スルニ當リマシテハ、評價委員會ヲ組織致シ、評價委員ヲ九名ト致シマシテ、總務長官ガ委員長ト相成リ、大藏省ノ專賣局長官、拓務省ノ殖產局長、ソレカラ法制局參事官又ハ會計検査官、臺灣總督府ニ於ケル高等官二名、學識經驗アル者三名、之ニ依リマシテ總督府ニ評價委員會ヲ組織致シマシテ、嚴正ナル審議ノ下ニ之ヲ實行シタイト云フコトデゴザリマス、委員會ニ於キマシテハ、此事業ヲ官營ニ致スコトハ適當デアリ、其交付金額ニ於テモ適當デアルト云フコトヲ認メマシテ、滿場一致可決致シタノデゴザリマス、此旨御報告致シマス

次ニ臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正

法律案デゴザリマス、是ハ臺灣官設鐵道ニ關聯致シテ「バス」事業——自動車國營ヲヤラウト云フ爲ニ、鐵道用品資金會計法ノ中ニ、此自動車交通事業ト云フモノヲ包含從屬セシメルト云フ趣旨デゴザリマス、臺灣總督府ノ言フ所ニ依リマスルト、今後十年ノ中ニ於テ、現在臺灣總督府ニ於テ鐵道ヲ建設セントシテ居ル豫定線、及ビ現在臺灣ニゴザリマスル縱貫鐵道ニ併行ヲ致シテ居ル所ノ縱貫道路、之ニ國營自動車ヲ經營致サウト云フコトデゴザリマス、十年計畫ト云フモノガ、マダ完成ハ致シテ居ラスケレドモ、只今調査中デアリマスルケレドモ、豫定線ト致シマシテハ十六線、此距離ガ九百軒ニ達スルト云フ説明デゴザリマシタ、此法案ガ通りマスレバ、昭和九年度ニ於キマシテ臺灣ノ中部地方、現在經營シテ居ル私營會社ガ七會社ゴザリマスルガ、百四十軒ニ達スル所ノ此線路ニ付テ、來ル九月ヨリ國營ニ依ッテ自動車交通事業ヲ營マントシテ居ルノデアリマス、此民營自動車ヲ自然買収スルト云フ必要ガ生ズルノデアリマスルガ、臺灣總督府ノ聲明スル所ニ依リマスルト、國營開始前ニ其會社ガ解散スレバ廢線致セバ、最近一年間ノ收益ノ七箇年分ノ金ヲ補償金トシテ交付スルト云フ意見ヲ持ッテ居ラレノデアリマス、是モ亦委員會ニ於キマシテ慎重審議ノ結果、適當ナル處置ト致シマシテ、滿場一致可決致シタ次第デゴザリマス、ドウカ此二法案ニ對シマシテ、本院ニ於テ御協賛アラントヲ希望致シマス（拍手）

○議長（秋田清君） 兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

（異議ナシト呼フ者アリ）

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ

開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君） 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

（異議ナシト呼フ者アリ）

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

臺灣事業公債法中改正法律案

第二讀會（確定議）

臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案

第二讀會（確定議）

○議長（秋田清君） 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、兩案共委員長報告通り可決確定致シマシタ（拍手）——日程第五乃至第八ハ、同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

（異議ナシト呼フ者アリ）

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第五、政府提出、昭和九年度一般會計歲出入財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案、日程第六、政府提出、昭和七年法律第一號中改正法律案（滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル事件）、日程第七、政府提出、滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル法律案、日程第八、政府提出、大藏省預金部特別會計法中改正法律案、右ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長差支ノ故ヲ以テ理事小笠原三九郎君ニ登壇ヲ許シマス（拍手）

第五 昭和九年度一般會計歲出入財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案

（政府提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

第六 昭和七年法律第一號中改正法律案滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲

公債發行ニ關スル事件（政府提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

第七 滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル法律案（政府提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

第八 大藏省預金部特別會計法中改正法律案（政府提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

報告書

一 昭和九年度一般會計歲出入財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年三月二日

委員長 竹内友治郎

衆議院議長秋田清殿

報告書

一 昭和七年法律第一號中改正法律案（滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル事件（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年三月二日

委員長 竹内友治郎

衆議院議長秋田清殿

報告書

一 滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和九年三月二日

委員長 竹内友治郎

衆議院議長秋田清殿

報告書

一大藏省預金部特別會計法中改正法律案
(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和九年三月二日

委員長 竹内友治郎

衆議院議長 秋田清殿

(小笠原三九郎君登壇)

○小笠原三九郎君 昨ハ只今上程セラレマ
シタ昭和九年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツ
ル爲公債發行ニ關スル法律案外三件ノ委員
會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本
委員會ハ一月二十九日成立、竹内友治郎君
ヲ委員長ニ、堀川、金井、平野、中、及ビ
不肖ガ理事ニ就任致シマシテ、爾來會ヲ開
クコト六回、内五回ヲ質疑ニ、一回ヲ討論
ニ費シ、昨三月二日終了致シタノデアリマ
ス、其間増田義一君、福井、中、牧山、野
中、門田、田中、平野等ノ諸委員ヨリ、重
要且ツ適切ナル所ノ御質疑ガアリ、政府側
ト致シマシテハ、齋藤内閣總理大臣、高橋
大藏大臣ヲ始め、各政府委員ヨリ懇切丁寧
ナル御答辯ガアツタ次第デアリマス

議案ノ第一ハ俗ニ申シマスル所謂赤字公
債ト言ハル、モノデアリマシテ、昭和九年
度ニ於キマスル所ノ歳入不足補填ノ爲ニ、
六億六千八百四十萬圓ノ起債ノ權限ヲ政府ニ
得ントスル法律デアリ、第二ハ、滿洲事件
ニ關スル經費支辨ノ爲ニ、新ニ一億五千九
百十萬圓ノ公債發行限度ヲ増加擴張セント
スルモノデアリマシテ、第三ハ、滿洲事件
ニ關シマスル所ノ、一時賜金トシテ交付ス
ル爲ニ、額面五千萬圓ヲ限テ公債ヲ發行
セントスルモノデアリマス、第四ハ、昭和
九年度ノ豫算ニ計上セラレテ居リマスル大
藏省廳舎ノ新營ニ付キマシテ、預金部ガ獨
立シテ特別會計タル關係上、其營繕費ノ若

官報號外

昭和九年三月四日

衆議院議事速記第十八號 昭和九年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外三件第一讀會ノ續

干預預金部ニ負擔セシメントスルモノデア
リマス、委員會ニ於キマシテ主トシテ問題
トナリマシタノハ、議案ノ性質上、第一ノ
赤字公債ト、第三ノ行實公債ニ關シテ、マ
リマス、赤字公債ニ付キマシテハ、財政計
畫、財界前途ノ見透シ、竝ニ赤字財政ノ建
直シ、金利政策、日銀ノ公債賣出竝ニ公債
消化ノ問題、其他財政經濟一般ニ互リマシ
テ、可ナリ多岐廣汎ナル質疑應答ガアリ、
又行實公債ニ付キマシテハ、論功行實ノ範
圍、程度、標準等ニ付キマシテ質疑應答ガ
重ネラレマシタガ、是等ノ詳細ハ之ヲ速記
録ニ譲リマシテ、茲ニ之ヲ省略スルコトニ
致シマス、昨日ノ討論ニ當リマシテハ、政友
會ノ代表者ヨリ議案全部ニ對シ、政府原案通
リ賛成ノ意見ヲ表スルト共ニ以下申サユナ
意味ノ意見ノ陳述ガアツタノデアリマス、赤
字公債ニ付テハ色々ノ議論ガアルノデアリ
マス、ケレドモ、内外ノ情勢上ハ已ムヲ得
ザルモノデアルトシテ承認スル、特ニ八年
度ハ六億五千九百五十萬圓ニ較ベテ、九年
度ハ今度提案ノ追加豫算千六百七十六萬圓
ヲ加算シテモ、尙ホ前年度ニ比シ三千六百
萬圓ヲ減ジテ居ルト云フコトハ、一方國防
費ガ八年度ノ八億四千萬圓ニ對シマシテ、
九億四千七百萬圓、一億圓以上ノ増加ヲ致
シテ居ル其際ト致シマシテ、自然增收ハア
ルト申シナガラ、財政當局者ノ御苦心御努
力ニ對シマシテハ、洵ニ之ヲ多トセネバナ
ラナイ、冀クハ將來一層努力ヲ繼續シ、精
進セラレマシテ、赤字公債ノ遞減ノ計畫ヲ
確立センコトヲ望ムモノデアアル、斯ウ云
フコトヲ言ヒマシテ、其次ニ赤字財政ノ
建直シニ付キマシテハ、經濟ノ定石通り、
先ヅ第一ニ經常歳出ト云フモノハ、經
常歳入、即チ恒久的財源ニ依ツテ之ヲ支辨
セラレタキコト、第二ニ經常化シテ居ル臨
時費、是ハ恐ラクニ億圓位ニ達スルデアリ
マセウガ、此經常化セル臨時費ニ對シマシ

テハ、經常費同様恒久財源ニ依ツテ支辨
スル、斯ウ云フニツノ原則ヲ樹立セラレタ
シ、ソレガ爲ニハ、一方ニ積極的ニ國庫ノ
增收ヲ圖ルト共ニ、他方ニ經費ノ節減ヲ圖
ラナケレバナラナイ、所ガ積極的ニ國庫ノ
增收ヲ圖ルト言ヘバ、増税、官業ノ創設其
他デアリマスルガ、是等ニ先チマシテ、
負擔ノ均衡ヲ目的トスル税制ノ根本的改革
ガ必要デアリマスルシ、ドウシテモ假スニ
若干ノ年月ヲ必要トスル次第デアリマスル
ガ故ニ、先ヅ消極的方面ニ於キマシテハ、
徹底的ノ税制整理ト、政友會ガ多年唱ヘテ
居リマスル所ノ無駄ノ排除トノ實行ヲ急イ
デ貫ハナケレバナラナイ、就中最モ急務デ
アルノハ、國債利子ノ減少デアリマシテ、
ソレガ爲ニハ、第一ニ內國債中四分半利以
上ノ高利公債ガアリマスルガ、是等ハ出來
ルダケ速ニ四分以下ノ低利公債ニ借換ヲ願
ヒタイト云フコトデアアル、サウ云フ風ニ致
シマシテ、內國債ガ現在六十四億餘萬圓ア
リマスガ、其中既ニ據置期間ヲ經過シテ居
リマシテ、任意償還ヲ爲シ得ベキハ、五分
利公債ガ四十億二千五百萬圓、四分半利公
債ノモノガ七億五千五百萬圓ニ達シテ居ル
デアリマスルカラ、是等ハ一率ニ四分ニ引
下ゲレバ、一箇年四千三百八十二萬五千圓
ノ歳出減少トナリマス、而モ新規ノ發行ト
異ツテ、市中ノ金融ヲ壓迫スルノデモナケ
レバ、通貨政策ニ支障ヲ來ス譯デモナイ、
却テ政府ガ期セラレル所ノ低金利政策ノ徹
底ヲ助ケ、新規公債ノ發行條件ヲ有利ナラ
シメ、加フルニ帝國財政ノ根基ヲ固メサセ
ルト云フコトニナルコトデアアルカラ、是ハ
是非トモ今ノヤウナ有力ナ、高橋大藏大臣
ノヤウナ方ガ御出デノ時ニ、實行ノ緒ニ著
イテ戴キタイト云フコトヲ希望セラレタノ
デアリマス

第二番目ニ高利外債ノ借換ニ付テ、斯ウ
云フヤウナ御意見ノ陳述ガアリマシタ、此
高利外債ノ借換ハ急務中ノ急務デアリ、現
在ノ日本ノ外債ノ中デ、四分半乃至六分半
ノモノガ、金勘定デ十億六千五百萬圓ニナツ
テ居ルガ、之ヲ四分利ニ借換ヘルナラバ、一
箇年二千萬圓以上ノ節約ニモナルノデア
ル、之ヲ今日或ハ法トカ、磅トカ、弗トカ
云ツヤウナ、元發行地デ低利ニ借換ヘルト
云フコトハ、償還期限ガ未到ノ事デモアル
シ、又國際情勢上恐ラク望ンデモ出來得ヌ
コトデアアルト考ヘルノデアリマスガ、此際
總テ日本人ガ、所謂弗買ニ依ツテ持ッテ居
リトモ、買上其他肩替リ、色々ナ方法ガア
リマセウガ、ソレ等ニ依リマシテ御實行願
ヒタイト考ヘルノデアリマス、勿論是ガ實
行ニ當リマシテハ、非常ナル御苦心ト、容
易ナラザル準備トヲ要シマスコトハ固ヨリ
デアリマスガ、何人カ、何レカノ時期ニ
之ヲ行ハネバナラヌコトデアリマシテ、一
日ダケ早ク行ヘバ、一日ダケ利益ガアルコ
トデアリマスルガ故ニ、政府ニ於カレマ
シテハ、速ニ機宜ノ處置ヲ取ラレンコトヲ
望ム者デアリマス、斯ウ云フ論旨ヲ進メテ、
其次ニ先ノ二條項、其一ツハ政府ノ內國債
中据置期間經過ノ分ニ對シテハ、速ニ是ガ
低利借換ヲ爲スベシ、一ツハ、政府ハ外國
債、特ニ邦人所有ノ外國債ニ對シ、速ニ適
當ナル措置ヲ講ズベシト云フ、希望條件ヲ
附セラレタ次第デアリマス

尙ホ之ニ續キマシテ、滿洲事件ノ行實公
債ニ關シテ、事務ノ範圍ノ陳述ガアツタノ
デアリマス、今同ノ滿洲事件ト云フモノハ、
其重大性ニ於キマシテ、日清日露ノ兩戰役
ニ讓ラザルモノデアアルミナラズ、洵ニ振
古未曾有ノ大業デアルト云フコトハ、齋藤
首相ガ委員會ニ於キマシテ、此議場ニ於ケ
ル荒木前陸相ノ言葉ヲ肯定シ、承認セラレ
ク言葉デモ明白デアアルノデアリマスルガ、
私共思ヒマスルニ、彼ノ明治ノ維新ト云フ

モノガ、王政ヲ復古シ、萬機ヲ公論ニ決スル所ノ、自由民權ノ爲ノ政治革新デアッタトスルナラバ、私ハ昭和ノ聖代ト云フモノハ、實ニ吾々大和民族、日本國民ノ生活確保ヲ目的トスル所ノ、經濟革新ノ成就完成デアラネバナラヌト考ヘルノデアリマス（拍手）而シテ此滿洲事件ハ、目下澎湃トシテ漲ッテ居ル所ノ各國ノ經濟「ブロック」ニ對抗致シマシテ、我が日本ノ經濟の地歩ヲ確立サセタバカリデナク、確固不動ノ國家觀ト平和觀トニ基ケル所ノ、亞細亞政策ノ遂行ニ一歩ヲ進メタモノデアリマス（拍手）ソレ等ノ意味合ヨリ致シマスレバ、日清戰爭、或ハ又日獨戰役ト云ツヤウナモノト比較シテ、日ヲ同ジウシテ語ルベカラザルハ勿論、彼ノ西伯利事變、濟南事變ナド、ハ、根本的ニ其性質ヲ異ニ致シテ居ルノデアリマス（ヒヤ／＼）且ツ今度ノ事件ニ於キマシテハ、眞ニ寡ヲ以テ能ク衆ヲ制シ、短日月ノ間ニ所期ノ目的ヲ達成セラレタル我が忠勇ナル將兵各位ニ對シテハ、心ヨリ深甚ナル謝意ヲ表シマスルト同時ニ（拍手）吾々ハ出來得ルだけ厚ク行賞セラレンコトヲ熱望シテ已マヌ者デアリマスガ、同時ニ又今回ノ事件ニ付キマシテ、此事件程鋭後ニ於ケル國民ノ一致協力ヲ示シタコトモ稀レデアリマスカラ、ソレ等國民ノ代表者ニ對シテモ、ソレ／＼適當ノ行賞ガアリ、一人ニテモ内心不不満ヲ有ツ者ノナキヤウ、切ニ慎重考慮ヲ拂ハレンコトヲ熱望スル者デアリマス（拍手）

尙ホ行賞ニ當リマシテハ、勿論濫賞ヲ戒メナケレバナラヌコトハ固ヨリデアリマスケレドモ、厚キニ過グルトモ薄キニ過グルコトナク、廣キニ失スルトモ狹キニ失セザルヤウ、特ニ御注意ヲ望ム者デアリマス（拍手）尙ホ古語ニ「賞ハ急ガ、罰ハ延ベヨ」ト云フコトガアリマスガ、其邊十分心得ラレテ、迅速御取計アランコトヲ望ム者デア

リマス、斯ウ云フヤウナ話ガアリマシテ、ソレニ引續キマシテ民政黨ノ代表者、中君カラ、詳細ノ議場述ベルカラト云フコトデ、原案賛成ノ簡單ナル御演說ガアリマシタ、引續キ國民同盟ノ代表者野中君カラ、贊否ヲ保留セラレタノデアリシマタ、採決ニ入リマシテ、大多數ヲ以テ原案ヲ承認致シ、尙ホ前ニ述ベマシタ政友會ノ希望條項ニツニ對シマシテハ、委員長ヨリ特ニ本議場ニ於ケル報告中ニ差加フベキモノガ決定致シタ次第デアリマス、右簡單ナガラ御報告申上ゲマス（拍手）

○議長（秋田清君） 先ヅ日程第五、昭和九年度一般會計歲出入ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案ノ審議ニ入リマス、本案ニ付テハ討論ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——野中徹也君

（野中徹也君登壇）

○野中徹也君 私ハ只今委員長報告ニナツテ居リマス、第六、昭和七年法律第一號中改正法律案、第七、滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル法律案、第八、大藏省預金部特別會計法中改正法律案、此三案ニ對シマシテハ贊成ノ意思ヲ表示シ、第五ノ昭和九年度一般會計歲出入ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案、之ニ對シマシテハ、反對ノ意思ヲ表示セントスル者デアリマス、勿論最初ニ申上ゲマシタ日程第六、第七ノ此法律案ハ、只今委員長報告ノ通り、我國昭和維新トモ匹敵スベキ所ノ大事業デアリマスルガ故ニ、其事業ニ參與シマシタ所ノ將士ノ功勞ニ酬ユルコトハ當然デアリマス、私共モ此問題ニ關シマシテハ、吾々ノ僚友小山谷藏氏ヨリ豫算委員會ノ席上ニ於キマシテ、贊成ノ意思ヲ表示致シマシタ、併ナガラ豫算ガ不可分デアルト云フ所ノ理由ニ基キマシテ、遺憾ナガラ反對セザルヲ得ナイ立場ニナツタノデアリマス、併シ斯様ニ簡々ノ法律

案、分離セル法律案ト相成リマシタ時ニ於キマシテハ、吾々ハ此場合ニ於キマシテ、明ニ私共ノ立場ヲ明瞭ニシナケレバナリマセヌ、故ニ私ハ日程第六、第七ノ問題ニ對シマシテハ、吾々同志ハ心カラ贊成ノ意思ヲ表スル者デアルト云フコトヲ、前提ト致ス次第デゴザイマス（拍手）

第五ノ公債發行ニ關スル法律案ニ關シマシテハ、遺憾ナガラ反對ノ意思ヲ表示シナケレバナリマセヌ、何故カトナレバ、私共ガ委員會ニ於キマシテ、此内容ヲ調べル時ニ於テ、少クとも三ツノ點ニ於キマシテ、其不可ナルコトヲ認メタカラデアリマス、豫算ノ場合ニ於キマシテモ、政友會ノ前田委員長ガ、此席上ニ於キマシテ、豫算委員會ノ殆ド全部ヲ通ジテ、現内閣ノ豫算ノ中ニ於キマシテハ一定ノ指導方針ガナク、農業政策ニ對シテ、或ハ産業政策ニ對シテ、根本的ニモ、或ハ應急對策ニモ見ルベキモノガナイコトハ、甚ダ遺憾デアルト云フコトヲ前提ト致サレマシテ、贊成ヲ爲サレマシタ（拍手）併ナガラ私共ハ此遺憾ト云フ所ノ言葉ハ、全力ヲ舉ゲテ有ル仕事ヲ爲シテカラ後ニ、發セラルベキ言葉デハナイカト考ヘラレマス、思フニ民政、政友ノ諸賢ガ、果シテ全力ヲ舉ゲテ自分ノ意思徹底ニ努力セラレタカドウカ、私ハ甚ダ是コソ本當ノ遺憾デアルト考ヘザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）私共ハ其遺憾ナル言葉ヲ言ハザルヤウニ、全力ヲ舉ゲテ政府ノ政策ニ對シ、或ハ時ニ反對スル、或ハ時ニ贊成スルコトヲ致シテ居ルノデアリマス、隨テ其内容ガ甚ダ貧弱デアジテ、吾々國民生活ノ向上ニ、何等ノ資スル所ガナカッタナラバ、遺憾ト云フ言葉ヲ言ハズシテ、之ヲ改ムベク政府ノ反省ヲ求ムル意味ニ於キマシテ反對致シマシタコトハ、皆様方ノ御承知ノ通りデアリマス、同ジヤウナ意味合ニ於キマシテ、私ハ今日遺憾ノ言葉ヲ發スルコトヲ

言ハナイヤウニ、此公債發行ニ關スル法律案ニ對シテ、反對ノ意思ヲ表示セントスル者デアリマス

先ヅ第一ニ私共ガ此法律案ニ對シマスル反對ノ理由ハ、此公債發行ノ總額及ビ發行條件ニ關スルコトデアリマス、此總額ニ關スルコトハ、總額自體ニ關スルコト、總額決定ニ至ツタ所ノ順序ニ關スル事柄デアリマス、此總額其モノニ對シタコトハ、吾々ノ僚友中村繼男君ガ此壇上ニ於テ、其當時ノ豫算内容ノ缺點ヲ披瀝致シマシテ、今次ノ豫算計畫ト云フモノハ、收入ニ於テ非常ニ隱サレテ居ル所ガアル、現在ノ財政狀態、現在ノ經濟狀態カラ見ル時ニ於テハ、政府事業ノ自然増收、民間産業ノ收入増加ニ依ツテ、必ズヤ四千萬圓以上ノ國庫收入増加ヲ見ルベキガ、必然デアルト云フコトヲ言ウテ居リマス、私共ハ中村君ト同ジク、此豫算ノ内容ヲ調べル時ニ於テ、眞實ニ四千萬圓以上ノ收入増加ガアルベキコトヲ、確信致シマスルガ故ニ、斯様ナル杜撰ナル立案ノ下ニ公債發行額ヲ決メルコトハ、宜シクナイト云フ意味合ヲ以チマシテ、反對セザルヲ得ナイノデアリマス、是ガ即チ豫算總額、公債發行總額其モノニ對スル、反對ノ理由デアリマス、次ハ發行其モノ、決定ニ至ル所ノ順序ノ問題デゴザイマス、私共ハ何ガ故ニ政府ガ現在ノ豫算ニ對スル所ノ公債發行額ヲ、六億六百九十萬圓ニ限定シタノカ、而モ其限定ヲ支持シタノカ、此順序ヲ追窮スル場合ニ於キマシテ、甚ダ其間ニ於キマスル不審ノ點ヲ感ゼザルヲ得ナイノデアリマス、私共ノ調査ニ依リマスレバ、現在ノ金融市場、現代ノ金融機構ヲ以テスルナラバ、尙ホ多數ノ公債發行ノ可能性ヲ認メルノデアリマス、大藏大臣自體モ豫算案ノ提示ノ際ニ當リマシテ、本年度ニ於キマシテハ財界ガ好轉ヲシタ、サウシテ昨年度ニ於テハ銀行預金ガ七億一千

万圓、郵便貯金が一億圓、金錢信託が一億六千萬圓、約十億圓ノ預金増加ヲ見テ居ル、又一方ニ於テ手形交換額ハ百六十億圓、即チ三割以上ノ増加ニナツテ居ル、斯ウ云フコトヲ大藏大臣御自ラニ於テ認メテ居リマス、若モ之ヲ前提トシテ、又其預金増加ノ内容ヲ考察スル場合ニ於キマシテ、私共ハソコニ尙ホ公債發行ノ餘分ノ市場ガアルノデハナイカト、考ヘザルヲ得ナイノデアリマス、何トナレバ昨年度ニ現レマシタ所ノ預金増加十億圓ト云フモノハ、決シテ直接流通貨幣ノ増加ニ依ッテ現レタモノデハアリマセス、昨年度ニ於キマシテハ、是モ大藏大臣御自身ノ御發表デゴザイマスルガ、月計平均ニ於キマシテ通貨ノ膨脹ト云フモノハ、僅ニ一昨年ニ比較致シマシテ一億内外デアリマス、而モ補助貨幣ト云フモノハ、僅ニ三千万圓位シカ餘分ニ殖エテ居ラナイト云フノガ、大藏大臣自體ニ於テ發表サレマシタ事實デアリマス、若シ夫レ果シテ然リトスルナラバ、僅ニ通貨ニ於キマシテ一億三千万圓位ノ増加ニ於テ、此十億ノ預金増加ヲ來シテ理由ハ何處ニアルノカ、思フニ此預金増加ノ理由トスルノハ、決シテ前ニ申シマシタ通り、流通額ノ増加デハナイ、要ハ即チ昭和七年以後ニ於キマシテ、或ハ非常時局ニ處スル所ノ色々ノ方策ノ結果トシテ、公債ヲ發行致シマシタ、其公債發行ト云フモノガ今日ノ預金増加ノ眞ノ原因デハナイカト、私共ハ考ヘザルヲ得ナイノデアル、即チ今迄發行セラレマシタ公債額ハ、滿洲事件費ニ於キマシテ四億九千万圓、軍事費ニ於キマシテ約四億圓、時局匡救費ニ於キマシテ三億七千万圓デアリマス、而モ是ガ昨年ノ九月迄ニ發行セラレマシタモノハ、七年度ニ於キマシテ一億七千六百万圓、八年度ニ於キマシテ二億二百万圓、是ガ即チ所謂時局匡救費デアリマスガ、軍事費ト致シマシテハ僅ニ三億二千

万圓デアリマス、是ガ即チ私共ニ言ハスルナラバ、今日預金増加ノ眞ノ原因ヲ爲スモノデアルト信ジマス、私ハアノ委員會ニ於キマシテ、實ハ大藏大臣ニ現在ノ金融機構ノ根本問題ニ付キマシテ、承ハラウト考ヘタノデアリマスルガ、事柄ガ所謂信念ノ相違ノ爲ニ聽クコトガ出來マセシタ、併ナガラ私ハアノ場合ニ於キマシテ、今日大藏大臣ニ預金増加ノ原因ハ何レニアルヤト云フヤウナコトニ對シテ、實ハ伺ヒタカッタノデアリマス、又更ニアナタガ六億六千万圓ノ公債支持ノ理由ヲ承リタカッタノデアリマシタ、併ナガラ遂ニ聽クコトヲ得マセシタガ、思フニ大藏大臣ガ六億六千万圓ノ公債ヲ支持スルニ至ッタ眞ノ理由ハ、或ハ昨年度ニ於テ成程十億ノ預金ガ増加シテ居ル、併ナガラ昨年度政府ノ公債ト致シマシテ、既ニ七億圓ノ公債ヲ發行シテ居ル、尙ホ今年度ノ豫算會計ノ中ニ於キマシテ、少クトモ今後三億二千五百万圓前後ノ公債ヲ、發行シナケレバナラス、之ヲ通算スレバ實ニ十億圓ニナル、此政府公債發行ノ十億額ト此預金増加ノ十億額ト相比較致シマシテ、モウ公債發行ノ餘力ナシト云フヤウナ考ヲ持タレヤウニナツタノデハナイカト思フ、併ナガラソコニ私共ハ所謂認識ノ不足ガアルノデハナカラウカ、ソコニ信念ノ相違ガアルノデハナカラウカト考ヘル、何トナラバ前ニ申シマシタ通り、十億ノ公債ヲ發行シ事業ヲ營ミマシテモ、通貨膨脹トナツテ現レマシタモノハ僅ニ一億三千万圓デアアル、全體額カラ見マスルナラバ僅ニ一割三分ニシカ當ラナイ、而シテ其大部分ノ金ト云フモノハ——資本ト云フモノハ還元セラレテ、預金ノ形式ヲ以テ市場ニ流布セラレテ、一般民間ニ殘ルモノハ僅ニ一割三分デアアル、若シ果シテ然リトスルナラバ、今日尙ホ數億ノ公債ヲ發行シテモ、民間ニ流布セラレル所ノ貨幣ト云フモノ、數量

ハ、ソレ程大キナモノトハナリマセス、隨テ是ガ原因ヲ致シマシテ物價騰貴ニナルトハ、吾々ハ信ジナイノデアル、而モ政府ガ恐レテ居リマス所ノ物價昂騰ノ狀態ヲ見マシテモ、爲替相場ノ激落ノ爲ニ騰貴致シマシタ品物ヲ除キマシタナラバ、殆ド其騰貴率ト云フモノハ餘リ上ツテ居リマセス、殆ド變ラナイト見ルノガ正當デアリマス、斯ウ云フ狀態デアルトスルナラバ、僅ニ十億ノ公債ニ對シマシテ、流通額ガ一億三千万圓シカ上ラズ、物價モ騰貴シナイト云フ此現勢ヲ見タ時ニ於テ、何處ニ「インフレ」ノ心配ガアルカ、而モ私共ハ多額ノ公債ヲ發行シテアル、即チ例ヘバ町村長會、或ハ農會長ナドガ支持シテ居リマス所ノ、農林豫算三千一百萬圓、或ハ中小商工業者ガ自己發展ノ爲ニ必要デアルト稱セラレル商工豫算一千萬圓、或ハ今日最モ苦シイ窮迫ノ底底ニ泣イテ居ル所ノ、三陸地方ノ救済或ハ振興ノ爲ニ千四百五百万圓ノ程度、合セマシテモ五六千万圓ノ程度ヲ私共ハ要求シテ居ルノデアル、而モ十億圓ニ對シテ僅ニ一億三千万圓、僅ニ一割三分シカ影響ガナイ、況ヤ五六千万圓ノ公債ヲ發行シテ、ドレダケノ影響ヲ及ボスコトデアリマセウカ、殆ド九牛ノ一毛ト云フデモ宜イ位ノモノデアルト信ズル、而モ其五千萬圓前後ノ公債ヲ發行シ、其資金ニ依ッテ或ハ窮乏セル三陸ノ罹災民ヲ救助シ、或ハ困窮ノ底底ニ喘イデ居ル所ノ農民救済ニ充テタナラバ、其喜ビ、其效果ト云フモノハドレ程デアアルカ知レスト、私共ハ考ヘザルヲ得ナイノデアル、私ハ是ニ於キマシテ、即チ政府ヲ反省サセル意味合ヲ以チマシテ、此案ニ反對セザルヲ得ザル理由ノ二デアリマス

件ノ問題デアリマス、今日ノ金融機構、今日ノ經濟機構カラ考ヘテ見マスト、中央ノ銀行ハ金利ガ低利デアルニモ拘ラズ、預金ノ増加シテ居ルコトハ事實デアリマス、即チ大臣ノ言フ如ク、郵便貯金ハ年三分デアルニモ拘ラズ一億圓増加シテ居リマス、其他ノ銀行ノ預金増加ノ趨勢ハ——私ハ大藏省ニ向ヒマシテ其表ヲ提出ヲ求メタノデアリマスガ、マダ參リマセス、隨テ正確ニ年度別ニ預金増加ノ狀態ヲ申上グルコトハ出來マセスガ、少クモ栃木縣ニ於ケル現狀カラ見マシテモ、大銀行ニ資金ノ集中スルト云フコトハ事實デアリマス、而モ大銀行ハ金利ガ低率デアリマス、栃木縣ノ例カラ申シマスナラバ、昭和四年度ニ於キマシテ、安田銀行、第一銀行、此大銀行ニ對スル預金ハ三千百八十萬圓デアリマシタガ、昭和七年度ニ於キマシテハ、四千二百萬圓トナツテ一千万圓以上ノ増加デアリマス、併ナガラ他ノ銀行ノ預金ト云フモノハ殆ド平均ヲ致シ、時ニ依リマシテハ減少ノ狀態デアリマス、斯ウ云フ風ナ工合ニ、大銀行ノ利率ガ低イニモ拘ラズ、尙ホ集マルノハ如何ナル理由ニ基クカ、政府提出ノ書類ニモ、市街地銀行ノ當座預金、此日歩ヲ平均致シマスレバ、最高ガ五厘七毛デアリマス、東京大阪ノ組合銀行ノ、所謂大銀行ノ最高當座預金日歩ハ四厘二毛デアリマス、斯ウ云フ工合ニ金利ガ安イノニ拘ラズ、大銀行ニ預金ノ集中スルコトハ如何ナル理由ニ基クノデアルカ、要ハ私共ニ言ハセレバ、利息ノ高低ヨリモ信用ノ如何ニ依ッテ集マルモノデアナイカト信ズル、國家ハ信用ノ權化デアリ、其大當デアリマス、國家ニ對スル預金、例ヘバ公債ノ如キモノハ、安イ所ノ利子ヲ以テシテモ喜ンデ之ニ應ズベキガ、先ヅ正當ナ見方デハナカラウカト考ヘル、大藏大臣ハ此委員會ニ於キマシテ、十一月ノ公債發行ニ對シテハ、實ニ四分ノ利率ヲ以

テ發行スルコトガ出來タト言ッテ御自慢ヲナスデ居ラレマス、或ハ今迄ノ人カラ較ベレバ、幾分御自慢ナスツモ宜イデアリマセウ、併ナガラ私共ニ言ハセレバ、現在ノ銀行預金率ニ比較致シマシテ、公債ノ利率ト云フモノハマダ高過ギルノデハナカラウカ、更ニ私共ハ——餘リ長クナリマスルト叱ラレ、イヤ御不滿ノ人ガアルヲシウゴザイマスカラ、餘リ數字ヲ擧ゲルコトハ止メマス、併ナガラ免ニ角斯ウ云フ有ユル數字カラ考ヘテ見テ、今日ノ公債ハ三分五厘位デモ適當ナモノデハナイカト考ヘル、今日民間ニ所謂遊資——遊シテ居ル資金ノアリマスルコトハ事實デアリマス、其結果ト致シマシテ、是モ大藏大臣御指示ノ通り、昨年度ニ於キマシテハ、地方債ノ低利借換ガ六億七千万圓、社債ノ借換ガ十一億九千万圓、斯様ナ工合デ今日ノ市場ニ遊金ガアリマシテ、其遊金ニ基テ低利借換ハ斯様ナ數字ヲ現ハシテ居リマス、若モ大藏省ガ更ニ安イ利率ヲ以テ公債ヲ發行シ、此金融市場ヲ刺戟シタナラバ、或ハ幾多高率ニ惱ンデ居ル、否ソレヨリモ少シ低イ程度ニ於キマシテ惱ンデ居ル所ノ地方債、或ハ社債ノ借換モ、十分ニ爲シ得ルコトガ出來ルト共ニ、借金ニ苦ンデ居ル所ノ産業團體、或ハ借金ニ苦ンデ居ル所ノ公共團體、或ハ府縣民ヲ塗炭ノ苦ミカラ救フコトガ出來ルノデハナカラウカト私共ハ考ヘル、何ガ故ニ政府ハ、何ガ故ニ大藏大臣ハ、斯様ナ事實ガアルニ拘ラズ、依然トシテ高利公債ニ甘シテ居ルノカ、否積極的ニ低利ニ借換ヘヨウトスル意思ガナイノカ、私ハ實ハ之ヲ御聞キシヨウト思ツタノデアリマスガ、大藏大臣ノ發言ガゴザイマセスカラ、自分ハサウデアラウト考ヘテ先ヅ大藏大臣ニ話シタ次第デアリマス要スルニ今日ノ財政狀態、今日ノ政府ノ金融市場ニ對スル所ノ對策ハ、私共ハ金融

資本家ノ走狗ノヤウナ氣持ガシテナラナイ、否少クトモ此公債發行ニ對スル制限ヲ支持シタコトハ、即チ此金融資本家ノ「インフレ」恐怖病ニ、政府自體ガオロリニナツテ居ルノデハナイカト考ヘル(拍手) 成程「インフレ」シヨ」或ハ資本ノ増加ト云フモノガ、金融資本家ニ對シマシテハ不安デアリマセウ、過去一箇年ノ間ニ、例ヘバ日本鋼管株式會社ガ、三千万圓ノ金ヲ日本興業銀行ニ返シタ、或ハ一般ノ産業ニ於ケル利益増大ノ爲ニ、又更ニ銀行ニ於ケル所ノ資金豐富ノ爲ニ、電力會社其他ガ借換ヲシ、否借換ヲスルノデハナイ、金融資本家ノ競爭ニ依ツテ、安イ所ノ借換ガ出來ルヤウニナツテ居ルコトハ事實デアル、斯ウ云フヤウナ工合ニ、過去一箇年間ノ成績ニ依ツテ、金融資本家ハ貸シタ所ノ金ガ返サレタ、貸シタ所ノ金ノ利率ト云フモノガ低下セラレタ、之ニ依ツテ金融資本家ノ勢力ガ殺ガレタコトハ事實デアル、例ヘバ日本鋼管會社ニ三千万圓ノ金ヲ貸スコトニ依ツテ二人ノ重役ヲ入レテ居ル、併ナガラ其金ガ返サレレバ、其重役ガ首ニナルコトハ必然デアル、今マデハ龐大ナル資本ヲ是等産業資本家ニ貸與ヘテ、自分ノ手下ヲソレニ遣ツテ、總テノ品物ヲ自分ガ取ツテ來テ居ルコトガ、現在ノ金融資本家ノ狀態デアル、言葉ヲ換ヘテ言フナラバ、金融資本家ハ産業資本家、或ハ農村、或ハ府縣ト云フモノヲ猿ノヤウナ工合ニシテ居ル、猿ノヤウナ工合ニシテ、重役ト云フ紐ヲ付ケテ、此猿ガ稼イダ所ノ財產、猿ガ稼イダ所ノ利益ヲ皆自分ノ懐ロニ入レテ居ルノガ、今日ノ金融資本家ノ實情デアル(拍手)ソレガ若モ信用ガ——イヤ是ガ公債増發ニ依ツテ、或ハ産業事業ノ發達ニ依ツテ、自分ノ威力ガ減少スルコトハ、成程金融資本家カラ言ハスナラバ苦シイコトデアルニ相違アリマセウ、隨テ金融資本家ハ、自分ノ勢力ヲ利用シテ、或ハ大藏

大臣、或ハ大藏省ノ官吏ニ自分ノ意見ヲ主張スルコト云フコトモ、已ムヲ得ザル理由デハアリマセウ、併ナガラ大藏大臣ハ金融資本家ノ大藏大臣ニ非ズ、大藏省ハ金融資本家ノ走狗デハナイ、私共ニ言ハスルナラバ、大藏大臣ハ國民ノ大藏大臣デアリ、大藏省ハ又國民ノ大藏省デアラネバナラス、而モ其態度ガ、總テ言フ事、爲ス事、皆金融資本家ニ阿ツテ、或ハ産業資本家ヲ壓迫シ、或ハ農民工商業者ヲ苦シメル如キハ、思ハザルモ甚シイモノデハナイカト考ヘル、デアリマスカラ前ニ申シマシタ通り、イヤ其例ト致シマシテハ、アナタ自體ガ安田保善社ノ元顧問デアル、又同時ニ大藏省ノ役人ガ、或ハ特殊銀行ノ總裁トナリ、或ハ地方銀行ノ頭取トナツテ行ツテ居ルト云フコトガ今日ノ事實デアル、サウ云フ情勢デアルガ故ニ、大藏省或ハ大藏大臣ハ、自然々々ノ間ニ、金融資本家ニ阿ラナケレバナラヌト云フ情勢ニナツタノデハナイカト思フ(拍手) 我ハ斯ウ云フ風ナ建前ヲ以チマシテ、幾分公債ヲ増發セラレテモ、ソレガ直接金融市場ヲ脅カスモノデモナク、ソレガ通貨ノ増大トナツテ、ソレ程非常ナ程度ニ於テ物價ノ騰貴ヲ見ルモノデナイト云フコトヲ信ジテ居ル(拍手)而モ其一面ニ於キマシテ、大藏省ニ今言フヤウナ疑惑ノ念ノ挾マレルト云フコトハ、大藏大臣自體、否、大藏省自體ニ於キマシテモ排除スベキ問題デハナイカト考ヘル(拍手)ソレデアリマスカラ、斯ウ云フ社會ノ批評、斯ウ云フ社會ノ非難ヲ免ル、意味合ニ於キマシテモ、尠クトモ大藏大臣並ニ大藏省ハ、金融資本家ニ阿諛スルヤウナ態度ヲ執ツテハナラヌ、斯ウ云フ意味合ニ於キマシテ、現政府ガ六億六百萬圓ト云フ公債ノ制限ヲ死守シタコトハ、金融資本家ノ走狗トナツテ、物價ヲ上ゲズ、成ベク産業ヲ抑ヘテ、サウシテ自分ノ勢力ヲ張ル道具ニ使ハレヘル爲ニ、斯ウ云フヤウ

ナ手段ヲ執ツタモノト私共ハ考ヘマスルガ故ニ、此弊ヲ矯正スベク、正シイ所ノ途ヲ歩ムベク、私ハ大藏大臣、即チ現政府ニ對シテ反省ヲ求メル意味合ニ於キマシテ、本豫算、本法律案ヲ否決セント欲スル者デアリマス 我ハ政友會、民政黨ノ方々ニ言フ、アナタ方ハ三月一日ニ農林追加豫算ヲ提出ヲ御覽ニナツタ、其提出サレマシタ農林追加豫算ヲ見マシテ、自分ノ思ツタ所ノ豫算ガ出テ居ラナイ、農林追加豫算二千一百萬圓ノ中ニ於キマシテ、概ノ貯藏費ヲ除キマシテハ、純計農林豫算ト致シマシテハ、僅ニ六百萬圓ノ程度デアル、其六百萬圓ノ程度デ憤慨ヲナサレマシテ、更ニ農林省、否政府ニ向ヒマシテ、時ニ依ツタナラバ豫算ノ再檢討ヲスベク、否決シヨウト云フヤウナ意味ヲ示シテ居ルデハアリマセウカ、而モ此農林豫算ノ中ニ於キマシテ、肥料ニ對スル所ノ方策モ何等ナケレバ、或ハ米穀政策ニ對シテモ、確平ナル意見ガマダ定マラナイト云フコトハ、皆様方ノ御承知ノ事實デアル、私共ハ此齟齬内閣、此高橋大藏大臣、斯ウ云フ人ニ多ク私共ハ望マナイ、併ナガラ免ニ角アナタ方ガ農村開發ノ爲ニ、農村ノ要求熾烈ノ爲ニ、農林豫算ニ對シマシテ、幾分デモ斧鉞ヲ加ヘヨウト云フ氣持ガ現レル時ニ於テ、何ガ故ニ斷然起ツテ此豫算ヲ否決シナイノデアルカ(ヒヤ——)「拍手」私共ハ斯様ナ意味合ヲ以チマシテ、政友會民政黨ノ諸賢ノ再考慮ヲ求メマスルト共ニ、政府ヲ反省サスル意味合ヲ以チマシテ、本法律案ヲ否決セント欲スルノデアリマス、何卒御同情ノ後(笑聲)或ハ御承諾ノ後ニ於キマシテ、本豫算ヲ否決セラレシコトヲ希望致シマシテ、降壇ヲスル次第デアリマス(拍手) ○議長(秋田清君) 中亥歳男君 (中亥歳男君登壇)

○中支歳男君 只今議題トナツテ居リマス
ル公債發行ニ關スル法律案ニ對シマシテ、
私ハ一二ノ希望ヲ申上ガマシテ、外三案ト
其ニ原案ニ賛成ノ意ヲ表スル者デアリマ
ス、公債發行ニ關シマシテハ、既ニ豫算審
議ノ當時ニ相當論議シ盡サレタ問題デアリ
マスガ故ニ、私ハ努メテ重複ヲ避ケマシ
テ、極メテ簡單ニ申述ベキト存ジマス
九年度ノ豫算ハ御承知ノ如ク多額ナ赤
字公債ニ依ツテ、漸ク其收支ノ均衡ヲ保チ得
テ居ル状態デアリマス、斯クノ如
キ多額ノ赤字公債ガ、何時迄續クノデア
ルカト云フコトガ、頗ル重要ナル問題デア
リマシテ、國民ノ齊シク聽カント欲シテ居
ル所デアリマス、併ナガラ政府ハ是等財政
將來ニ對スル方針ニ付キマシテハ、未ダ其
所信ヲ國民ニ示サナイノデアリマス、此點
ハ私ノ頗ル遺憾ニ存スル所デアリマス、而
シテ私ノ見ル所ニ依リマスルト、二年或ハ
三年ノ後ハ別ト致シマシテ、少クトモ昭和
十年ニハ、矢張九年度同様多額ノ赤字公債
ノ發行ヲ、見ルノデナイカト存スルノデア
リマス、斯クシテ年々十億前後ノ公債ヲ發
行致シテ居ルノデアリマスルガ、此元
利ノ償還ガ、悉ク將來ノ國民ノ負擔ニ殘
サレマスルト云フコトハ、是ハ私ハ餘程
考慮ヲ要スル問題デアルト信ズルノデア
リマス、故ニ斯様ナ財政難ノ時ニ當リマシ
テハ、政府當局ト致シマシテハ、公債發
行ノ以前ニ於テ、先以テ公債以外ノ財源ヲ
得ルコトニ、私ハ百方努ムルベキモノデア
ルト信ズルノデアリマス、同時ニ又歳出方
面ニ於テモ、出來ル限リノ節約ニ努力ヲ致
サナケレバナラヌノガ、當然デアルト信ズ
ルノデアリマス、然ルニ各省ノ豫算ヲ拜見
致シマスルト、一トシテ是等ノ努力ノ跡ヲ
見ルコトハ出來ナイノデアリマス、現政府
ノ財政政策ヲ一言ニシテ評シマスルナラ
バ、唯足ラザル所ヲ赤字公債ニ依ツテ補填ヲ

致スト云フ以外ニ、何物モナイノデアリマ
ス、併ナガラ此點ヲ以テ單ニ財政當局ノミ
ヲ責メルト云フコトニハ、私ハ參ラナイト
思フノデアリマス、今日ノ如キ非常時局ヲ
擔當致シマスル所ノ政府ノ閣僚諸公ハ、協
力一致財政當局ヲ援ケマシテ、自ラ進ンデ
自省ノ行政上ノ多年ノ積弊ヲ改メテ、節約
ニ努メルト云フコトハ、私ハ今日ノ場合當
然デナイカト信ズルノデアリマス、然ルニ
却テ各省何レモ競ウテ龐大ナル豫算ヲ提出
致シマシテ、大藏大臣ハ豫算編成ノ當時ニ
於キマシテハ、全ク此各省ノ龐大ナル豫算
ヲ抑ヘルコトニノミ力ヲ注イデ、殆ド他ヲ
顧ミルノ追ナカラシメタ感ガ致スノデア
リマス、一體ニ是デハ何處ニ非常時ガアルカ
ト云フコトヲ疑ハザルヲ得ナイノデアリマ
ス、思フニ今日ノ政治上ノ通弊ハ、中央ト
申シマセズ、地方ト申シマセズ、爲政者ノ
多クハ、眞ニ國家ノ將來ヲ思フト云フ責任
感ニ乏シイノデアリマス、唯目前ノ人氣取
政策ニ没頭致スト云フノガ常デアリマシ
テ、私ハ洵ニ慨歎ニ堪ヘマセヌ、今ニシテ
此時弊ヲ改メルニ非ザレバ、洵ニ國家ノ將
來ハ憂慮スベキモノガアルト信ズルノデア
リマス、政府ハ財政、行政、税制ノ整理ヲ
必要デアルト唱ヘテ居ラレルノデアリマス
ルガ、未ダ其時機スラ示サナイノデアリマ
ス、今日ノ非常時ニ於キマシテ、而モ現內
閣ハ一黨一派ニ偏スル内閣デアリマセ
ヌ、兩政黨ノ協力ヲ受ケマシテ、所謂舉
國一致ノ内閣デアリマス、此内閣ニシテ、
此時ニシテ行政整理ノ時機ニ非ズト云フナ
ラバ、一體何時ノ時ニ行政財政ノ整理ガ出
來ルノデアリマセウカ、私ハ今日コソ根本
的ニ財政行政ノ整理ヲ爲ス、適當ナル時機
デアルト確信ヲ致スノデアリマス、又税制
ノ整理デアリマスルガ、國民負擔ノ均衡ヲ
圖ルト云フコトハ、今日ノ社會情勢ニ鑑ミ
マシテ、是程急務ナコトハナイト信ジマス、

唯増稅ト云フ點ニ付キマシテハ、豫テ大藏
大臣モ仰セラレテ居リマスル通り、國民各
階級ヲ通ジテノ全般的ノ増稅ハ、假ニ今日
ハ時機デナイト致シマシテモ、少クトモ私
ハ、有產階級ノ一部ニ對シテハ、是非適當
ナル増稅ヲ致スノガ、今日ノ時局ニ處スル
當然ノ處置ト信ズルノデアリマス、是ハ現
內閣ノ重大使命デアリマス所ノ、國民思想
善導ノ見地カラ致シマシテモ、洵ニ爲サネ
バナラヌ施設デアルト私ハ考ヘルノデア
リマス、申スマデモナク、此非常時ヲ突破致
シマスルノニハ、ドウシテモ國民協力一致
ノ力ニ俟タナケレバナリマセヌ、今ヤ滿洲
ニ於キマシテハ、窮乏セル農村ノ多クノ子
弟ハ、一身一家ヲ顧ミズシテ、所謂國家ノ
生命線ヲ守テ居ルノデアリマス、故ニ内ニ
アリマシテモ、財力ヲ持ツ者ガ、又財力ヲ
以テ國家ニ御奉公ヲ致スコトハ、是亦當然
デアリマス、斯ク致シテコソ始メテ國民一
致ノ實ガ舉ルト思フノデアリマス、斯様ノ
コトヲ指導致スノガ、現內閣當然ノ使命デ
アルト考ヘルノデアリマス、大藏大臣ハ此
私ノ主張ニ對シマシテハ、我國ハ金持ノ數
ガ少イノデアルカラ、是等一部ノ階級ニ増
稅ヲ致シマシテモ、一億圓ノ金ヲ得ルコト
モ容易デナイト仰セラレテ、私ノ此主張ニ
ハ反對ヲ表明セラレレルノデアリマスルガ、
私ハ金額ノ多寡ニ依テ此私ノ主張ニ反對
ヲナサレルコトハ、全ク當ラザル反對デア
ルト信ズルノデアリマス、只今此非常時、
此財政難局ニ當リマシテ、三千萬圓デモ、
五千萬圓デモ財源ヲ得マシテ、赤字公債ヲ
感ズルト云フコトコソ、吾々ノ主張デア
リマス、又我が國民ノ一部ニハ、政府ノ施設
ハ——我國ノ政治ハ動モスレバ上ニ厚ク下
ニ薄イト云フヤウナ考ヲ持テ居ル一部國
民ガアルノデアリマスカラ、假令金額ノ多
少ニ拘ラズ、今日ノ場合、一部有產階級ニ
増稅ヲ致スト云フコトハ、國民思想善導ノ上ニ

齋ス影響ハ、蓋シ大ナルモノガアルト信ズ
ルノデアリマス、齋藤總理大臣ハ、既ニ昨
年ノ議會ニ於ケル所ノ施政方針ノ御演說ニ
於キマシテ、斯様ニ申サレテ居ル、收支ノ
均衡ノ回復ハ、無爲ニシテ之ヲ望ミ難イ、
國民モ政府モ、強キ覺悟ヲ以テ之ニ當リ、
最善ノ努力ヲ爲サネバナラヌト、斯ウ仰セ
ラレテ居ルノデアリマスルガ、齋藤總理ハ
國民ヲ激勵サレテ居リマスルケレドモ、政
府ハ今日マデ全ク無爲ニシテ、何モ努力ヲ
致サレテ居ラヌノデアリマス、之ヲ要スル
ニ、政府ハ何時ノ時ニ於テ財政、行政、税
制ノ整理ヲ致サレテ、サウシテ我國財政ノ
根本的建直ヲ爲サレル御考デアルカ、是ハ
吾々ノ知り得ナイ所デアリマスルガ、何レ
ニ致シマシテモ、一時ニ多額ノ財源ヲ得マ
シテ、サウシテ此多額ノ赤字公債ヲ一時ニ
無クスルト云フヤウナコトハ、斷ジテ望ミ
得ナイコトデアルト信ズルノデアリマス、
併ナガラ大藏大臣ノ御意中ニハ、我國ノ財
政ノ將來ニ付キマシテハ、何等カノ御成算
ノアルモノトハ今尙ホ私ハ信ジテ居リマス
ルケレドモ、併ナガラ此以上、今日ノ如キ
無軌道的ナ財政政策ニ依リマシテ、唯將來
ニ望ミヲ繫ギマシテ、無爲ニシテ過シマス
ルコトハ、最早國民ノ斷ジテ忍ブ能ハザル所
デアリマス（拍手）齋藤首相ハ何時モ調査ヲ
スルトカ、考慮ヲスルトカ云フコトヲ能ク
仰セラレレルノデアリマスケレドモ、齋藤內
閣組閣以來既ニ約二箇年、最早今日ハ考慮
デモアリマセヌ、調査デモアリマセヌ、速
ニ實行ニ著手サレマシテ、來ルベキ十年度
ノ豫算編成ニ際シマシテハ、政府ハ全力ヲ舉
ゲテ、此赤字ノ漸減ニ努力サレマシテ、國
民ニ其誠意ヲ示サレントコトヲ私ハ切ニ希望
致ス者デアリマス（拍手）本法律案ニ對シマ
シテハ、既ニ豫算案ガ本院ヲ通過致シテ居
ルコトデアリマス、事情洵ニ已ムヲ得ナ
イモノトシテ、以上ノ希望ヲ申述ベテ原案

ニ賛成ノ意ヲ表スル次第アリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 討論ハ終局致シマシタ、本案ノ第二讀會ヲ開クニ賛成ノ諸君ハ起立

(賛成者起立)

○議長(秋田清君) 起立多數、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

昭和九年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案 第二讀會

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセヌカラ、委員長報告通り決シマシタ、是ニテ本案ノ第二讀會ハ終リマシタ

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

昭和九年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案 第三讀會

○議長(秋田清君) 本案ニ賛成ノ諸君ハ起立

(賛成者起立)

○議長(秋田清君) 起立多數、仍テ本案ハ可決確定致シマシタ(拍手)——次ニ日程第六、昭和七年法律第一號中改正法律案、滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件、日程第七、滿洲事件ニ關スル一時

賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル法律案、日程第八、大藏省預金部特別會計法中改正法律案、右三案ノ審議ニ入りマス、——三案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決サレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

昭和七年法律第一號中改正法律案(滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)

第二讀會(確定議)

滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル法律案

第二讀會(確定議)

大藏省預金部特別會計法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)——日程第九、鐵道敷設法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——原惣兵衛君

第九 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)

報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

一 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和九年三月二日

衆議院議長秋田清殿

附帶決議

政府ハ大宮ヨリ川越ヲ經テ飯能附近ニ至ル線ノ敷設ニ付實測調査ノ上四圍ノ事情ヲ考慮シ最善ヲ盡スベシ

(原惣兵衛君登壇)

○原惣兵衛君 只今議題トナリマシタ鐵道敷設法中改正法律案ノ、改正ノ内容ニ付テハ委員會ノ經過並ニ結果ニ付テ御報告申上ガマス、本案ハ鐵道敷設法中豫定線ノ改正ノ内容デアアルノデアリマシテ、其内容ハ、埼玉縣大宮ヨリ川越ヲ經テ飯能附近ニ至ル線、高知縣須崎ヨリ窪川ニ至ル線、福岡縣添田ヨリ大分縣日田附近ニ至ル線、此三案ノ改正案デアリマス、本案ニ付キマシテハ、詳細ハ速記録ニテ諸君ニ御覽ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、唯一般の建設ニ關スル根本方針ニ付キマシテ、各委員ニ於テ實疑應答ガアリマシタノハ、現在鐵道當局ガ、鐵道ノ建設ニ代フルニ、省營自動車ヲ經營スルト云フヤウナコトハ、民間ノ事業ヲ壓迫シハシナイカト云フ、委員ノ質疑ガアツタノデアリマス、之ニ對シテ鐵道大臣ハ、其點ハ十分ニ考慮スルカラトノ御言明ガアリマシタノデアリマス、尙ホ鐵道買収法ノ委員會ニ、附議スル場合ガアリ得ルカラ、其時マデ此省營「バス」ノ問題ハ、後日ニ留保スルト云フコトニ致シタノデアリマス、簡々ノ建設ニ付テハ、別ニ根本的ニ反對ノ意見ノアツタ方ハ一人モナイノデアリマスガ、唯大宮ヨリ川越ヲ經テ飯能附近ニ至ル線ニ付テハ、地方民人ガ非常ニ熱望シテ居ル關係モアルノデアリマスカラ、十分ニ實地ヲ調査シテ、サウシテ萬全ヲ盡スヤウニト云フ旨味合ノ、吾々ニ意見ノ交換ガアリマシタ、同時ニ高知縣須崎窪川間ニ付テモ、

多年國民ノ最モ熱望シテ居ル所デアルカラ、其線ノ選定ニ付テ過テナイヤウニ、十分ニ調査、實行ヲ遂ゲテ呉レト云フコトガアリマシタ、是モ政府モ十分調査スルト云フ、御言明ガアツタノデアリマス、前後十回ニ互リマシテ慎重審議、詳細ナル検討ヲ遂ガタノデアリマシテ、最後ニ討論ニ入りマシテ、門田君、平野、野中君、三君ヨリ原案賛成ノ演説ガアリマシテ、滿場一致デ政府ノ原案ヲ可決シタ次第デアリマス

其次ニ門田君提出ノ、本案ニ附帶シテ決議ヲ爲スベシトノ、附帶決議ヲ議題ト致シタノデアリマス、其附帶決議ノ内容ハ、政府ハ大宮ヨリ川越ヲ經テ飯能附近ニ至ル線ノ敷設ニ付實測調査ノ上四圍ノ事情ヲ考慮シ最善ヲ盡スベシ

トノ意見ガ其内容デアアルノデアリマス、此採決ヲ致シマシタガ、二三ノ反對ノ方モアリマシタガ、大多數ヲ以テ附帶決議ハ可決致シマシタノデアリマス、以上ノ如ク政府原案ハ滿場一致デ可決致シマシタ、以上委員會ノ經過ヲ御報告致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ニ對シ質疑ノ通告ガアリマス——中野寅吉君——中野君ハ御出デニナリマセヌカ——然ラバ中野君ノ質疑ヲ後廻シトシ、清水徳太郎君ニ發言ヲ許シマス——清水徳太郎君

(清水徳太郎君登壇)

○清水徳太郎君 昨ハ民政黨側ヲ代表致シマシテ、簡單ニ賛成ノ意見ヲ申述べマス

○議長(秋田清君) 清水君、御質疑ト云フ通告デアリマスガ、討論デスカ、御通告ハ討論デハナイ、質疑トシテ通告ヲ受ケテ居リマス

○清水徳太郎君 討論デス——鐵道建設

○議長(秋田清君) 一寸御待チ下サイ、ソレデハ議場ニ對シテ議長ハ宣告ヲ致シ變ヘマス——只今質疑ノ故ヲ以テ、清水君ニ發

言ヲ許シタルノデアリマスルガ、討論トノコ
トデアリマスルカラ、討論トシテノ發言ヲ
許シタルモノト御諒承ヲ乞ヒマス——清水
君御進メ願ヒマス

○清水徳太郎君(續) 鐵道建設ノ方針ニ關
シマシテハ、私共ハ大體三土鐵道大臣ノ御
方針ニ共鳴スル者デアリマス、御承知ノ通
リ現行ノ鐵道敷設法ハ、大正十一年ニ出來
マシタルノ、既ニ十二年ヲ經過シテ、交通
經濟狀況モ非常ニ違ッテ居リマスルシ、殊
ニ自動車ノ發達ガ顯著ナルモノガアリマス
ノ、多數豫定線ノ中ニハ、急イデ敷設シ
ナイデモ宜カリサウニ思ハレル線モ少クナ
イデアリマス、故ニ新ニ建設ニ著手致シ
マス場合ニ於キマシテハ、極メテ重要デア
リ、且ツ有益デ、急ヲ要スルモノニ限ッテ
著手スベキモノデナカラウカト思フノデア
リマス、又他方ニ於キマシテハ、假令豫定
線ノ中ニアリマセヌデモ、從來ノ豫定線ヨ
リモ更ニ重要ニシテ且ツ有利デアリ、急ヲ
要スルモノガアリマシタナラバ、鐵道敷設
法ニ加ヘテ直チニ建設ニ著手スルト云フコ
トハ、策ノ得タルモノデアルト考ヘルモノ
デアリマス

此見地カラ申シマス、今案ニナッテ居
リマス高知縣ノ高岡郡須崎町カラ窪川町ニ
至ル鐵道ハ、從來豫定線ノ中ニハ無カッタ
ノデアリマスガ、新ニ建設ニ著手シ、鐵道
敷設法中ニ加ヘヨウトスルノデアリマス
ガ、其間ハ僅ニ二十哩三分デアリマシテ、
短イノデアリマスルケレドモ、其間ニ大キ
ナ隧道ガアリマシテ、百七十萬圓ノ工事費
ヲ要スルノデアリマス、其結果ト致シマシ
テ、總建設費ハ四百五十四萬八千圓ノ多額
ヲ要スルノデアリマス、而モ一哩當リガ二
十二萬四千圓掛カルノデアリマス、併ナガ
ラ他方ニ能ク考ヘテ見マス、高知縣ハ我
國ニ於キマシテモ、最モ鐵道ニ恵マレナイ
御氣ノ毒ナ地方デアアルノデアリマス、加

此線ハ四國循環線ノ一部ヲ爲スモノデアリ
マスルガ故ニ、吾々ハ此線ニ贊成ヲスルコ
トヲ客マナイ者デアリマス

次ニ東北本線ト信越線ノ岐レ目ニアリマ
スル、大宮驛カラ川越市ヲ經マシテ、埼玉
縣人間郡ノ飯能町附近ニ通ズル鐵道ニ付
テ、意見ヲ申述ベタイト思ヒマス、此地方
ハ特ニ官線モ普及ヲ致シテ居リマスシ、又
私設鐵道モ澤山アリマスルガ故ニ、單ニ交
通經濟ノ立場カラ考ヘテ見マシタ時ニハ、
此上鐵道ヲ敷設スルノハドウカト思フノデ
アリマス、サウ急グモノデモナカラウト思
ハレルデアリマス、併シ陸軍當局ノ辯明ス
ル所ニ依リマス、國防ノ見地カラハ、東
北線カラ貨物旅客ノ輻湊スル東京ヲ經由セ
ナイデ、中央線及ビ東海道線ニ聯絡スル線
ハ、極メテ大切ナルモノデアルト云フコト
デアリマス、故ニ吾々ハ時局重大ノ折柄國
防充實ニ十分ノ熱意ヲ有スルガ故ニ、陸軍
當局ノ辯明ヲ信賴シマシテ、此線ニ贊成セ
ントスル者デアリマス

次ニ私ハ福岡縣ノ添田カラ大分縣ノ日田
ニ達スル線路ニ付テ、意見ヲ申述ベタイト
思ヒマス、此線ハ二十五哩九分デアリマシ
テ、是ガ建設費用ハ四百四十一萬九千圓デ
アリマス、是ガ豫定線ヲ越エテ、先ニ是非
敷設法ニ加ヘテ建設シナケレバナラヌ重要
ナ線デアアルデセウカドウデセウカ、其附近
ニ大分縣ノ中津市カラ、同ジク日田ニ達ス
ル豫定線ガアルノデアリマス、其哩數ハ三
十三哩四分デアリマスガ、既ニ其中ノ三分
ノ二ト云フモノハ、詰リ二十二哩四分ト云
フモノハ、耶馬溪鐵道ガ之ヲ經營シテ居ル
ノデアリマス、其殘リノ十一哩ガ未成線ニ
アル譯デアリマス、其上御承知ノ通り、近
ク福岡縣ノ久留米市カラ日田ヲ通リマシ
テ、大分市ニ通ズル線ガ完成ニナルノデア
リマス、是ガ出來上リマス、日田カラ耶
馬溪鐵道ヲ縱斷シ、守實ニ通ズル十一哩ヲ

敷設スルコトニ依ッテ、非常ニ耶馬溪ニ到
ル客ガ殖エルト思ヒマス、詰リ鹿児島縣、
熊本縣、福岡縣ノ西部、長崎縣方面カラノ
客ガ著シク殖エルト、思フノデアリマス

客ガ著シク殖エルト、思フノデアリマス、
ソレバカリデアリマセヌ、鐵道省ニ於
キマシテハ既ニ觀光局モ設ケテ、國際上外
國人ヲ特ニ勧誘シテ、外國ノ金ヲ日本ニ落
スコトヲ工夫シテ居ラレルノデアリマスカ
ラ、寧ロ此線ヲ早く全通シテ、國家ノ利
益ヲ圖ルノガ策ノ得タモノデナカッタデ
セウカ、尤モ添田日田間ニハ炭山モア
リマス、比較的建設費用モ、鐵道規定
ノ改正ニ依リマシテ安ク付クコトデアリ
マスルカラシテ、相當ナ利益ガアリマスル
ケレドモ、元來耶馬溪鐵道ト云フモノハ、
原内閣時代ニ時ノ元田鐵相ノ下ニ在リマシ
タ石丸重美次官ノ慫慂ニ依リマシテ、柿坂
カラ新耶馬溪ヲ經マシテ、大分縣ノ森ニ至ル
計畫デアッタノヲ變更シテ、豫定線デアルト
云フ理由ノ下ニ、其慫慂ヲ受ケテ建設シタ
モノデアアル、當時線路幅ガ狹カッタモノヲ、
國有鐵道ト同ジク三呎六吋ニ直シテ、是ガ
爲ニ五十萬圓ノ増資ヲシ、九十萬圓ノ借入
金ヲシテ、澤山ノ犧牲ヲ拂ッテ漸ク造ッタモ
ノデアアル、隨テ地方民ハ殘リノ十一哩ガ遠
カラズ敷設セラル、モノト期待シテ居ルノ
デアリマス、然ルニ突如トシテ添田日田
間ノ鐵道ガ現ハレタ爲ニ、世論囂々タルモ
ノガアルノデアリマス、私等ハ添田日田間
ノ鐵道ニハ反對スル者デアリマセヌケレド
モ、鐵道敷設法ニ於ケル中津日田線ノ建設
ハ、最モ緊要ト認ムルニ付キ、政府ハ至急
其建設計畫ヲ進メラントコトヲ望ムト云フ
希望ノ下ニ贊成シタイト思フノデアリマス

尙ホ私ハ終リニ臨ミマシテ、此度ノ敷設
法ニ更ニ加ヘルノデアリマセヌガ、既ニ
鐵道豫定線ニアルモノデアッテ、此度新ニ加
ハリマシタル三線ニ付キマシテ、鐵道當局ニ
御警告申上ゲタイ重大事件ガアルノデアリ

マス
ソレハ第一ニ新潟縣ノ上越線小出カラ、
福島會津ノ只見ニ達スル鐵道デアリマス、
此鐵道ハ其延長ガ三十哩九分デアッテ、建設
費ハ六百五十四萬五千圓デアリマス、此度
計畫サレマシタル線路ノ中デ、最モ多額ノ費
用ガ要スルノデアリマス、其間ニ兩縣ニ跨
ル六十里越ガアリマシテ、隧道ガアルシ、
非常ニ金ガ掛カルノデアリマシテ、一哩當
リ二十萬二千圓掛カルノデアリマス、サ
ウシテ此地方ハト言ヘバ、人家稀ナル地方
デアリマシテ、新潟縣ナリ、福島縣ニ在任
ノ地方長官ノ如キハ、任期ノ長イ人デナケ
レバ、視察ヲセナイデ去ルト云フコトヲ聽
イテ居ルノデアリマス、唯鐵道當局ノ辯明
スル所ニ依リマス、此間ニ鑛山モ在ル
シ、山林モ多イカラト云フコトデアリマス
ガ、私等ハソレヨリモ更ニ大キナ理由ガア
ルンデヤナイカト思ヒマス、ソレハ只見川
ノ流域ニ東京電燈會社ガ八箇所ノ發電所ヲ
拵ヘル計畫ガアリマシテ、其發電ガ驚ク勿
レ十三萬「キロワット」デアアルノデアリマス、
是ハ此利益ノアルコトハ、鐵道當局ハ御説
明ニナリマセヌケレドモ、既ニ昭和四年ノ
四月許可ヲ得テ居リマシテ、何レハ工事認
可モ受ケルコトデセウ、此只見線ガ全通シ
タ曉ニハ、必ズヤ東京電燈ガ是ダケノ發電
所ヲ作ッテ、十三萬「キロワット」ノ電力ヲ得
ルニ違ヒナイノデアリマス、私ハ鐵道大臣
ニ御警告申上ゲタイノハ、斯ウシタ利益ア
ル場合ニ於テ、機會ヲ見テ若干ノ寄附金ヲ
御取リニナル考ハナイカドウカ(拍手)御取
リニナルコトヲ希望スルノデアアル、尙ホ
同様ニ北海道ノ天鹽ノ名寄線カラ石狩ノ朱
鞠内ニ至ル鐵道ニ付テ一言

(發言スル者アリ)

○議長(秋田清君) 靜肅ニ

○清水徳太郎君(續) 御警告申上ゲタイト
思フノデアリマス、此線ハ江木鐵道大臣ノ

時代ニ一旦豫算ニ計上サレタモノガ、削除
サレタノデアリマス、此處是ガ新ニ豫算ニ
計上サレルニ當テハ、極メテ重要デアッテ、
有利ナ鐵道ノ、急ヲ要スルモノガアルニ違
ヒナイノデアリマス、鐵道當局ノ辯明ニ依
リマス、附近ニハ山林ガアルシ、相當ノ
物資モアルカヲ開拓上必要ナル、私等モ
大體ニ於テ必シモ反對スル者デハアリマ
セヌガ、此間ニ雨龍川ガアリマシテ、雨龍
川ノ流域ニ雨龍電力會社ガ發電所ヲ設ケマ
シテ、貯水池ヲ設ケルコトニナツタノデアリ
マス、其貯水池ガ出來ル爲ニ、從來ノ計畫
ノ鐵道ガ貯水池ヲ廻ラナケレバナラヌコト
ニナツタノデアリマス、サウシテソレガ爲ニ
哩數ガ殖エマシテ、二千五百哩ニ分ニナツ
タノデアリマス、故ニ非常ニ利益ノアル會社
ニ對シテ、又鐵道ガ廻リ道ヲスルニ依ッテ、
若干ノ寄附ヲ求メラレタラドウデセウ、
私ガ斯ウ云フコトヲ申上ゲル所以ノモ
ノハ、鐵道省ニ於キマシテハ、近年御承
知ノ通りノ大疑獄ガアリマス、又昨今三土
大臣ニ向ッテ、臺灣銀行ノ所有株ノ處分ニ關
シマシテ(何ヲ言フカ)ト呼フ者アリ、彼ヤ
此ヤノ噂ガアリマスカラ、私等(非常ニ同情
申上ゲテ居ルノデアリマス、(笑聲、拍手)不
斷練達ナル鐵道大臣ニ對シテ敬意ヲ拂ッテ
居ルガ故ニ、私ハ此言ヲ爲スノデアリマス

ト呼ビ其他發言スル者多シ
○議長(秋田清君) 靜肅ニ——尾崎君ニ注
意シマス——尾崎君
○清水徳太郎君(續) 故ニ鐵道ノ建設ニ當
リマシテ、深甚ノ注意ヲ御拂ヒニナリマシ
テ、東京電燈及ビ……
(濱口サシノ十萬圓ヲ言ウテ吳レ)ト
呼ビ其他發言スル者アリ
○議長(秋田清君) 尾崎天風君、重ネテ注
意シマス
○清水徳太郎君(續) 雨龍電力株式會社ニ

若干ノ寄附ヲ求メラレテ、公々然ト求メラ
レテ、世間ノ疑惑ヲ受ケナイヤウニ、豫メ
御用心アラシコトヲ希望スルノデアリマス
(笑聲、拍手)私ハ之ヲ以テ民政黨側ノ贊成
意見ト致シマス(笑聲、拍手)
○議長(秋田清君) 此場合一言致シマス、
曩ニ中野寅吉君ノ質疑ノ發言ヲ後廻シトス
ル旨宣告致シテ置キマシタガ、中野君ノ通
告モ清水君同様質疑デハナク、討論ノ爲ト
ノコトデアリマスカラ、茲ニ本案ニ付キマ
シテハ質疑ハ一切ナキモノト認メマシテ、
引續キ中野君外通告者ノ討論ノ爲ノ發言ヲ
許シマス……中野寅吉君

○中野寅吉君 鐵道敷設法中改正法律案ノ
政府原案贊成ノ意見ヲ、政友會ヲ代表シテ
申上ゲマス(笑聲、拍手)
先ヅ第一ニ大分縣ノ添田日田附近ノ鐵道
ニ付テ申上ゲマス、是ハ政府原案ノ通りデ、
何モ差支ハナイノデアリマスガ、此問題ニ
付テハ、耶馬溪線ト云フ私設鐵道ガアル爲
ニ、ドウモ其私設鐵道ヲ買ッテ貰ヒタイト云
フヤウナ空氣ガアル(笑聲、拍手)委員會ニ
於ケル數次ノ論戰ヲ公平ナ立場カラ靜ニ聽
イテ居リマス(笑聲)此耶馬溪鐵道ト云フ
私設線ヲ買ッテ貰ヒタイト云フ腹ガ、質問者
ノ口裏カラチラ(ト)親ハレノデアリマス
(笑聲、拍手)是ハ買ッテモ宜カラウト思
フノデス、買ッテモ宜カラウト思フケレド
モ、國家ノ財政ニハ自ラ順序關係ガアルノ
デアリマスカラ、賣リタイ方デモ早ク賣リ
タイダラウガ、買フ國家ノ立場カラ云ヘバ、
サウ容易ニ行カナイト私ハ思フノデアリマ
ス(拍手)ソレデ中津ヨリ日田ニ達スル線
ハ、是ハ清水徳太郎氏ノ仰シヤッタ通り、チ
ヤント豫定線ニナツテ居ル、ソレカラ聞ク所
ニ依レバ、石丸次官ノ時ニ中津守實間ノ私
設鐵道ハ、モウ少シ線路ヲ直セト云フヤウ
ナコトデ、線路ヲ十何萬圓カ掛ケテ直シタ

ト云フコトデアルガ、併シソレモ後デ政府
デ買上ゲルカラ、先以テ線路ヲ直セト云フ
言葉ハナカッタラウト思フノデアリマス、ソ
レダカラ假令私設鐵道ガ線路ヲ直ス爲ニ、
今マデ錢ヲ掛ケタニシテモ、ドウシテモ其
鐵道ヲ政府デ遺線リシテ買ッテヤラナケレ
バナラスト云フ理窟ハナイト私ハ思フノデ
アリマス、ソレカラ政府ノ説明モ亦、日田
添田間ヲ急イデヤルコトニシタケレドモ、
中津日田間ノ豫定線ハ、依然トシテ之ヲ存
シテ置キマシテ、必ズ是モ成ベク出來得ル
限リ早クシタイト云フ意見デアリマスカラ、
何モ此日田添田ノ間ヲ急イデヤルコトニ
ナラナクテモ、日田中津ノ間ノ意見ノ
オ方ガ、今急ニ御心配ニナル必要モナカラ
ウト私ハ思フノデアリマス、總テノ事ハ餘
リ急ガバ、出來ルコトモ出來ナクナル虞レ
ガアリマスカラ、是ハモウ少シ氣ヲ長クシ
テ、國家ノ財政ノ遺線リヲ御覽ニナツタ方ガ
宜カラウト私ハ思フノデアリマス(拍手)

ソレカラ清水サシハ耶馬溪ト云フ天下ノ
名景勝ノ地デアル爲ニ、其處ニ外國人ノ遊
覽客ヲ導イテ、國家ノ收入ヲ圖ツタラ宜カラ
ウト云フ御意見デアッタガ、併シ是ハ國有鐵
道デナクとも、私設鐵道デモ、外國ノ御客
サシニ來テ貰フニハ差支ナイト私ハ思フノ
デアリマス(拍手)此意味デ私ハ政府ノ原案
ヲ支持スル意見ヲ有ッテ居ル次第デアリマ
ス、其次ハ高知縣ノ須崎窪川間鐵道、是ハ
委員田村實君ヨリ詳細ナル御話ガアリマシ
テ、色々ノ町ノ關係ヤ、村ノ關係モアリマ
シタケレドモ、餘リ詳細イコトヲ中野寅吉
カラ言ハナイ方ガ花デアラウト思フ點モア
リマスカラ、是モ政府原案ニ贊成スルト云
フ意見ヲ申シテ置キマス(拍手)

其次ニハ大宮飯能附近ノ鐵道、是ハ又大
論戰ガアッタノデアリマスカラ、私ハ是ダケ
ハ少シ言ハナクテハナラナイ、此北ヲ廻ル
線、ソレカラ南ヲ廻ル線、斯ウニツアル、

其意見ハ兩々相對峙シテ、中々激論ガアッタ
ノデアリマスガ、北ヲ廻ルノハ、川越ヨリ
霞ケ關、ソレカラ高麗川ト斯ウ云フ風ニ行ッ
テ、飯能附近ニ行ク、斯ウ云フ議論ヲ主ト
シテ野中徹也君ガ述ベラレタ、ソレカラ南
ヲ廻レト云フ方ハ、是ハ一瀬一二君ガ熱心
ニ主張サレタ、サウシテ利害關係ノナイ吾
吾ノ公平ナ立場カラ聽イテ居ルト、一瀬君
ハ北ヲ廻ルニハ、此處ニ六百軒バカリノ鐵
橋ヲ架ケナクチャナラヌ、一朝何處カノ國
ト國交斷絶シテ、敵機ガ日本ニ襲來シタト
假定シタ時、此鐵橋ニ爆彈ヲ打付ケラレタ
ナラバ、直チニ困ルダラウト云フヤウナ痛
烈ナル意見モアッタ(笑聲)ソレカラモウ一
ツ此南ヲ廻レバ入間川町、豐岡町ト云フ人
家櫛比シタ所ノ、既ニ成熟シタ町モ村モ澤
山アルカラ、此方面ヲ是非トモ通シテ行キ
タイト云フ意見デアッタ、ソレカラ北ヲ廻
ル方ハ、是ハ主トシテ經費ノ點カラ論ゼラレ
タ、地方ノ、即チ外秩父地方ノ資源開發、
鐵道ノ恩惠ニ浴セザル北部入間郡ノ開發、
ソレカラ中央輸送貨物ノ緩和ヲ北ナラバ圖
ラレ、ソレカラモウ一ツハ軒數ガ北ナラ
バ短イ、建設費モ少イ、南ナラバ買収スル
私設線ガアル、斯ウ云フ議論カラ北ヲ廻リ
人ガ主張サレタ、中々公平ナ立場ニ立ツ吾
吾委員ノ意見トシテハ、餘程是ハ困ッタ問題
デアッタ、困ッタ問題デアアルカラトシテモ、
問題ヲ困ッタカラトシテ其儘好イ加減ニ片
付ケルト云フコトハ出來ナイノデアアルカ
ラ、此處デ皆相談ヲシテ(笑聲)相談ト云ッ
テモ是ハコソノ一話ヲヤッタノデアリナイ、公
平ナ立場デ相談シテ、サウシテ鐵道大臣ヤ
鐵道建設當局ノ意見モ徵シテ、是ハ一ツ附
帶決議ヲ附ケタ方ガ宜カラウト云フノデ、
政府ハ一宮ヨリ川越ヲ經テ飯能附近ニ至ル
鐵道ノ敷設ニ付テ、實測調査ノ上——此處
ガ中々味ノアル所デアアル、四圍ノ事情ヲ考慮
シテ最善ヲ盡スベシト云フ、大ニ含蓄アル

ト云フコトデアルガ、併シソレモ後デ政府
デ買上ゲルカラ、先以テ線路ヲ直セト云フ
言葉ハナカッタラウト思フノデアリマス、ソ
レダカラ假令私設鐵道ガ線路ヲ直ス爲ニ、
今マデ錢ヲ掛ケタニシテモ、ドウシテモ其
鐵道ヲ政府デ遺線リシテ買ッテヤラナケレ
バナラスト云フ理窟ハナイト私ハ思フノデ
アリマス、ソレカラ政府ノ説明モ亦、日田
添田間ヲ急イデヤルコトニシタケレドモ、
中津日田間ノ豫定線ハ、依然トシテ之ヲ存
シテ置キマシテ、必ズ是モ成ベク出來得ル
限リ早クシタイト云フ意見デアリマスカラ、
何モ此日田添田ノ間ヲ急イデヤルコトニ
ナラナクテモ、日田中津ノ間ノ意見ノ
オ方ガ、今急ニ御心配ニナル必要モナカラ
ウト私ハ思フノデアリマス、總テノ事ハ餘
リ急ガバ、出來ルコトモ出來ナクナル虞レ
ガアリマスカラ、是ハモウ少シ氣ヲ長クシ
テ、國家ノ財政ノ遺線リヲ御覽ニナツタ方ガ
宜カラウト私ハ思フノデアリマス(拍手)

ソレカラ清水サシハ耶馬溪ト云フ天下ノ
名景勝ノ地デアル爲ニ、其處ニ外國人ノ遊
覽客ヲ導イテ、國家ノ收入ヲ圖ツタラ宜カラ
ウト云フ御意見デアッタガ、併シ是ハ國有鐵
道デナクとも、私設鐵道デモ、外國ノ御客
サシニ來テ貰フニハ差支ナイト私ハ思フノ
デアリマス(拍手)此意味デ私ハ政府ノ原案
ヲ支持スル意見ヲ有ッテ居ル次第デアリマ
ス、其次ハ高知縣ノ須崎窪川間鐵道、是ハ
委員田村實君ヨリ詳細ナル御話ガアリマシ
テ、色々ノ町ノ關係ヤ、村ノ關係モアリマ
シタケレドモ、餘リ詳細イコトヲ中野寅吉
カラ言ハナイ方ガ花デアラウト思フ點モア
リマスカラ、是モ政府原案ニ贊成スルト云
フ意見ヲ申シテ置キマス(拍手)

其次ニハ大宮飯能附近ノ鐵道、是ハ又大
論戰ガアッタノデアリマスカラ、私ハ是ダケ
ハ少シ言ハナクテハナラナイ、此北ヲ廻ル
線、ソレカラ南ヲ廻ル線、斯ウニツアル、

其意見ハ兩々相對峙シテ、中々激論ガアッタ
ノデアリマスガ、北ヲ廻ルノハ、川越ヨリ
霞ケ關、ソレカラ高麗川ト斯ウ云フ風ニ行ッ
テ、飯能附近ニ行ク、斯ウ云フ議論ヲ主ト
シテ野中徹也君ガ述ベラレタ、ソレカラ南
ヲ廻レト云フ方ハ、是ハ一瀬一二君ガ熱心
ニ主張サレタ、サウシテ利害關係ノナイ吾
吾ノ公平ナ立場カラ聽イテ居ルト、一瀬君
ハ北ヲ廻ルニハ、此處ニ六百軒バカリノ鐵
橋ヲ架ケナクチャナラヌ、一朝何處カノ國
ト國交斷絶シテ、敵機ガ日本ニ襲來シタト
假定シタ時、此鐵橋ニ爆彈ヲ打付ケラレタ
ナラバ、直チニ困ルダラウト云フヤウナ痛
烈ナル意見モアッタ(笑聲)ソレカラモウ一
ツ此南ヲ廻レバ入間川町、豐岡町ト云フ人
家櫛比シタ所ノ、既ニ成熟シタ町モ村モ澤
山アルカラ、此方面ヲ是非トモ通シテ行キ
タイト云フ意見デアッタ、ソレカラ北ヲ廻
ル方ハ、是ハ主トシテ經費ノ點カラ論ゼラレ
タ、地方ノ、即チ外秩父地方ノ資源開發、
鐵道ノ恩惠ニ浴セザル北部入間郡ノ開發、
ソレカラ中央輸送貨物ノ緩和ヲ北ナラバ圖
ラレ、ソレカラモウ一ツハ軒數ガ北ナラ
バ短イ、建設費モ少イ、南ナラバ買収スル
私設線ガアル、斯ウ云フ議論カラ北ヲ廻リ
人ガ主張サレタ、中々公平ナ立場ニ立ツ吾
吾委員ノ意見トシテハ、餘程是ハ困ッタ問題
デアッタ、困ッタ問題デアアルカラトシテモ、
問題ヲ困ッタカラトシテ其儘好イ加減ニ片
付ケルト云フコトハ出來ナイノデアアルカ
ラ、此處デ皆相談ヲシテ(笑聲)相談ト云ッ
テモ是ハコソノ一話ヲヤッタノデアリナイ、公
平ナ立場デ相談シテ、サウシテ鐵道大臣ヤ
鐵道建設當局ノ意見モ徵シテ、是ハ一ツ附
帶決議ヲ附ケタ方ガ宜カラウト云フノデ、
政府ハ一宮ヨリ川越ヲ經テ飯能附近ニ至ル
鐵道ノ敷設ニ付テ、實測調査ノ上——此處
ガ中々味ノアル所デアアル、四圍ノ事情ヲ考慮
シテ最善ヲ盡スベシト云フ、大ニ含蓄アル

附帶決議ヲ附シテ、此委員會ヲ閉ヂタ譯デアリマス、是ハ委員長カラモ御報告ニナリマシタガ、洵ニ是ハ手際好ク吾々ハヤッタ積リデアリマスカラ(笑聲)皆サンモドウゾ此趣意ヲ御參酌下サイマシテ、吾々ノ政府原案ヲ支持スル方ニ御願シタイ、政府原案ト云フト、一寸此處デ高麗川ヲ經ルト云フコトガ、政府原案ノヤウニ鶴呑ミニサレル虞レガアルガ、政府ノ説明ヲ聽クトサウデハナイ、飯能附近ニ至ルト云ツテ、此飯能附近ニサヘ到レバソレデ宜イト云フ政府ノ意見デアリマスカラ、ソレデ四圍ノ事情ヲ考慮シテト云フ、ドッチニモ公平ニ融通ノ付クヤウニシタ次第デアリマスカラ、政府原案ヲ支持スル意見ヲ申上ゲル次第デアリマス(拍手)

ソレカラ是ハ問題外ノコトヲ清水サンモ言ツタカラ、私モ簡單ニ言ハナクチャナラヌガ、是ハ議長モ御許シニナツタカラ、不肖中野寅吉ニモ御許シニナルコト、思フ、小出只見間ノ鐵道ニ付テ、清水氏ハ御意見ガアツタケレドモ、是ハ民政黨ノ前商工大臣侯孫一氏ガ、鐵道政務次官デアッタ際ニ、既ニ此線ハ著ケテモ宜シイト云フ御意見ガアツタデアリマス、其時ノ鐵道參事官ハ、今ノ國民同盟ニ御出デニナル古屋隆君デ、其時ハ即チ憲政會デアアル、憲政會ノ時ハ鐵道ヲ著ケテモ宜シイト云フ意見ガ、民政黨ニナツタ止メルトハ何タルコトデアリマスカ

〔反對ハシテ居ナイ〕ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○議長(秋田清君) 靜肅ニ

○中野寅吉君(續) 林君ハ反對ハシテ居ナイケレドモ、難辯付ケル所ハ稍、反對ト同様デアアル(笑聲、拍手)ドウカソレハ反對シナイデ實ヒタイ、其時ハ全ク侯サンモ御苦勞ニ、アノ大白川マデ御出デ下サリ、古屋サンモ會津方面マデ行ッテ下サッタ、ソレハ

憲政會時代デアアル、憲政會ノ時ハ鐵道ヲ架ケテ下サルト言ウテ、民政黨トナツタ厭ダトハ、ドウモ私ニハ受取レマセヌ(拍手)サウシテはハ六十里越ノ險ヲ越エテ(民政黨モ贊成ダ)ト呼フ者アリ)贊成シテ下サルデセウ、其贊成シテ下サルト云フ聲ヲ聞キタイカラコソ、是ダケ申上ゲタ次第デアリマス(笑聲)私ハ是レ以上申上ゲル必要ハアリマセヌ、ドウカ政府原案ヲ御贊成ヲ願ヒマス(拍手起ル)

〔野中徹也君登壇〕

○野中徹也君 私ハ極メテ簡單ニ政府提出原案タル鐵道敷設法中改正法律案ニ贊成ノ意思ヲ表示スル次第デアリマス、唯一言申上ゲテ置キタイノハ、免角斯様ナ法律案ノ實施ニ當リマシテハ、情實トカ、因縁トカ、或ハ政黨ガ介入シ勝チノモノデアリマス、情實ヤ個人的ノ因縁デ國家ノ行動ガ左右セラレルトハ宜シクナイコトハ申スマデモアリマセヌ、政黨の、否、地方政黨の意識ニ依ッテ事ヲ決スルト致シマスレバ、容易ナラヌコトデアルト私共ハ考ヘマス、今日政黨不信、否、政黨否認ノ聲ガ何處カラ出デ居ルカト云フコトヲ吾々ガ觀察スル場合ニ、吾々ハ政黨員ト致シマシテ、十分反省シナケレバナラヌコトデハナカラウカト思ヒマス、ソレデアリマスカラ、萬一間違ッテモ不適當ナル行爲ヲ爲サツテハナリマセヌ、若シ間違デモ不適當ナル行爲ヲ爲シタル場合ニハ、世道人心ニ及ボス影響ト云フモノハ絶大デアリマス、仍テ私ハ政府ハ特ニ此點ニ注意セラレ、競争線建設デアルトカ、或ハ買収トカ云フ、二重投資ノ不經濟のナ状態ヲ避ケラレ、因縁情實ニ因ハレズ、政黨ノ弊害ニ墮落セズ、社會の正義、經濟の狀態、事務的立場ニ立脚ヲ致シマシテ、正當ナル行動ヲセラレンコトヲ望ミ、又現在ノ當局デアリマス三土鐵道大臣及ビ其他ノ官吏諸君ハ、私ノ此希望ニ背クモノデナイ

ト云フコトヲ確信致シマシテ、本案ニ贊成ヲスルモノデアリマス

○議長(秋田清君) 討論ハ終局致シマシタ、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

鐵道敷設法中改正法律案

○議長(秋田清君) 第二讀會(確定議)別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセヌ、

○青木雷三郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ昨際議員岡本一巳君ノ發言ニ關スル事實調査ノ件ノ委員長報告ヲ求メ、其案議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ御提出ニ係ル只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、議員岡本一巳君ノ發言ニ關スル事實調査ノ件ヲ議題ト致シマス、委員長報告ヲ求メマス

委員長島田俊雄君

議員岡本一巳君ノ發言ニ關スル事實調査ノ件(谷原公君提出) (委員長報告)

報告書

一議員岡本一巳君ノ發言ニ關スル事實調査ノ件(谷原公君提出)

右ハ別紙ノ通議決致候此段及報告候也昭和九年三月三日

委員長 島田 俊雄

衆議院議長秋田清殿

一臺灣銀行所有株式(帝國人絹株式會社株券及株式會社神戸製鋼所株券)ノ處分ニ關シ議員林讓治、米田規矩馬兩君ガ關與シタリトノ事實根據ナシ

一前項ノ處分ニ關シ三土鐵道、鳩山文相ガ斡旋盡力ヲ爲シタリト認ムベキ事實根據ナシ

一某大臣ガ百三十人トカニ金錢ヲ贈與シタリトノ件ハ其ノ事實根據ナシ

一岡本一巳君ガ鳩山一郎君ノ依頼ヲ受ケ樺太工業株式會社取締役藤田某ト鳩山一郎君トノ金錢授受ニ關シ證據湮滅ノ謀議ヲ爲シタリトノ事實根據ナシ

(島田俊雄君登壇)

○島田俊雄君 只今議題ニナリマシタ議員岡本一巳君ノ發言ニ關スル事實調査委員會ノ經過並ニ結果ヲ簡單ニ報告致シマス、本委員會ハ去ル二月十五日、本議場ニ於ケル緊急動議ノ結果トシテ設置セラレタ次第デアリマシテ、委員會ハ二月十六日以來本日ニ至ルマデ前後五回ヲ開キマシテ、先ヅ會議ノ初ニ當リマシテ、動議ノ提出者タル議員、且ツ委員デアリマス谷原君ヨリ動議ノ趣旨ニ付テ重ネテ説明ヲセラレ、尙ホソレニ附加シテ動議ノ趣意ヲ明ニセラレマシタ、而シテ委員會ニ於キマシテハ、谷原君ノ説明ヲ參考ト致シマシテ、此委員會ニ於テ調査スベキ事項ノ範圍ニ付テ先ヅ協議ヲ致シマシタ、其結果ト致シマシテ、岡本君ノ發言ト云フ意味ハ、二月八日ノ議場ニ於ケル發言ノミナラズ、本委員會設置ノ動議

決定ニ至ル以前ニ於テ、本議場ニ於テ發言セラレタル所ノモノハ、併セテ之ヲ岡本君ノ發言ノ中ニ包含ラセシメマシテ、廣キ意味ニ於テ調査スルト云フコトニ、委員ノ一致ノ意見ニ相成リマシタ、即チ此岡本君ノ發言ニ關シテ調査スベキ委員會ノ調査ノ目的事項ト致シマシテハ、第一ハ臺灣銀行ノ持株處分ニ關係スル點、第二ハ某大臣ガ百三十人トカニ金員ヲ贈與シタ云々ノ點、第三ハ樺太工業株式會社重役藤田某ト鳩山一郎君トノ兩者ノ間ニ於ケル、金錢授受ニ關スル關係ノ點、大體此三ツノ點ニ付テ眞相調査ヲスルト云フコトニ、委員會ノ意見ハ一致シタノデアリマス

此方針ニ依テ調査ヲ進行スルニ付キマシテ、委員ヨリ委員會ニ出席要求ノアリマシタ者ハ、高橋大藏大臣、小山司法大臣、三土鐵道大臣、鳩山文部大臣、林文相秘書官、米田鐵相秘書官、議員岡本一巳君並ニ議員江藤源九郎君デアリマシタ、江藤君ハ本委員會設置ノ動議ノ提出者ノ一人デアリマス、大藏大臣ハ貴族院ノ豫算審議等ノ關係デ出席出來マセヌ爲ニ、堀切政務次官ヲシテ代テ答辯セシムルトノコトデ、堀切政務次官ガ代テ出席セラレマシタ、尙ホ委員會中ヨリ參考ノ書類トシテ政府ニ提出ヲ求メラレマシタモノ、中デ、政府ヨリ提出ノ出來ナカッタモノモアリマスガ、政府ヨリ提出シタルモノヲ玆ニ御披露ヲ致シテ置キマス、

即チ其一ツハ鐵道省ニ於テ、大臣官邸ニ於ケル昨年中ノ來訪者名簿、又第二ニ藤田好三郎刑事記録及ビ同公判記録ニ添付セラレザル記録、第三ニハ樺太工業株式會社拂下材積並ニ金額調、及ビ樺太工業株式會社拂下丸太年度別調、尙ホ昭和八年五月臺灣銀行ノ帝國人稱株式會社株式賣買ニ關スル契約書ノ寫、並ニ昭和八年十二月臺灣銀行ノ株式會社神戶製鋼所株式賣買ニ關スル契約書ノ寫デアリマス、衆議院ニ於テ設置セラ

レル委員會ノ調査ノ權限ハ、議院法及ビ其關係ノ諸規則ニ依ツテ、相當ノ制限ヲ受ケテ居ル次第デアリマスルカラ、岡ヨリ委員長ヨリ申上ゲルマデモナク、裁判所ノ法廷ニ於テ審査スルヤウナ次第ニ參ラナイコトハ當然ノ事デアリマス、委員會ハ出來得ルダケ廣ク、委員會ノ權限ニ於テ爲シ得ル限リ、廣ク材料ヲ蒐メルト云フ方針ヲ以テ進行シタコトヲ御報告ヲ申上ゲテ置キマス

尙ホ此各項目ニ付テ調査ヲ進行スルニ付キマシテハ、以上申上ゲタ關係ニ於テ、先ヅ第一ニ發言者岡本一巳君ノ出席ヲ求メテ、岡本君ニ對シテ委員會トノ間ニ幾多ノ質問應答ガアリマシタ、續イテ江藤源九郎君ノ出席ヲ求メマシタ、之ニ對シテ又詳細ナル質問應答ガアリマシタ、更ニ引續キ大藏省關係ニ於テハ、大藏政務次官堀切君、又直接關係ノ事項トシテ問題視サレテ居ル事柄ニ付キマシテハ、三土鐵道大臣、鳩山文部大臣、是等ノ諸君ノ孰レモ委員會ニ出席シテ質問應答ニ應ジテ居ラレタコトヲ申上ゲテ置キマス

尙ホ此質問應答ノ間ニ於テ、岡本君ノ應答ノ際ニ、岡本君ノ發言ノ中ニ現ハレタ人ニシテ、一身上ノ辯明ノ爲ニ委員會ニ發言ヲ求メラレマシタ、ソレハ一身上ノ辯明ヲサレタ所ノ人ガアリマス、詳細ハ無論速記錄ニ於テ御覽ヲ願ヒタイノデアリマスガ、人名及ビ事項ダケヲ申上ゲテ置キマス、議員志賀和多利君ハ、岡本君ノ發言中、帝國株式會社賣買ニ關シテ鳩山文相ガ政友會ノ幹部ニ何等カノ事ヲ話シタト云フ話ヲ聞イタト云フ事ヲ、岡本君ニ話シタ人トシテ、岡本君カラ指摘サレタ人デアリマス、之ニ付テ志賀君ハ特ニ發言ヲ求メラレマシタ、一身上ノ辯明トシテ左様ナ事實ナキコトヲ明瞭ニ辯解ヲサレテ居リマス、尙ホ六高會ノ人々ノ活動關係ノ圖解ヲ提供シ、且ツ之ニ說明ヲ加ヘタル人トシテ、指摘セラレタル

所ノ窪井義道君ハ、是亦一身上ノ辯明トシテ特ニ發言ヲ求メラレマシタ、六高會ノ人々ノ姓名ニ付テハ言ウタコトガアルケレドモ、所謂圖解ナルモノヲ示シテ、サウシテ之ニ對シテ特別ナル說明ヲ與ヘタト云フガ如キ事ハナイ、寧ロ岡本君ノ話ヲ聞キナガラ書付ケタモノヲ、偶然岡本君ニ手渡シタノニ過ギナイト云フ意味ヲ述ベラレマシタ、其部分ニ關スル岡本君ノ發言ニ對シテ、取消ノ要求ヲセラレタノデアリマス、岡本君ハ此取消ニハ應ジナイトノ意味ヲ述ベラレマシタ、尙ホ議員森田政義君ニ對シテハ、某大臣ヨリ百三十人トカニ分配スル金ヲ預ツテ、之ヲ分配スルト云フコトノ話ヲ或人ニ對シテ爲シタト云フ意味ヲ以テ指摘セラレマシタ爲ニ、森田政義君ハ一身上ノ辯明トシテ特ニ發言ヲ求メ、左様ナ事ハ絕對ニ無イト云フコトノ言明ヲセラレマシタ、尙ホ病中デアアルガ爲ニ出席辯明ハ出來ナイケレドモ、一身上ニ關スル事ガ岡本君ノ發言中ニアツタカラト云フノデ、書面ヲ以テ一身上ノ辯明ヲセラレタ方ガアリマス、即チ議員猪野毛利榮君デアリマスガ、同君ハ森田政義君ガ某々者ニ分配スベキ金ヲ此處ニ持ッテ居ルト云フ話ヲ聽イテ、其話ヲ或人ニシタト云フ人トシテ名指サレタノデアリマス、同君ハ書面ヲ以テ森田政義君カラ左様ナコトヲ聽イタコトハナイ、又隨テ聽カザルコトヲ他人ニ話スコトモ絕對ニナイコトデアアルト云フ書面ヲ寄セラレマシタ、委員長ハ會議ノ機會ニ於キマシテ、此書面ヲ朗讀シテ委員ノ參考ニ供シテ置キマシタ、委員會ノ質問應答ハ相當詳細ニ涉リマシタ、長時間ヲ要シマシタケレドモ、窮極スル所ニ至ラシマシタ三點ニ付テ質問應答ガ集中セラレマシタ、質問ヲ終了シ、本日午後一時開會ノ最後ノ委員會ニ於キマシテ、委員長報告ノ案文ニ付テ討議ヲ開キマシタ、其討議ノ會議席上ニ於キマシテ、政友會ヲ代表シテ

牧野賤男君、民政黨側ヲ代表シテ一松定吉君、國民同盟側ヲ代表シマシテ野田文一郎君ヨリ、各、委員長報告ノ案文ノ提出ガアリマシタ、念ノ爲ニ之ヲ朗讀致シテ置キマス、牧野賤男君提出ノ委員長報告案ハ

一 臺灣銀行所有株式(帝國人稱株式會社株式及株式會社神戶製鋼所株式)ノ處分ニ關シ議員林讓治、米田規矩馬兩君ガ關與シタリトノ事實根據ナシ

一 前項ノ處分ニ關シ三土鐵相、鳩山文相ガ斡旋盡力ヲ爲シタリト認ムベキ事實根據ナシ

一 某大臣ガ百三十人トカニ金錢ヲ贈與シタリトノ件ハ其ノ事實根據ナシ

一 岡本一巳君ガ鳩山一郎君ノ依頼ヲ受ケ樺太工業株式會社取締役藤田某ト鳩山一郎君トノ金錢授受ニ關シ證據湮滅ノ謀議ヲ爲シタリトノ事實根據ナシ

即チ牧野賤男君ノ斷案ハ、三事項ニ對シテ各、事實根據無シトノコトデアリマシタ、他ノ臺灣銀行持株ノ點ニ對シマシテハ、林、米田兩君ハ之ニ關與シタル事實無シトノ斷定デ、三土、鳩山兩君ニ對シテハ、斡旋盡力ヲ爲シタル事實根據無シトノ斷定デアリマス

次ニ民政黨代表一松君ノ斷案ハ

- 一 文部大臣秘書官林讓治君、鐵道大臣秘書官米田規矩馬君、文部大臣鳩山一郎君及鐵道大臣三土忠造君ガ昭和八年六月中臺灣銀行持株ノ賣却處分ニ干與シ不正ノ行爲アリトノ事實ハ本委員會ニ於テ審議不盡ノ餘儀ナキニ至リタル爲其ノ有無不明ナリ
- 二 文部大臣鳩山一郎君ガ昭和八年百三十名ニ對シ不正ノ金圓ヲ分配シタリトノ事實ハ之ヲ認メ難シ
- 三 文部大臣鳩山一郎君ガ昭和三年內閣書記官長在任中樺太工業株式會社事務取締役藤田好三郎氏ヨリ金五萬圓ヲ收

受シタル事實ニ付官憲ノ取調ヲ受クル
虞アリトシテ同四年ノ秋頃岡本一已君
ニ於テ右金圓ヲ受領シタルモノナル旨
官憲ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲スベキコト
ヲ同君ニ依頼シテ證據ノ湮滅ヲ圖リタ
ル疑十分ナリト認ム

是ハ民政黨ノ斷案デアリマス

次ニ國民同盟ノ野田文一郎君ヨリ提出サ
レマシタル所ノモノハ

二月八日迄十五日ノ本院本會議ニ於ケル
議員岡本一已君ノ演說中ニ顯ハレタル事
實ハ本調査委員會ノ經過ニ依リ概ネ其ノ
事實存在シタルモノト認ムベキ議員ノ職
責ニ鑑ミ當然ノ發言ナリト認ム

斯ウ云フコトデアリマス、此三案ハ何レモ
獨立シタル動議デアリマスカラ、此採決
ノ方法ニ付テ會議ニ諮リマシタ、委員會ハ
其採決ノ方法ハ委員長ニ一任スルトノコト
デアリマシタカラ、委員長ハ先ヅ野田君即
チ國民同盟側ノ案ヨリ順次採決ヲ致シマシ
タ、野田君提出ノ、只今朗讀シタル案ハ、
少數ヲ以テ否決ト相成リマシタ、續イテ一
松君提出、即チ民政黨側ノ斷案ヲ採決致シ
マシタ、是亦少數ヲ以テ否決サレマシタ、
最後ニ念ノ爲メ牧野君提出ノ斷案ニ付テ採
決致シマシタ、多數ヲ以テ可決シタ次第デ
アリマス

私ハ茲ニ此委員長報告ヲ終ルニ當リマシ
テ、斯ル問題ガ我ガ帝國議會ノ衆議院ニ於
テ論議應答セラル、ニ至ツコトノ事情ヲ、
誠ニ悲シムモノデアリマス、而シテ吾々
ハ此神聖ナル議場ノ會議ニ於テ、院議ヲ以
テ委員長報告ガ承認セラレテ、此議場ニ漂
ウタル暗雲ヲ一掃スルヤウニアリタイト云
フコトヲ、衷心ヨリ希望ヲ述べテ委員長ノ
報告ヲ終ルコトニ致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 此場合委員長報告ニ對
シ質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス、
杉山元治郎君

(杉山元治郎君登壇)

○杉山元治郎君 今ノ委員長ノ御報告ニ對
シマシテ、簡單ニ質疑ヲ致シテ見タイト存
ズルノデアリマス、特ニ委員長ガ最後ニ附
加ヘマシタ言葉ニ付キマシテモ、特ニ私ハ
其點ニ關シテ此質疑ヲシタイト存ジテ居
タ所以デアリマス、今委員長ノ御報告ニ
マシタヤウニ、三ツノ斷案ガ下サレタノデ
アリマス、人ノ頭ノ働キト云フモノハ色々
違フ、斯ウ云フコトモ考ヘラレルノデアリ
マスルガ、或ル斯ウ云フ一ツノ問題ニ對シ
マシテ、斯ノ如ク見解ガ非常ニ違フコト云
フコトハ、一體アリ得ルコトデアラウカドウ
カ(拍手)私ハ其點ニ付テ非常ニ不思議ニ考
ヘルノデアリマス、政友會ノ方ノ案ヲ拜見
致シマスルト云フト、總テノ事ハ事實根據
ナシト斷定致シテ居リマス、民政黨ノ方ノ
案ヲ拜見致シマスルト、或案ハ事實根據ヲ
十分盡スコトガ出來ナカッタカラ、ソレハ果
シテ眞實デアリヤ否ヤ、不明デアルト申シ
テ居リマス、或案ニ對シマシテハ、是ハ全
ク認め難イ、又或案ニ對シマシテハ、ハッキ
リ十分其疑ガアリト認メルト、斯ク申シテ
居リマス、國民同盟ノ案ハ、本調査委員會
ノ經過ニ依ツテソレヲ考ヘテ見ルト云フト、
寧ロ其事實ガ存在シタト考ヘル方ガ妥當デ
ナイカト、斯ウ云フヤウニ斷案ヲ下シテ居
ルノデアリマス、斯ノ如ク同一案ニ對シマ
シテ、三ツノ政黨ノ方々ガ御下シニナツタ
案ガ、斯クモ相違スルト云フコトニ對シマ
シテ、私共ガ非常ニ疑ヲ持タザルヲ得ナイ、
ソコデ私共ガ多少ノ開致シテ居リマスル點、
色々此事實ヲ綜合致シマスル時ニ、斯ウシ
タ事實、民政黨ノ御認メニナツテ居ル點、或
ハ國民同盟ノ御認メニナツテ居ル點、ドウモ
サウ云フ疑ハアルノデハナイカ、斯ウ云フ
氣分ガ致シマスルバカリデナシニ、或ハ今
日ノ議場ニ於キマシテ、政友會ノ方々ガ多
數デゴザイマスルガ故ニ、委員會ニ於テモ

政友會案ガ可決致サレマシタヤウニ、本議
場ニ於テモ、此案ガ御可決ニ相成ルデアラ
ウト信ジマスルガ(ソレガ立憲政治ダト
呼フ者アリ)私ノ御同致シタイノハ、議場デ
ハ斯ウ云フヤウニ御通りニナツテモ(ソコ
ダト呼フ者アリ)或ハ今日ノ都下ノ各新聞
ノ社説ヲ拜見致シマスル時ニ、ドウモ綱紀
ノ問題ガ云々サレ、サウシテ政黨ト財閥ノ
關係ニ付テ、其疑ヲ十分ニ持テ居ルヤウ
ナ點ハデスネ、私ガ申ス迄モナイ、皆サン
ハ御承知ノコトダト存ズルノデアリマス、
斯ウ云フ意味合ニ於テ、私ノ伺ヒタイト云
フコトハ、非常ニ斯ウ云フ問題ガ、此院ニ
於テ述ベラレルト云フコトハ、委員長ノ御
報告ニ依ツテモ非常ニ遺憾ナコトデアルガ、
此遺憾ナ事實ヲ審議決定致シマスル時ニ於
テバ、私ハ此政友會ノ方々ガ御決定ニ
ナル案デ、今日御決定ニナツタ時ニ、新聞ノ
社説輿論ガ示シテ居ルヤウニ、ドウモマダ
政黨ト云フモノト、財閥ト云フモノトガ何
等カノ關係ガアリ、綱紀ニ於テ臭イ所ガア
リ、マダ政黨ノ淨化ハ難カシト云フヤウ
ナ輿論ヲ、國民ノ心持ニ起シハシナイカト
云フ此點ヲ(拍手)實ハ御同致シタイノデア
リマス、簡單デアリマスガ、此點ヲ御同致
シタイノデアリマス

○島田俊雄君 簡單デアリマスカラ、自席
ヨリ御許シテ願ヒマス

○議長(秋田清君) 宜シウゴザイマス

○島田俊雄君 只今ノ委員長ニ對スル杉山
君ノ質疑ハ拜聽致シマス云フト、杉山君
ノ御意見ノヤウニ考ヘマス、委員長ハ委員會
ニ於ケル議事ノ經過結果ヲ報告シタノデア
リマシテ、委員長トシテノ意見ハ述べテ居
リマセヌ、隨テ御意見ニ對シテハ、答辯ノ
要ハアリマセヌ(拍手)

○議長(秋田清君) 質疑ハ終局致シマシタ、
頼母木桂吉君外九名及ビ野田文一郎君ヨリ
成規ニ依リマシテ、各、修正案ガ提出サレ

テ居リマス、此修正案ハ、何レモ提出者ヨ
リ趣旨辯明省略ノ申出ガアリマス、修正案
ハ印刷ノ上御手許ニ配付シテアリマスルノ
ミナラス、只今島田委員長ヨリ御朗讀ニ相
成リマシタカラ、茲ニ朗讀致スコトハ省略
致シマス

議員岡本一已君ノ發言ニ關スル事實調査
ノ件委員長報告ニ對スル修正案
右成規ニ據リ提出候也
昭和九年三月三日
提出者 野田文一郎君
議員岡本一已君ノ發言ニ關スル事實調査

議員岡本一已君ノ發言ニ關スル事實調査
ノ件委員長報告ニ對スル修正案
右成規ニ據リ提出候也
昭和九年三月三日
提出者 頼母木桂吉君外九名
議員岡本一已君ノ發言ニ關スル事實調査
ノ件委員長報告ヲ左ノ通修正ス

一 文部大臣秘書官林讓治君、鐵道大臣
秘書官米田規矩馬君、文部大臣堀山一
郎君及鐵道大臣三土忠造君ガ昭和八年
六月中臺灣銀行持株ノ賣却處分ニ干與
シ不正ノ行爲アリトノ事實ハ本委員會
ニ於テ審議不盡ノ餘儀ナキニ至リタル
爲其ノ有無不明ナリ

二 文部大臣堀山一郎君ガ昭和八年中百
三十名ニ對シ不正ノ金圓ヲ分配シタリ
トノ事實ハ之ヲ認め難シ

三 文部大臣堀山一郎君ガ昭和三年內閣
書記官長在任中樺太工業株式會社事務
取締役藤田好三郎氏ヨリ金五萬圓ヲ收
受シタル事實ニ付官憲ノ取調ヲ受クル
虞アリトシテ同四年ノ秋頃岡本一已君
ニ於テ右金圓ヲ受領シタルモノナル旨
官憲ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲スベキコト
ヲ同君ニ依頼シテ證據ノ湮滅ヲ圖リ
タル疑十分ナリト認ム

議員岡本一已君ノ發言ニ關スル事實調査
ノ件委員長報告ニ對スル修正案
右成規ニ據リ提出候也
昭和九年三月三日
提出者 野田文一郎君
議員岡本一已君ノ發言ニ關スル事實調査

議員岡本一已君ノ發言ニ關スル事實調査
ノ件委員長報告ニ對スル修正案
右成規ニ據リ提出候也
昭和九年三月三日
提出者 野田文一郎君
議員岡本一已君ノ發言ニ關スル事實調査

議員岡本一已君ノ發言ニ關スル事實調査
ノ件委員長報告ニ對スル修正案
右成規ニ據リ提出候也
昭和九年三月三日
提出者 野田文一郎君
議員岡本一已君ノ發言ニ關スル事實調査

ノ件委員長報告ヲ左ノ通修正ス
二月八日並十五日ノ本院本會議ニ於ケル
議員岡本一巳君ノ演說中ニ顯ハレタル事
實ハ本調査委員會ノ經過ニ依リ概ネ其ノ
事實存在シタルモノト認ムベキ議員ノ職
責ニ鑑ミ當然ノ發言ナリト認ム

○議長(秋田清君) 是ヨリ討論ニ入りマ
ス、通告順ニ依ッテ發言ヲ許可致シマス——
谷原公君

(谷原公君登壇)

○谷原公君 私ハ只今議題ト相成リマシタ
ル、岡本一巳君ノ發言ニ關スル事實調査ノ
件ニ關シマシテ、委員長ノ報告ニ反對シ、
賴母木君外九名提出ノ修正案ニ賛成スル者
デアリマス、以下簡單ニ其趣旨ヲ申述ベタ
イノデアリマス、修正ノ理由ノ御了解ヲ得
マス便宜ト致シマシテ、私共此修正ニ對ス
ル基礎トナル考ヲ、極ク簡單ニ申上ゲタイ
ト思フノデアリマス

本件ノ如キ問題ハ、先程委員長ノ御言葉
ニモアリマシタ如ク、當議場ニ現ハレマス
ルコトハ、頗ル不吉ナ事デアリマス、併ナ
ガラ荷モ議場ニ現ハレマシタル以上、吾々
議員ガ國民カヲ負託サレテ居リマスル其任
務ニ鑑ミマシテ、徹底的ニ調査ノ必要アル
コトハ申ス迄モナイコトデアリマス、此調
査ニ當リマシテハ、議員ノ職責權限ト云フ
コトハ十分ニ考慮シナケレバナラス問題ト
思フノデアリマス、即チ政治的ニ政府ヲ監
督スル其職責ヲ完フ致シマスル爲ニハ、相
當勇敢ニ勳カナケレバナラス云フ職能ガ
アルコトヲ私共痛感スルノデアリマス、
サリナガラ所謂鹿ヲ逐フ獵師山ヲ見ズトカ
云フ言葉ガアリマスルガ、左様ニ唯自分
ノ職能ニノミ四ハレマシテ、其品位ヲ汚ス
ガ如キコトハ絕對ニ避ケナケレバナラス問
題ナリト思フノデアリマス、(拍手)即チ議員
ノ職務ヲ勇敢ニ行ヒマシテ、而モ短ヲ論エ
ザル所ノ此建前ヲ進マナケレバナラス、又

左様ナコトヲ標準ト致シマシテ、本件ノ如
キハ綿密ニ判斷セナケレバナラスと思フノ
デアリマス、私共ハ此基礎觀念カラ致シマ
シテ、此調査ノ結果ヲ鑑別致シマスルコト
フト、賴母木君外九名ガ提出致シテ居リマ
スル此修正案ガ正シキモノナリト考ヘル次
第デアリマス(拍手)本件ニ付キマシテ、委
員會ニ於テ色々證據ニ關スル調ノアリマシ
タコトハ、委員長ノ御報告ニ依リマシテ、
諸君モ既ニ御諒解濟ノコト、思ヒマス、其
證據ノ中デ臺灣銀行ノ所有株式處分ニ關ス
ル發言ニ關聯ノアル證據ト致シマシテハ、
政府提供ニ係リマス所ノ臺灣銀行ノ所有持
株中、所謂帝人株ノ賣渡ニ關スル契約書、
神鋼即チ神戶製鋼所ノ株式賣渡ニ關スル契
約書、斯様ナモノガ提示サレマシタガ、此中
ニ如何ナルコトガ記載サレテ居ルカ、即チ
本件ノ判斷ノ資料トナルベキモノハ、如何
ナルモノガアルカト申シマスルト、先ヅ賣
買ノ合意成立、即チ契約成立ノ日ガ、昭和
八年五月三十日ト云フコトガ、契約書ニ依
テハっきり致シテ居ルノデアリマス、而シテ
賣買價格ハ百二十五圓ト云フコトニ相成
テ居リマスルガ、此當時ノ市價、所謂公定
價格ト云フモノト、此賣買價格ト云フモノ
ガ、果シテ釣合ウテ居ルカドウカト云フヤ
ウナコトハ、本件ノ判斷資料ニナルベキコ
ト、思フノデアリマス、又手數料ヲ臺灣銀
行ノ方カラ二十萬圓支拂フト云フコトガ契
約書ニ明記サレテ居リマスルガ、是亦正シ
キヤ否ヤト云フヤウナコトモ判斷スベキ
一ツノ事項ニナルト思フノデアリマス、又
此株式ニ對シマシテ賣主ノ方ニ於テハ、上
半期ノ配當利益トシテ年一割五分ハ買主ニ
渡スト云フコトヲ、保證サレタヤウナ文句
ガ書イテアルノデアリマス、又舊株式三株
ニ對シテ、新株式二株ヲ渡スト云フヤウナ
コトモ、所謂賣主ノ責任約款トシテ記載サ
レテ居ルノデアリマス、私共ハ逆ノ推理必

シモ眞ナラズト云フコトハ、十分諒解致シ
テ居リマスルカラシテ、世間デ色々處分後
ニ買主ガ或ハ千二百萬圓儲ツタカ、千三百
萬圓儲カツタカ云フ其結果カラ逆ニ推論
致シマシテ、本件ノ賣買ノ當、不當ヲ論ズ
ル聲ヲ聞キマスレドモ、必シモ之ヲ信ズ
ル者デハアリマセス、併ナガラ兔ニ角モ此
帝人株ノ賣買條件ニ付キマシテハ、只今申
上ゲマシタ此材料ダケハ、政府提出ノ證據
ニ依リマシテ、吾々ハ認メルコトガ出來ル
ノデアリマス、神戶製鋼株式會社ノ問題ニ
付キマシテハ、是ハ契約書ノ内容ニ於キマ
シテ、左マデ資料トスベキ價值ノアルモノ
ハナイト思フノデアリマス、即チ本件ニ對
シマシテ、質問ヲサレマシタ岡本君ノ演說
内容、或ハ又二三新聞等ニ依リマシテ、此
賣買問題ヲ批評致シテ居リマスル、アノ記
事等カラ考ヘマスルト云フト、兔ニ角モ一
應斯様ナコトハ議員ト致シマシテ調査シテ
然レシ、多少ノ疑問ヲ掛クルト云フコト
ハ、無理カラザル所ノ内容ヲ持ッテ居ルモ
ノト判斷スルノデアリマス

次ニ委員會ニ於キマシテ、結局書面ノ成
立ヲ認メラマシタ書類ト致シマシテ、窪
井義道君ガ御書キニナツタ六高同窓ヲ中心
トセル陰謀、臺銀總裁島田(六高)秘書岡崎
(六高)下ニ註ノヤウニ大久保銀行ノ義弟ト
書イテアリマスガ、大久保銀行局長ノ義弟
ト云フ意味デアリマセウ、番町會永野(六
高)一太田(六高)三土秘米田(六高)龜山
秘林(六高)此書面デアリマスルガ、只今朗
讀致シマシタ如ク、所謂陰謀ト云フ文字ガ
此處ニ擧ゲラレテ居ルノデアリマス、之ニ
付キマシテ窪井君御自身カラ色々御辯明モ
アリマスルシ、吾々ニ於キマシテモ出來ル
ダケ證據ヲ致シタデアリマスルガ、併ナ
ガラ什陰謀ト云フ文字ガ、ドウモ左様ニ無
意味ニ書カレタ文字ノヤウニハ見エナイノ
デ、有意味ニ書イタコトシテ何カ此二人ノ秘
書、即チ吾々ノ僚タル所ノ兩代議士ト、ソ
レヲ書イタ窪井君トノ間ニ、何カ恩怨關係
デモアツテ、中傷的ニ書イタノコト云フコト
ニ付テ米田君ナドノ御意見ヲ聞クト、左様
ナ疑ハ斷ジテナイノデアリマス、非常ニ親
密ナ、現在ニ於テモ水魚ノ交リヲ致シテ居
ル間柄ダサウデアリマス、左様ニ色々詮
議立ヲ致シマスルコト云フト、此書面ハドウモ
窪井君ニ於キマシテ、米田君、林君ノ利益
ノ爲ニ殊更書イタ書面ト見ルコトハ出來ナ
イノデアアル、即チ吾々ハ一應眞實ヲ記載サ
レタモノト觀ナケレバナラス結論ニ到達ス
ルノデアリマス(拍手)

固ヨリ是ダケノ事ニ依リマシテ、吾々ハ
總テヲ斷ズルノデアリマセス、尙ホ取寄
セラレタ所謂政府提供ノ記錄ノ中ニハ、三
土鐵相官邸ニ於ケル所ノ來人者名簿ノ御取
寄セガアツタデアリマスルガ、此名簿ニ記
載サレテ居リマスル人々ノ中ニハ、豫テ岡
本君ガ問題ト致シテ居リマスル人々ノ名前
モ相當載ッテ居ルノデアリマス、是ハ官邸ノ
來人簿デアアルカラ、不審ガナイト言ヘバ不
審ノナイコトデアリマセウ、併ナガラ他ノ
色々ナ證據ト對照致シテ見マスル時ニ、疑
ヘバ多少ノ疑問ヲ掛クルダケノ餘地ノアル資
料タルコトハ、爭ヒノナイコト、思フノデ
アリマス、左様ニ私共ト致シマシテハ、從
來現ハレマシタ所ノ此物證據トデモ申シ
マセウカ、書面等ニ依リマシテハ、十分吾
吾ノ疑ヲ解クニ足リナイ、更ニ關係者ノ辯
明、或ハ大臣ノ辯明說明ト云フヤウナモノ
ヲ對照致シテ見マシタガ、三土鐵道大臣ノ
御辯明ガアリマシタガ、此御辯明ノ中ニハ、
神戶製鋼株式會社ノ株ノ問題ニ付キマシ
テ、御令弟ヲ通ジテ何カ聞カレタ事實ガア
リ、之ニ對シテ御意見ヲ御發表ニナツタコ
トハアル、併ナガラ其他ニ疑惑ヲ掛ケラレ
ルヤウナコトナシ、斯ウ云フヤウナ御辯明
モアルノデアリマス、其他ノ辯明事項等ニ

付キマシテハ、委員長カラ報告ガアリマシ
タカラ、是ハ私カラ申上ゲル必要ノナイコ
ト、思ヒマスガ、兎モ角モ左様ナ程度ニ調
査ガ進ミマシタ、然ルニ吾々ト致シマシテ
ハ、大蔵省ガ臺灣銀行ヲ監督致シテ居ル
デアリマスガ、此問題ニ關スル臺灣銀行
カラノ報告書、其他監督ニ關スル書類ガ大
藏省ニ存スル等デアルカラ、此疑問ヲ解決
意味ニ於テ、其書類モ政府ノ方カラ御提供
アリタイト云フコトヲ求メタノデアリマス
ルガ、政府ノ方ニ於キマシテハ、ソレハ銀
行ノ秘密ニ關スルコトデアルカラ、提出ガ
出来ナイト云フコトニ相成ッタノデアリマ
ス、固ヨリ是ハ議院法ノ規定等ニ依リマシ
テ、委員會ノ方カラ強ヒテ求メルコトハ出
來ナイノデアリマスルカラ、其不提出ヲ甚
ダ遺憾ト致シマシテ、之ニ代リ、之ヲ補充
スル意味ニ於キマシテ、銀行局長其人ノ出
席辯明ヲ求メタノデアリマスルガ、是ハ一
應一寸御出席ニハナリマシタケレドモ、吾
吾ガ其辯明ヲ聽ク暇ナクシテ、公務ノ御都
合カ御引揚ニナリマシテ、爾來結局此人ノ
辯明ヲ聽クコトガ出来ナカッタノデアリマス、
更ニ又江藤源九郎君ノ御辯明中ニ現レマシ
タル所ノ龜井貫一郎代議士、聽ク所ニ依ル
ナラバ、審判會デ或一役ヲ引受ケテ居ル永
野某、即チ龜井君ノ御書キニナッタ所ノ此書
面ノ中ニアリマスル永野某ハ、龜井君ノ御
友人トカガサウデアリマシテ、此永野氏カ
ラ龜井君ハ本件ノ問題ニ付テ、相當詳シイ
コトヲ御聽キニナッテ居ルヤニ吾々モ聞込
デ居ル所ガアリマスルガ故ニ、龜井君モ此委
員會ニ御出席ニナッテ、御知リニナッテ居
コト總テテ腹藏ナク御辯明ヲ願ヒタイ、斯
様ナコトヲ吾々委員ト致シマシテハ、委員
長ニ御要求申上ゲタノデアリマシタガ、此
委員會ハ洵ニ軟カナ空氣デ、委員長モ御寬大
ニ御審議下サッタノデアリマシタガ、唯遺
憾ナコトニハ、吾々ガモウ一步進ンデ此材

料ニ依ッテ審査シ、最後ノ決定ヲ得タイ、最
後ノ心證ヲ得タイトシテ御願致シマシタ所
ノ大久保銀行局長、或ハ龜井貫一郎代議士、
此御兩君ニ付テハ多數ノ御意見ガ、遂ニ之
ヲ吾々調べルト云フト語弊ガアリマスル
ガ、其辯明ヲ聽ク暇ヲ得ルコトナクシテ、
審査ガ打切ニナリマシタコトヲ、非常ニ遺
憾トスルノデアリマス(拍手)

左様ナ次第デアリマスルカラ、固ヨリ是
ハ裁判所ノヤウニ、十分ナ權力ヲ以テ調べ
ルモノデアリマセヌカラ、御二人ヲ御出席
願フ、十分御辯明ヲ願フデモ、吾々ガ最後
ノ心證ヲ得ルカ得ヌカハ、ソレハ只今明言
シ難イコトデアリマスルケレドモ、吾々
ト致シマシテハ、吾々ノ聞込ンデ居リマス
ル此資料ニ基キマシテ、此御兩君ノ十分ナ
辯明ヲ得マシタナラバ、此問題ニ對スル
最後ノ決定ヲ爲シ得ルト思ヒマシタガ、只
今申上ゲマシタヤウナ次第デ、十分ナル所
ノ審議ヲ遂ゲルニ至リマセナシタガ故ニ、
頼母木君外九名提出ノヤウナ、斯様ナ結論
ノ答申、即チ本會議ニ對スル報告ヲ爲スノ
已ムヲ得ナキニ至ッタノデアリマス(拍手)

第二點ニ付キマシテハ、大體委員長ノ御
報告ト一致スルノデアリマスルカラ、敢テ
此贊成ノ理由ヲ詳シク申上ゲル必要ハ無イ
ト思フノデアリマス、議場ニ於キマシテ岡
本君ガ御述ニナリマシタ所ハ、某大臣ガ百
三十人云々ト云フ言葉ヲ用ヒテ居リマス、
併ナガラ御聽キニナッタ諸君ハ、其時ニ直チ
ニ御實感ガ起ッタノデアリマセウシ、又速記
録ヲ御覽ニナルナラバ、前後ノ文ヲ通ジマ
シテ意味ガ直チニ明ニナルコト、思ヒマス
ルガ、此岡本君ノ御發言ハ此議場ニ向ッテ、即
チ吾々議員ノ其席ニ向ッテ、左様ナ野次ヲ飛
バシナラバ醜事實ヲ暴露シヨウガ、去年ノ
暮或ハ盆ニ百三十人ニ配ッテ金ハ何處カラ
取ッテ來タノカ、斯ウ云フヤウナ反語的ノ言
葉ヲ用ヒテ居ルノデアリマス、言換ヘマス

ルト云フト、此臺灣銀行ノ所有持株處分ニ
依ッテ得タ其利益ヲ、百三十人ノ議員ニ某大臣
ガ分配シタノデハナイカト云フコトヲ、少
クトモ聽ク者ヲシテ誤解セシムルニ足ル發
言デアッタノデアリマス、故ニ私共ハ議員ノ
約三分ノ一ニ當ル所ノ重大ナル問題デア
ルト思ヒマシテ、十分此點ニ付テハ審議ヲ致
シタノデアリマスルガ、然ルニ其結果ハ或
ハ森田君ノ御辯明モアリ、岡本君モ重ネテ
御辯明モアリマシタガ、其辯明ノ總テヲ咀
嚼致シマシテモ、岡本君ノ此發言ガ眞實ナ
リト吾々ハ肯定スルコトハ出来ナイノデア
リマス、殊ニアノ當時ノ御發言ソレ自體モ、
感情興奮ノ餘リ、突發的ニ御述ニナッタヤ
ウナ節モアルノデアリマス、左様ナ點ヲ綜合
考覈シテ判斷致シマスルト云フト、是ハ私
共ハ眞實ニ即シタ所ノ御發言ト認メルコト
ハ出来ナイ、斯様ナ趣旨デ此修正案ノ第二
項ヲ認メタヤウナ次第デアリマス

第三項ノ點デアリマスルガ、此第三項ノ
點ニ付キマシテハ、書面タル證據ハ藤田好
三郎氏ノ業務橫領ニ關スル刑事記錄デア
リマス、尙ホ樺太ノ山林立木拂下ニ關スル調
査表ノヤウナ物ガ、委員會ニ出サレタノデ
アリマシタガ、是ハ大シタ資料ニハナラナ
カッタト思フノデアリマス、本件ノ判斷ハ岡
本一已君ノ發言ヲ他ノ證據ト對照致シマシ
テ、果シテ岡本君ノ言ヲ措信スルニ足ル心
證ヲ得ルカ、得ヌカノ問題デアリマシテ、
其結果ニ依ッテ本件ノ判斷ガ決マルベキモ
ノト思フノデアリマス、ソコデ先ヅ成立ニ
於テ確實性ノアリマスル所ノ、此藤田好三
郎氏ノ刑事記錄ト、岡本君ノ發言トヲ對照
シテ見ル必要ガアルト思フノデアリマス、
之ニ依リマスルト云フト、藤田好三郎氏ト
鳩山氏トハ、第一高等學校以來ノ友人デア
リマシテ、頗ル懇意デアアル、而シテ鳩山氏ガ
政友會ノ幹事長時代ニ於テ、一万圓宛二三回
金ヲ出シタヤウナコトハアルガ、左様ナ政

治資金ヲ出シタコトハアルガ、其他ニ於テ
ハ斷ジテ金ヲ出シタコトハナイト云フ趣旨
ノ、檢事廳取書ガアルノデアリマス、岡本
君トハドウ云フ關係カト言ヒマスルト、懇
意ナ鳩山氏ノ御紹介ニ依ッテ、森格氏ト知
リ、其森格氏ノ番頭ノヤウナ地位ニ居ッタ此
岡本氏ト知合ニナッタ、而シテ昭和三年ノ一
月選舉費用ト云ッテ五萬圓ノ金ノ御要求ガ
アリ、森格氏トモ相談ノ上デ之ヲ渡シタ、
斯ウ云フヤウナ記錄ニ相成ッテ居ルノデア
リマス、然ルニ此記錄ニ依ッテ判斷致シテ見
マスルト、鳩山氏ト極ク懇意デアアル、而シ
テ其懇意ナ人ガ政友會ノ幹事長ノ要職ニ居
ラレタノデアリマスルガ、而モ左様ナ人ニ
出シタ金ガ、前後ヲ通ジマシテ、二三萬
圓、是レ以上ハ出テ居ナイト云フコトヲ、
藤田氏ハ檢事ニ向ッテ公言致シテ居ルノデ
アリマス、而シテ岡本氏トハ只今申上ゲマ
スル如ク、マア面識ハアリ、森格氏ヲ通ジテ
單純ナ交際ヲシテ居ルノデアリマセウガ、
鳩山氏トノ交情ニ比較致シマスルト、問題
ニナラス程薄イ人デアリマス、而モ其人ニ
對シマシテ、交情濃ヤカナル鳩山氏ノ二三
萬圓ニ對シマシテ、其殆ド倍額ニ當ル五萬
圓ノ金ヲ渡シテ居ルノデアリマス、而モ渡
シタ時期ハ、丁度鳩山氏ガ内閣書記官長ヲ
勤メラレテ居リマシタ時代デアリマス、是
ハ邪推ノヤウニ當ルカハ知レマセヌケレド
モ、一万圓宛二三回渡シタト云フ時期ハ、
濱職罪等ノ犯罪ヲ構成スル身分ヲ御有チニ
ナッテ居ナイ時ナノデアリマス、五萬圓ノ時
代ハ、若モ左様ナ事アリト致シマシタナラ
バ、濱職罪ヲ構成スルニ足ル所ノ犯罪資格
ヲ有ッテ居ル時代ナノデアリマス、斯様ナ關
係ハ岡本氏ノ、自分ハ五萬圓貫タコトハナ
イ、唯鳩山氏ノ一家一門ノ重大事ト云ッテ
呼バレテ、サウシテ藤田好三郎氏ノ事務所
ヲ訪ネ、旁、シテ、サウシテ若シ調べラレ
タナラバ、自分ガ五萬圓貫タト云ッテ呉マ

ト云フコトヲ頼マレタ、斯様ナ此供述ニ對照シテ見マスルト、此岡本氏ノ言ハレマスルコトハ、相當ニ信ヲ措クニ足ルコト、私共ハ信ズルノデアリマス(ノ一)「拍手」固ヨリ私共ノ觀察カラ致シマスルナラバ、此取寄セノ刑事記録以外ニ、更ニ刑事記録ガナケレバナラヌト思フノデアリマス(拍手)即チ現ニ提出サレマシタ此記録ニ依リマスルト、他ニ尙ホ樺太工業株式會社ノ金ヲ横領費消致シテ居リマス事實ヲ認メルコトガ出來ルノデアアル、之ニ對シマシテ司法當局ノ搜查權ハ進ンデ居ル管デアル、隨テソレ等ニ關スル記録ガ、司法省或ハ檢事局等ニ在ルベキ筈デアリマス、司法大臣ニ於キマシテモ、其記録ノアツタト云フコトダケハ御認メニナルノデアリマス、併ナガラ現在ハ、或ハ廢棄サレタノカ、或ハ何處ニ始末ヲシテアルノカ、兎モ角モ所在ヲ發見スルコトガ出來ナイカラ出セナイ、斯ウ云フ事ニ相成ツテ居ルノデアリマス、此記録ハ何ヲ語ルカハ、記録ヲ見ナイ以上、私共ト致シマシテモ斷定ハ出來マセヌケレドモ、疑ハ益、深クスルコトガ出來ルノデアリマス(拍手)此問題ニ付キマシテハ、鳩山氏ハ委員會ハ御出席ニ相成リマシテ、色々御辯明ガアリマシタ、此御辯明ハ諸君ニ於テハ速記録ニ依ツテ御承知ノコトデアラウトハ思ヒマスルガ、例ノ五萬圓ノ問題等ニ付キマシテモ、モウ少シハッキリシタ答辯ヲ、何故シテ下サラスカト思フ位、私共ト致シマシテハ此答辯ニ遺憾ヲ感ジテ居ルノデアリマス(拍手)唯順序上簡單ニ要點ダケヲ速記録ニ依ツテ申上ゲテ見マスルト「調書ニアルコトハ、サウダツタラウト云フヤウナ記憶ヲ起スダケデアリマス、ソレ以外ノ事ハ全ク今日ハ記憶ガ無いノデアリマス、隨テ只今アナタガ仰シヤツタ藤田君ト私トノ間ニ、五萬圓ノ金錢ノ收受アリヤ否ヤト云フ點、無いト云フヨリ外ニ申様ガナイノデアリマス」

「私ガ今清瀬君ニ御答フシタ通りデアリマス、司法大臣カ、或ハ其當時ノ檢事ガ斯ウデアルト云フコトヲ言ハレ、バ、ソレヲ否定スル何モ自分ニ記憶ガナイ、隨テ清瀬君ニ答ヘタ以外ニハ答ヘルコトガ出來ナイノデス」其以後十數年ニ亘リテ、私ガ入用ナ場合ニ援助ヲ受ケタコトガアリマスガ、最初ノ三千圓ダケハ實ニ記憶ニ明ニ殘テ居ルノデアリマスガ、其途中ニ於テ何時頃、何時賞シタコト云フコトモ記憶ニナイノデス、記録ヲ見マストサウ云フコトガアツタノダナト云フコトヲ思出スダケナノデス、已ムヲ得ナイノデスカラ私ノ記憶ヲ正直ニ申シテ、ソレ以上言ヘナイノデスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス」前ニ申シマシタ通りニ、私ハ六年前ノコトヲ能ク覺エテ居ナイノデス、ソレデスカラ藤田君カラ五萬圓金ヲ受ケタト云フ明確ナ記憶ヲ持チヤウガナイノデス」洵ニ率直ナ、正直ナ御辯明デアリマセウケレドモ、一面ニ於キマシテハ、諸君御承知ノ如ク岡本君ト致シマシテハ、此問題ニ付テ同君ノ主觀的ニハ、即チ十分ナル確信アリト致シマシテ、サウシテ當議場ニ於テ公言セラレタル問題デアリマス、而シテ疑ヲ掛ケラレマス鳩山氏ノ御辯明ハ、只今一部ヲ朗讀致シマシタヤウナ趣旨ニ外ナラスノデアリマス、而シテ最モ成立ニ付テ爭ヒノナイ成立ハ、何處マデモ信用シテ然ルベク、刑事記録等ニ依リマスレバ、只今申シマシタ通りデアリマス、司法權ノ發動ノ如キ十分ナル國家權力ヲ行使致シマシテモ、難事件ハ一年、二年搜查ヲ致シマシテモ、真相ヲ掴ムコトノ出來ナイ事例ガ段々アリマス、況ヤ委員長御報告ノ如ク調査委員會ノ此權力行使ハ、極ク微弱デアアル、而シテ限ラレタル會期中ニ調査ヲ終ヘナケレバナラスノデアアル、左様ノ建前カラ致シマス、所謂絕對不動ノ眞實ヲ掴ムト云フコトハ出來ナイデアリマセウ、併ナ

ガラ議會ガ調査委員會ヲ設置致シマス理由ハ、其調査ニ當リマス人ガ、諸般ノ材料ニ依ツテ得タル其心證ニ基キテ、茲ニ最後ノ決定ヲ下ス、無論ハ司法ノ裁決ニアラズシテ、政治的裁決トデモ申スノデアリマセウ、左様ナ立場ニ置カレマシタ調査委員ト致シマシテハ、只今申上ゲマシタヤウナ趣旨ニ於テ、先程委員長ガ御讀上ニナリマシタヤウナ答申ヲスルヨリ外致方ナク、而シテ結局頼母木桂吉君外九名提出ノ此修正案ノヤウナ、委員會ノ報告ガ相當ナリト云フ結論ニ達スルノデアリマス、以上ノヤウナ次第デアリマスカラ、何卒本修正案ニ滿堂御贊同ノ程ヲ御願申上ゲマス(拍手)

○議長(秋田清老) 濱田國松君

○濱田國松君 諸君、私ハ前刻報告致サレマシタル島田委員長ノ報告ニ贊成スベク、意見ヲ述ベテ見タイト存ズルノデアリマス、本件ノ調査事項ノ要點ハ、委員長竝ニ谷原君ヨリ御演說ニ相成リマシタル通りニ、三箇條ニ分レテ居ルノデアリマス、第一ハ臺灣銀行保有株ノ處方ニ付キマシテ、三土鐵相、鳩山文相竝ニ議員林、米田兩君ガ關係シタル事實アリヤ否ヤ、更ニ其實行爲ニ關シテ斡旋盡力シタル事實アリヤ否ヤト云フノガ第一點デアリマス

此點ニ付テハ、岡本君ノ御演說ノ根據ヲ委員會ニ於テ詳シク伺ヒマス云フト、三點ニ分レテ居ルノデアリマス、根據ト見ルベキ事實ノ主ナルモノハ三ツシカナイノデアリマス、第一ハ大體諸君モ御承知ノ如ク、岡本君ノ此演壇ニ於テ御演說ニナリシガ如クニ、第六高出身ノ關係、番町會ノ關係、臺灣銀行ノ首腦部ノ關係、是等ノモノハ、第六高出身ナルノ故ヲ以テ、其間ニ怪シムベキ關係ガ輪廓的ニ存シテ居ルト云フ根據デアリマス、之ニ付テ問題トナツテ居リマス所ノ、委員會ニ於テ岡本君ヨリ御

提出ニ相成リマシタ所謂窪井代議士ノ筆記セラレタト云フ圖解デアリマス、此圖解ナルモノハ、岡本君ノ御話ヲ伺ヒマス、大變證明力ノアル——本件ノ内容ヲ物語ルニ付テ有力ナル書類ノ如クニ御話ニ相成リマセウ、吾々ガ一見シタル所ニ於テハ、左様ナ力ノ有ルモノデハナイ、此書類ニハ何ガ書イテアルカト言ヘバ、第六高出身ノ主ナル人々トシテ、臺灣銀行頭取ノ島田茂君ノ名前、番町會ノ「メンバー」デアル永野護君ノ名前、文相秘書官林君、鐵道秘書官米田君等ノ名ガ、數名列ベラレテ居ルト云フコトガ實體デアアル、其事自體ニ於テハ何等不純行爲、不正行爲モ想像シ描クコトガ出來ナイノデアリマス、岡本君ハ此圖解ハ一見意味不明瞭ナル爲ニ、窪井君ニ依ツテ更ニ教ヲ求メ、説明ヲ聽イタト云フコトヲ演說シテ居ラレルノデアリマス、然ルニ委員會ニ於テ窪井君ノ一身上ノ辯明ヲセラレタ所ニ依リマスルト、是ハ或ル場所ニ於テ、岡本君ト自分トガ話合ツタ結果「六高ノ主ナル人々ハ誰デアアルカト云フコトヲ記シテ見ルト」ト云フコトデ書イテ與ヘタモノデアツテ、何モ本件ノ關係事實ニ不純ガ含マレテ居ル説明書トシテ、交付シタルモノデモ何デモナイト云フコトヲ言明シテ居ラレルトデアリマス、是ハ窪井君ノ辯明ト相俟ツテ、所謂圖解ノ記載其モノト相對照致シマシテ、窪井君ノ御話ガ眞實デアラウト考ヘルノデアリマス(拍手)

更ニ第二ノ事實ハ、鳩山文相ガ關西旅行ノ際、林秘書官ガ隨行ノ時ニ野村某カ京阪地方ニ於テ文相ヲ訪問シタル其時ニ、取次ノ役ニ當ツタ者ガ秘書官ノ林君デアツタ、面會申込者ノ名刺ヲ取次イダ者ハ秘書官デアツタ、而シテ其面會ヲ求メタル人ハ或ル業務ニ服スル所ノ人、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ株式賣買等ニ關係アル人デアルカラ、此一

涉アリ、隨テ其名刺ヲ取次タル秘書官モ亦、不純ノ關係アリト斷論ヲサル、ノデアリマスガ、凡ソ公務ノ關係ニ於テ、秘書官ガ大臣ニ地方巡視ノ際隨行スルハ當然デアリマス（ヒヤ／＼）而會テ求ムル者アルニ當テ、秘書官ガ大臣ニ名刺ノ取次ヲスルト云フコトハ一ツノ雜務デアリマス（拍手）斯ノ如キコトヲ捉ヘテ不純行為ノ關係ヲ描キマスルコトハ、餘リニ想像ガ過敏デアルマイカト思フ（拍手）茲ニ其判斷ト想像ガ不穩當ナモノデアリ、不合理ナモノデアルト云フコトヲ斷言スルコトガ出來ルト私ハ考ヘマス（拍手「ノ／＼」）更ニ此點ニ付テハ種々議論モアリマスルガ、要スルニ米田君、林君ハ自分ノ戴ク所ノ兩大臣ガ怪シイカラ、附イテ居ル所ノ秘書官モ怪シイノデアラウト云フ、是モ亦揣摩臆測ガ第三ニ加テ居ル、故ニ文相、鐵相ニ關スル無關係ノ事實ヲ、後段ニ於テ詳シク述べマスルナラバ、林、米田兩君ニ對スル所ノ疑ハ、自然ニ解ケル譯デアラウト思フノデアリマスカラ、此點ニ付テハ是レ以上辯用ヒナイ積リデアリマス

ソレカラ三土鐵相ト鳩山文相トノ關係ノ點デアリマスガ、三土鐵相ニ關スル分ニ付テ、岡本君ハドウ云フ事實根據ヲ擧ゲラレテ居ルカト申シマスルト、洵ニ單純ナル、危險ナル想像ニ根據シテ居ルモノデアリマス、事ハ速記録ニ依テ明ニ相成ッテ居リマスル通り、岡本君若クハ岡本君ノ演說ヲ支持セラレタル所ノ江藤代議士ノ御演說ノ一部ニ依リマスレバ、本件ノ問題トナッテ居ル一万株ヲ、三土鐵相ノ郷里デアル香川縣ノ百十四銀行ガ買ッテ居ル、此株ノ買入ニ先ッテ、三土鐵相ノ令弟宮脇代議士ヲ通ジテ、此株ヲ買入ル、コトノ經濟上ノ得失如何ト云フコトノ相談ヲ受ケタト云フ事實ガアル、相談ヲ受ケテ指圖ヲシタト云フ事實ガ

アル、指圖ヲシタ以上ハ、利害ノ共通ガアルモノデアアル、時アッテ不純ノ報酬ヲ得ル疑ガアルモノデアアル、斯ウ云フ立論論結ヲ以テ本件ノ演說ヲセラレタト云フ順序ニナッテ居ルノデアリマス、併ナガラ、是ハ吾ガ世ノ中ニ立ツ普通ノ意義ニ於キマシテ、少シ想像ニ、論斷ニ無理ガアリハシナイカト私共ハ考ヘルノデアアル、何故カナレバ三土君ハ香川縣選出ノ衆議院議員デアアル、令弟ノ宮脇代議士モ同様ノ選舉區デアアル、而シテ一面ニ於テ三土代議士ハ、我が政界ニ於テ一ノ財政通デアリ、一ノ經濟通デアアルコトハ爭フベカラザル天下公知ノ事實デアアル、選舉區ノ關係ニ依ッテ、懸念ナル銀行關係ノ人々ガ、自己ノ選舉區出身ノ經濟通デアアル所ノ政治家三土鐵相ニ就テ、斯ル株ヲ買フコトガ經濟上利得ノ見込アリヤ否ヤ、其得失ヲ尋ネルト云フコトハ、人間ノ行動トシテ何モ不思議ナコトハ無イデハナイカ（拍手）又之ヲ尋ネラレタ時ニ於テ、自己ノ信ズル所ノ經濟的意見ヲ進言スルト云フコトモ、人間ノ生活交際トシテ何ノ不思議ナコトモ無イデハナイカ（拍手）斯様ナ譯デアリマスカラシテ、是レ以上ニ何カ不純ノ關係ヲ想像スベキコトガアルカナイカト云フト何モナイ、私ガ委員會ニ於キマシテ、岡本君ニ是レ以上選舉區ノ關係以外何モノモ狀況ノ見レベキモノガナイノデアアルカト言フト、アルト云フ、何ガアル、三土邸ニ於テ關係者ガ秘密會議ヲ開イタト云フ事實ガアルト云フ、ソレハドウ云フヤウナ狀態カラ想像スルコトガ出來ルノカ、ソレハ立證スルコトハ出來ナイガ、其秘密ノ事情ヲ知リタケレバ「壁ニ聽ケ」ト御答ニナッタ（笑聲）「壁ニ聽ケ」ト御答ニナッタ、諸君、天下ノ廣居デアアル所ノ衆議院ノ神聖ナル壇上ニ立ッテ、多數ノ國民ノ代表者デアアル所ノ同僚ノ議員ニ、道德上、法律上ノ大責任ヲ負ハサント欲スル演說ヲセラル、方ガ、其事實

ノ根據證憑ノ據ルベキ所ヲ、公ノ委員會デアアル衆議院ノ查問會ニ於テ詰問ヲセラレテ、證據ハ壁ニ聞ヘ、何等ノ無責任デアアル（拍手）其心情ハ實ニ衆議院ヲ侮辱シタモノデアリマス（拍手）帝國議會ノ信用ヲ無視シタルモノデアアル（ヒヤ／＼）此壇上ハ憲法ノ擁護ニ依リマシテ、憲法ノ保障ニ依ッテ、議員ノ言論ハ院外ニ於テ責任ヲ負ハストノ理由ニ依リマシテ、何事モ自由ニ發言シ得ルデアリマセウ、併ナガラ吾々ガ此憲法ノ大特權ヲ有シテ居ル反面ニ於テ、議員ノ此壇上ニ於テ述ブル所ノ言葉ト云フモノハ、一言一句ト雖モ、悉ク政治上、道德上ノ大責任ヲ負ハナケレバナラヌ（拍手）一面ニ言論ノ自由ヲ振リ廻スガ、一面ニ於テ自己ノ言論ニ付テ責任ヲ感ジナイト云フナラバ、是ハ言論ノ斯捨御免デハナイカ（拍手）左様ナコトハ憲法ノ意味スル所デハナイ、左様ナルコトハ議院法ノ命ズル所デハナイノデアアル、江藤君モ委員會ニ於テ、又之ヲ類シタルコトヲ御述ニナッテ居リマス、鳩山君ニ對スル所ノ幹旋盡力ノ事實アリト、十五日ニ御演說ニナッテ居リマスガ、此御斷言ハ何ニ根據スルモノデアアルカ、江藤君ハ大義名分ヲ解セル軍人出身ノ議員デアラレ、武士道ヲ解セルレル紳士デアアル、此壇上ニ於テ鳩山文相、三土鐵相、幹旋媒介ノ事實アリト斷言セラ

ル、以上ハ、何モノカ證據ノ據ルベキモノガ無ケレバナラヌ、委員會ニ於テ其根據ヲ問ウタラ、岡本君ノ答フル所ハ、前段ノ「壁ニ聽ケ」デアリマスガ、江藤君ハ何ト隠レタカ、我ハ之ヲ言ハズ、我ハ武士道ニ依ッテ之ヲ言ハズ、鳩山君、三土君ヲシテ自ラ之ヲ自由セシメヨ、我ハ之ヲ言ハスト云ッテ居ル、此壇上デ言ウテ居ルデハナイカ、株ノ處分ニ付テ、賣買幹旋ノ事實アリト斷言ヲシテ居ル、斷言ヲシタ以上ハ其根據ヲ隠スニ及バヌデハナイカ、武士道ニ依ッテ他人ノ不名譽ヲ掩護スルナラバ、初カラ此壇上

ニ於テハ言ヘナイ道理デアアル、他人ニ不信行為アリ、不正行為アリト斷言ヲ此壇上ニ於テシテ置イテ、殆ド公開のデナイ、半バ公開のデナイ、隠レタル委員會ニ於テ、武士道ニ依ッテ證據ヲ擧ゲナイト云フ如キハ、一ノ遁辭ニ過ギザルモノデアリマス、岡本君ノ「壁ニ聽ケ」ト云フ言葉ト云ヒ、江藤君ノ「武士道ニ依ッテ言ハズ」ト云フ言葉ト云ヒ、窮餘ノ餘リノ遁辭ニ過ギナイ、古人ハ曰ク「遁辭ハ我其窮スルヲ知ル」ト云フノガ、昔カラノ通用言葉デアアル、兩君ノ演說ノ必要ナル部分ニ於テ學證ノ責任ヲ問フニ、事實根據明示ノ道德責任、政治責任ヲ忘レタルコト、斯ノ如クニ至ッテハ遺憾至極ノコトデアアル（拍手）鳩山君ノ關係ニ付キマシテハ、岡本君ハ志賀代議士ガ、鳩山君ガ主人公ニナラレタト云フコトヲ幹部ニ仰シヤッタト云フコトノ陳述ヲセラレタ、志賀君ハ一身ノ辯明トシテ、毫末モ左様ナコトヲ言ッタコトハナイト云フ、斯ウ云フコトガ岡本君ノ演說ノ根據デアアル、岡本君ハ總テ傳聞證據ヲ主ニシテ居ラレル、風ノ吹ク此ノ音、此風ガ南カラ吹キテ來ルカ、西カラ吹キテ來ルカ、其風ノ吹キ初メル方角ガ分ラズ、ドノ程度ノ風カモ分ラヌ風ガ耳ヲ打デバ、直チニ是ガ眞實デアルト云フ、是ハ此法廷ニ於キマシテ（笑聲）詳シク申上ゲル迄ノ必要モアリマセヌガ、先刻來申上ゲマスル通り、此裁判所ノ外ニ於テモ、院内ニ於テモ、判斷ヲスルニ付テ論理ニ外レタ、眞理ニ外レタ判斷ト云フモノハ爲スベキモノデハナイ、是ハ裁判所ニ限ラナイ、衆議院ニ限ラナイ（ヒヤ／＼）何處デモ物ノ判斷ノ原則ト云フモノハ、大體決ッテ居ルノデアアル

次ニ鳩山君ノ點ニ關係スルモノハ、岡本君ハ巧妙ナル辯論ノ方式ヲ執ラレテ、某大臣ハ百三十人トカニ中元歳末ニ贈與金ヲ贈ラレタト云フ演說ヲ此壇上ニ於テセラレタ、某大臣ト云フコトハ誰人デアアルカト云

フコトハ指シテ居ラナイ、百三十人ハ代議士——衆議院議員デアルトハ御指シニナッテ居リマセスガ、斯ル言葉ガ何故ニ此壇上ノ演説ノ一節トシテ必要デアルカ、鳩山君等ガ不純ナル利益ヲ株ノ賣買ニ依ッテ獲得シテ、此不純ノ金ヲ多數ノ政治家ニ撒イタル云フコトヲ、婉曲ナル言葉ヲ以テ現サレタモノデアラウト思フ、然ルニ此事タルヤ、此百三十人ニ金ヲ撒イタル云フ事タルヤ、委員會ニ於テ如何様ニ追窮檢討ヲ致シテモ、岡本君、江藤君モ何等人ノ信ズベキ端緒ヲ答フルコトハ出來得ナイノデアアルニ於テモ、左様ナコトノ事實ナリト認ムベキ證據モ、狀態モナイト云フコトヲ斷言シテ居ラレル、國同ノ修正案ニ於テモ、概ネ云々ト云フコトガアル、全部事實ナリトハ主張シテ居ナイ、概ネト云フ文字ガ出テ來タノハ、恐ラク此百三十人云々ト云フコトハ、如何ニ國同ト雖モ認メルコトヲ得ザルガ故ニ、爾カ言フノデアラウ、果シテ然ラバ金ヲ撒イタルガ故ニ、其金ヲ得ベキ所ノ不純行為アリト云フ循環ノ論法ハ、玆デ破レテ來ル所デアアル、金ヲ撒イタル惡イ事ヲ致シテ出來タ金デアラウト云フ論法ヲ想像ガ來テ居ルノデアアルカラ、金ヲ撒イタル云フ事實ガナケレバ、金ヲ得タル云フ事實モ亦自然ニ消滅スルモノデアアル(拍手)株ノ處分ニ關係スル問題ハ、要點ヲ是デ盡シタルデアリマスガ、此場合ニ於テ別段反駁ヲ致ス意味デハアリマセスガ、民政黨ノ修正案ノ一節ニ付テ、私ノ愚見ヲ述ブルコトヲ御許シテ願ヒタイト存ズルノデアリマス

民政黨ノ修正案ニ依リマスト云フト、此株處分ニ依ル不純關係ノ行為ノ點ニ付テハ、委員會ノ經過已ムヲ得ザル狀態ニ於テ、審理不盡ノ已ムヲ得ザルニ終ツタカラ、其事實ノ存否ハ不明デアルト云フ御意見デアリマス、此處ヲ一言辯ジテ置キタイト思フノデアリマス、審理不盡ト申シマスルコトハ、審査ガマダ盡キテ居ナイト云フコトハ申上ゲルマデモナイノデアアル、ドウ云フコトガ盡キテ居ナイノデアアルカト想像致シマスルト、前刻最モ公平ニシテ尊敬スベキ谷原君ノ御演説ニ依リマスルコト云フト、吾々委員カラハ大久保局長モ呼ンデ貰ヒタイノデアアル、總井代議士モ呼ンデ貰ヒタイノデアアル、然ルニ議事經過ノ順序ニ依ッテ已ムヲ得ズ之ヲ呼バナイデ委員會ヲ閉ヂタルデアアルカラ、此點カラ見テモ、亦司法省ヨリ所謂公判記録ニ添付セザル檢事調ノ一部ヲ取寄セザル目的ヲ達シナカッタ、是等ノ數箇ノ事柄ヲ併セテ、審理ハ不十分デアツタカラ、審理不盡ト云フノデアアル(其通り)ト呼フ者アリ)審理不盡ナルガ故ニ事ノ曲直ヲ明ニスルコトガ出來ス、斯ウ云フ趣旨ニナッテ居リマス、併ナガラ吾々他ノ委員カラ見マスルト云フト、此委員會ト云フモノハ長ク續ケテ居レバ、苦シイ者ガ長ク引張ツテ責任ヲ避ケウツスル方策デアルト云フ攻撃ヲ、世ノ中ニ致ス者ガアル、早ク片付ケウツト欲スレバ、事ヲ急ニシテ事實ヲ蔽ハント欲スルモノデアルト云フ非難ガ又一方ニ於テ起ル、故ニ委員會ハ自己ノ立場ヲ害セザル程度ニ於テ、議院ノ面目ヲ尊重スル程度ニ於テ、遲レズ急ガズ、其回数ニ於テ適度ニ、審査會ト云フモノヲ五回バカリノ委員會ヲ開イテ、玆ニ終ヘタルデアリマス、甲ハ曰ク、尙ホ誰々ノ喚問ヲ爲セ、取調ヲ爲セ、乙ハ曰ク、他ニ異リタル何々ノ調査ヲシテ、斯様ナ各委員悉クノ要求ヲ容レテ、全部其調査ヲ致シテ居リマシタラバ、恐ラク此會期ヲ盡クルモ此委員會ト云フモノハ終ラナカッタと思ヒマス(連フ)「默レト呼フ者アリ」是ニ於テ委員會ハ委員會ノ適當ノ信ズル限度ニ於テ、證據並ニ事實ノ審理ト云フモノヲ終ヘマシテ、遂ニ討論ニ

移ッテ、今日ノ本會議ノ議場ニ移シタヤウナ次第デアリマス、何モ其間ニ殊更ニ審理不盡ヲヤツク譯デハナイ、例ヘバ(有ル)「噓ヲ言フナ」無イ——其他發言スルモノ多シ

○議長(秋田清君) 靜肅ニ

○濱田國松君(續) 大久保局長云々ト云フコトヲ言ハレマスガ、大久保銀行局長ノ如キハ、今更委員會ニ喚ブ必要ハ絕對ニナシ、頭カラ——何故ナイカト云ヘバ、此本會ノ議場ニ於テ既ニ四回辯明シテ居ル、少數ノ吾々委員ノ面前デハナイ、多數ノ諸君ノ面前ニ於テ四回マデ大藏關係、株ノ賣買ニ付テハ、詳細ナル報告答辯ヲ致シテ居ルノデアアル(大藏省ノ書類ハドウダ)「默レト呼フ者アリ」且又貴族院ニ於テモ……(大藏省ノ書類ハドウダ)ト呼ビ其他發言スル者アリ

○議長(秋田清君) 靜肅ニ

○濱田國松君(續) 同様ノ説明ヲ致シテ居リマス、果シテ是レ以上大久保局長ヲ又喚ンデ調ベタ所ガ、既往ニ於テ述ベテ居ル所ノ以外ニ、新シキ答辯ヲ得ラレヤウ答ガナイ、物ヲ適度ニ打切リ順序トシテ此人ヲ喚バナカッタ故ヲ以テ、故意ニ審理不盡デアルト斷ズルノハ、少シク穩當ヲ失スルモノデアラウト信ズルノデアリマス(拍手)況ヤ司法省ガ隠レタル文書ヲ送ラナイカラ不都合デアルト云フヤウナ論旨モ、委員會ノ一角ニハ現ハレタヤウデアリマス、併ナガラ議院法ノ第七十四條ニ依レバ、政府ハ如何ナル書類ヲモ衆議院ノ要求ニ應ジテ提供シナケレバナラナイト云フ規定ニハナッテ居ナイ、政府ノ好ム所、信ズル所ニ依ッテ秘密ニ涉ルモノハ提出セザルモノ可ナリト云フ、憲法附屬ノ議院法ニ於テノ規定ガ日本ニ嚴存シテ居ル以上ハ、如何ナル書類ヲモ提出セヨト云フコトハ、是ハ衆議院ハ強ユルコトガ出來ナイノデアアル、強ユルコトガ出來ナイ

弱點ヲ捉ヘテ、強ヒザルガ故ニ審理不盡ナリト言フハ、少シク牽強附會ノ辯論デアアル(拍手)

○議長(秋田清君) 靜肅ニ

○濱田國松君(續) 同様ノ説明ヲ致シテ居リマス、果シテ是レ以上大久保局長ヲ又喚ンデ調ベタ所ガ、既往ニ於テ述ベテ居ル所ノ以外ニ、新シキ答辯ヲ得ラレヤウ答ガナイ、物ヲ適度ニ打切リ順序トシテ此人ヲ喚バナカッタ故ヲ以テ、故意ニ審理不盡デアルト斷ズルノハ、少シク穩當ヲ失スルモノデアラウト信ズルノデアリマス(拍手)況ヤ司法省ガ隠レタル文書ヲ送ラナイカラ不都合デアルト云フヤウナ論旨モ、委員會ノ一角ニハ現ハレタヤウデアリマス、併ナガラ議院法ノ第七十四條ニ依レバ、政府ハ如何ナル書類ヲモ衆議院ノ要求ニ應ジテ提供シナケレバナラナイト云フ規定ニハナッテ居ナイ、政府ノ好ム所、信ズル所ニ依ッテ秘密ニ涉ルモノハ提出セザルモノ可ナリト云フ、憲法附屬ノ議院法ニ於テノ規定ガ日本ニ嚴存シテ居ル以上ハ、如何ナル書類ヲモ提出セヨト云フコトハ、是ハ衆議院ハ強ユルコトガ出來ナイノデアアル、強ユルコトガ出來ナイ

○議長(秋田清君) 靜肅ニ

○濱田國松君(續) 同様ノ説明ヲ致シテ居リマス、果シテ是レ以上大久保局長ヲ又喚ンデ調ベタ所ガ、既往ニ於テ述ベテ居ル所ノ以外ニ、新シキ答辯ヲ得ラレヤウ答ガナイ、物ヲ適度ニ打切リ順序トシテ此人ヲ喚バナカッタ故ヲ以テ、故意ニ審理不盡デアルト斷ズルノハ、少シク穩當ヲ失スルモノデアラウト信ズルノデアリマス(拍手)況ヤ司法省ガ隠レタル文書ヲ送ラナイカラ不都合デアルト云フヤウナ論旨モ、委員會ノ一角ニハ現ハレタヤウデアリマス、併ナガラ議院法ノ第七十四條ニ依レバ、政府ハ如何ナル書類ヲモ衆議院ノ要求ニ應ジテ提供シナケレバナラナイト云フ規定ニハナッテ居ナイ、政府ノ好ム所、信ズル所ニ依ッテ秘密ニ涉ルモノハ提出セザルモノ可ナリト云フ、憲法附屬ノ議院法ニ於テノ規定ガ日本ニ嚴存シテ居ル以上ハ、如何ナル書類ヲモ提出セヨト云フコトハ、是ハ衆議院ハ強ユルコトガ出來ナイノデアアル、強ユルコトガ出來ナイ

○議長(秋田清君) 靜肅ニ

○濱田國松君(續) 同様ノ説明ヲ致シテ居リマス、果シテ是レ以上大久保局長ヲ又喚ンデ調ベタ所ガ、既往ニ於テ述ベテ居ル所ノ以外ニ、新シキ答辯ヲ得ラレヤウ答ガナイ、物ヲ適度ニ打切リ順序トシテ此人ヲ喚バナカッタ故ヲ以テ、故意ニ審理不盡デアルト斷ズルノハ、少シク穩當ヲ失スルモノデアラウト信ズルノデアリマス(拍手)況ヤ司法省ガ隠レタル文書ヲ送ラナイカラ不都合デアルト云フヤウナ論旨モ、委員會ノ一角ニハ現ハレタヤウデアリマス、併ナガラ議院法ノ第七十四條ニ依レバ、政府ハ如何ナル書類ヲモ衆議院ノ要求ニ應ジテ提供シナケレバナラナイト云フ規定ニハナッテ居ナイ、政府ノ好ム所、信ズル所ニ依ッテ秘密ニ涉ルモノハ提出セザルモノ可ナリト云フ、憲法附屬ノ議院法ニ於テノ規定ガ日本ニ嚴存シテ居ル以上ハ、如何ナル書類ヲモ提出セヨト云フコトハ、是ハ衆議院ハ強ユルコトガ出來ナイノデアアル、強ユルコトガ出來ナイ

ト申シテ居ル、併ナガラ斷言的ノ御修正案
デハナイ、吾々ハ疑モナク事實根據無シト
云フ論斷ヲ持ッテ居ル、此點ハ吾々モ折角諸
君ノ御推薦ニ依ッテ委員ノ任ヲ辱シメタモ
ノデモアリ、本件ハ遺憾ナガラ當議會ニ於ケ
ル一抹ノ暗雲デアリマス、院外ノ人モ亦之
ヲ注視シテ居ルデアリマスカラ、出來得
ル限りハ互ニ冷靜ニ所論ヲ盡シテ、御互ニ
事ノ當否ヲ判斷シテ見タイト思フ、故ニ私
ハ此論點ニ對シテハ少々時間ノ猶豫ヲ賜ッ
テ、詳シク述ブルコトヲ御許ヲ願ヒタイト
思フ、是ハ鳩山君ノ爲デハナイ、岡本君ノ
爲デハナイ、衆議院全體ノ信用ノ問題ニナ
ルノデアリマス（拍手）私好シデ長イ演說ヲ
欲スルノデハナイ、此點ダケハ詳シク述ベ
マス、此證據湮滅ニ關スル所ノ證據ト
申スカ、事實根據ト申スカ、此點ハド
ウ云フ點カラ割出サレテ居ルカト申シマ
スルト、岡本君ノ御演說ニ依リマスル
ト云フト、所謂或ル意味カラ云ヘバ證據
湮滅ニ關スル岡本君ノ自白ニ依レバ、岡本
君ハ實行スレバ偽證罪トナリ、國法ヲ犯ス
ト云フ、證據湮滅ニナルト云フコトヲ大膽
ニモ、共謀シタリト云フ陳述デアリマス
カ
ラシテ、犯罪ノ共謀ト云フコトニナルノデ
アリマス、自己ハ犯罪ノ謀議ヲ爲シタト云
フコトヲ、議院ノ壇上ニ於テ自白セラレ
テ居ルノデアリマス、凡ソ人間ガ或事ニ
關スル自白ト申シマスルモノハ、別段ニ刑
法學者ノ申ス議論ヤ、刑事訴訟法學者ノ難
カシイ議論ヲ借ルマデモナク、少クモ此自
白ト云フモノ、效力ト云フモノハ、論理上、
心理上、相當ノ判斷ヲスル標準ト云フモノ
ガ、今日ノ學問ノ進歩シタル世ノ中ニ於テ
備ッテ居ルコトハ、諸君御承知ノ通りデア
ル、然ラバ人ガ惡イ事ヲ自白シタ時ニ、其
自狀ガ信ズベキモノカドウカト云フコト
ハ、如何ナル標準ニ依ッテ判斷スルカト申セ
バ、第一ハ其自狀ガマシイ陳述ト云フモノ

ガ、合理的デナケレバナラス、普通ノ道理
ト云フ「ロジック」ト云フモノニ適ッテ居ナケ
レバナラナイ、又事物ノ必然性ニ合ウテ居
ナケレバナラナイ、所謂社會ノ通念ニ反シ
タル所ノ自白ト云フモノハ、信憑力ノ薄イ
モノデアアル、故ニ一般ニ學者ノ間ニ於テモ、
常識家ノ間ニ於テモ、自白ガアツカカラ自白
ハ常ニ信用スベキモノダト云フ譯ニハ行
カス、利害ノ爲ニ、感情ノ爲ニハ嘘ノ自白
ヲスル奴ガアル（ヒヤ／＼）裁判所ニ於テ
モ抱込犯罪ト云フモノガアル、怨ミノアル
者ヲ抱込ミ、其泥棒ハ私一人デチャアリマセ
ヌ、彼ト一緒ニ入ッタモノダ、一應ハ抱込マレ
タ者ハ泥棒ノ共犯者ニナルト云フコトハ往
往アル（拍手）ソレト同ジコトデアリマス
カラ、己ノ不利益ナル、己ノ不名譽ナル自白
ヲ爲シタカラ、其自白ハ徹頭徹尾信憑スベ
キモノダト云フコトハ、自白ニ關スル所ノ
論理學上、心理學上ノ知識ヲ缺イタル議論
ト言ハナケレバナラス（拍手）自白ガ論理
的、心理的ニ合理性ト必然性ト持タナケ
レバナラスト云フ場合ニ於テ、岡本君ノ御
述ニナリマシタ證據湮滅通謀ノ自白ト云フ
モノガ、論理的ニ、必然的ニ信憑スルコト
ガ出來ルカ出來ナイカト云フコトヲ、諸君
ノ前ニ披露ヲ致シテ見タイ

於テ曰ク、時ハ昭和六年五月、五月雨降ル
半バ頃デアツタ、斯ウ云フコトヲ言ハレタ、
然ルニ其後信用アル所ノ東京朝日新聞ノ記
者ニ語ッテ、信用アル同新聞ノ記録スル所ニ
依レバ、院外ノコトデアアルガ、岡本君自
ラ朝日新聞記者ニ語ラレタ所ニ依レバ、五
月ノ二十六日デアアルト云ハレ、同新聞ニ載ッ
テ居ル、如何ニモ記憶ノ正確ナルコトノヤ
ウニ感ゼラレル、然ルニ委員會會ニ至ッテ、
此事ガ問題ニナッテ追窮ヲ致シマス、本會
議ノ演說ニ於テハ昭和六年五月半バ頃ト申
シタガ、實ハ六年カ、五年カ、四年カ分ラ
ナイノデアアル、斯ウ云フコトニナッテ居リマ
ス、年ハ分ラナイガ、時候ハ何時デアツタカ
ト云フト、五月雨時デアアルト演說ヲシタガ、
秋雨時デアツタカモ分ラナイト云フコトニ
變ッテ參ッタ、是デハゾットスル程、數年前ヲ
回顧シテ身ニ戰慄ヲ感ズル程ノ鋭敏ナル記
憶ト感覺トハ一致シナイデハナイカ、諸君
（拍手）年位ハ覺エテ居ラレサウナモノデア
ル、氣候位ハ記憶ガアリサウナモノデアアル
（鳩山ニ似テ居ル）ト呼フ者アリ（五月二十
六日ニ……）（發言スル者多シ）五月二十六日
ニ……

（發言スル者多シ）
○副議長（植原悦二郎君） 靜肅ニ願ヒマス
○濱田國松君（續） 五月二十六日ニ一旦發
表致シタモノヲ（發言スル者アリ）一旦發表
致シタコトヲ何故——五月雨時デアハナイ、
秋雨時デアツタカモ分ラナイト云フ、變更
ノ經路ヲ私共付度致シマスルニ、昭和六
年五月二十六日ハ、中央氣象臺ノ報告ニ依
レバ、東京デハ雨ガ降ッテ居ナイノデアアル
（拍手）故ニ此事ヲ變ジテ又秋雨ト變更セラ
レタモノデアラウト私ハ考ヘル——清瀬君
ハ不規則ノ發言ヲ屢、サレマスルガ、御互
ニ此事件ノ審査委員ニ當ッタノデアリマシ
テ、アナタモ御演說ノ理由ト準備ハ幾ラモ
アルノデアリマスカラ、私ガ申シマスル演
說ダケハ暫ク穩カニ御聽キナサイ、アナタ
ノ學位ニ對シテモ品格ガ下リマス（拍手）ソ
レデス様ナ心理學上ノ判斷カラ、此岡本君
ノ證據湮滅通謀ニ關スル當時ノ模様、時期
ニ付テノ陳述ト云フモノハ、甚ダ疑フベキモ
ノダト云フコトヲ斷言シテ宜カラウト思フ
ノデアリマス（拍手）
次ハ樺工事件ガ檢舉ニナッテ、藤田某ガ拘
留ノ上デ檢舉調ベヲ受ケタル當時、是ハ何
時デアアルカ、岡本君ノ證據湮滅ハ、樺工事
件ガ起ッテ、派生的事實トシテ交付セラレ
タル五萬圓ノ金ノ行途ニ付テ、證據湮滅ノ
必要ヲ生ジタリト云フ御演說ノデアアルカ
ラ、樺工事件ガ生ジテ、藤田君ガ五萬圓問
題ヲ調べラレタ時ト、岡本君ガ之ニ關シ
テ、證據湮滅ヲ爲シタリト云フ時期ノ關係
ハ、岡本君ノ供述ヲ信用スルカ、不信用ス
ルカニ付テ、重大ナル關係事項デアルト言
ハナケレバナラス（拍手）此處デ私ガ委員會
ニ於テ司法大臣ニ念ノ爲メ尋ネテ置キマシ
タ所ニ依リマス、藤田某ハ昭和四年十一
月七日大阪
（副議長退席、議長著席）
某々事件ニ關係シテ、先ヅ拘留ヲ受ケタノ
デアリマス、而シテ檢舉調ベノ間ニ於テ、
檢舉ハ目標トシテ調べタノデアアリマセヌ
ガ、他ニ何カノ事情ニ依ッテ金ヲ遣ッタルコト
ハナイカト、傍系的事實ヲ調べタル結果ト
シテ、政治的ニ是レ／＼ノ人ニ是レ／＼ノ
金ヲヤリマシタト云フコトヲ、各方面ニ言
テ述べタノデアアル、ソレガ本件問題ノ五萬
圓ノ係争問題トナッテ來ルノデアリマシテ、
五萬圓ノ事件ヲ初メカラ調べル爲ニ、檢舉
ハ藤田君ヲ拘留シタノデアハナイ、是ハ司法
大臣モ委員會ニ於テ明言シテ居ル、五萬圓
ノ事件ハ檢舉ガ拘留後調べタル派生的事件
デアアル、偶生的事件デアアル、臨時ノ獲物デ
アルト云フテ居ルノデアアル、故ニ檢舉ノ五
萬圓ヲ取調べタルハ昭和四年十一月二日ニ

拘留セラレテ、七日ニ調ベラレタノデアルカラ、昭和四年十一月初旬以前ニ於テハ、五万圓ノ問題ガ一同モ調ベラレタコトモナク、藤田某ガ之ニ付テ拘留セラレタコトモナク、何レノ方面モ此事件ニ手ヲ染メラレタルコトガナイノデアリマシテ、是ハ閣中ノ事實デアッタノデアル、是ガ十一月ニ至ッテ偶然拘留後ニ始マッタノデアリマスカラ、其半年以前ニ證據湮滅ヲ圖ツタリ、其數箇月前ニ證據湮滅ヲ圖ツタリスル必要ガ、諸君何處カラ來ルノデアル（拍手）證據湮滅ト云フモノハ、檢事ガ動クトカ、警察ガ動クトカ、豫審判事ガ動クトカ、己ノ身邊ニ危險ノ虞レアリト云フ時ニ、初メテ窮餘ノ策ガ證據湮滅トナルノデアル、然ルニ昭和四年十一月、獄中ニ於テ偶然發見セラレタル事件ヲ、昭和四年ノ五月雨降ル五六日ニ於テ、證據湮滅ヲ圖ツタリト信ズベキ理由ガ何處ニアル（拍手）八九月ノ秋雨降ル頃ニ證據湮滅ヲスル必要ガ何處ニアル、岡本君ノ證據湮滅ニ關スル事實ノ供述ハ、此一點ニ於テ不合理ニ達シタノデアル、私ハ無理ナ議論ハシマセヌ、事ノ始ラナイ半年先カラ證據湮滅ヲ圖ル者ガ何處ニアル、此議論ヲ承リタイ、是ガ根柢ニ於テ岡本君ノ自白ノ信ズベカラザル所ノ唯一ノ證據トナルモノデアリマス（拍手）

ソレカラモウ一ツ私ハ岡本君ノ御議論ニ疑ガアル、ソレハ何デアルカト申シマスルト、五万圓ノ金ヲ鳩山君ガ藤田君ノ「ボケット・マネー」カラ貰ッタト云フコトガ現ハレレバ、忽チ犯罪ヲ構成スルモノデアリマセウカ、證據湮滅ヲシナケレバナナイ程ノ危險ガ忽チ襲來スルモノデアラカドウカト云フ問題デアリマス、此論點ハ案外粗末ニ扱ハレテ居ル、金ヲ貰ッタル所ノ政治上ノ道德問題ハ別デアル、證據湮滅ト云フデアルハ、刑法上ノ責任ヲ通レルト云フ問題デアル、友人藤田ヨリ五万圓ノ政治資金ヲ鳩山

君ガ貰ッタル場合ニ於テハ、當然犯罪ヲ構成スルモノデアラカドウカト云フコトハ、是ハ議論餘地ガアルデアリマセウ、何トナレバ鳩山君ハ、初メテ金ヲ貰ッタノデナイコトハ刑事記録デ明カデアル、鳩山君ノ記憶アルトナイトハ別問題デアル、私ハ檢事ノ作成シタル藤田君ノ供述ニ一應信ヲ置ク、鳩山君ガ政友會幹事長タリシ當時ニ於テ、一萬圓ノ金ヲ二三回政治資金ノ必要ニ於テ、政友會ノ爲ニ頼マレタコトガアル、黨ノ會計係澤寺某ヲシテ使ニ差越シタカラ、此政友會ノ會計係ヘ交付シタコトガアルト云フテ居ルノデアル、而モ藤田君ト鳩山君ハ、一高以來ノ數十年ノ親友デアルト云フコトモ天下公知ノ事實デアアル、敢テ會社ノ金ヲ横領セズトモ、既往數年間ニ互ツテ、政治家タル所ノ鳩山君ニ、物質上ノ援助ヲシテ居ルト云フコトハ屢、行ハレテ居ルノデアル、其後ニ行ハレタモノガ五万圓、初メテデハナイ、前ニ屢、純眞ナル所ノ友情ニ基ク淨財ト云フモノガ、政治家ニ對シテ政治資金トシテ交付セラレテ居ル事實ガアルガ、重ネテ五万圓ヲ申受ケタコトガ何故ニ直チニ證據湮滅ノ危險ヲ感ジナケレバナナイ、濱職罪ト諸君ナルノデアルカ（拍手）殊ニ谷原君ノ御議論ニ依リマスルト、前ニ單ナル一政黨員、政友會ノ幹事長ノミノ資格デアッタ、今度ハ内閣書記官長ト云フ官職ヲ帶ンダ當時デアルカラ、濱職ノ問題ガ起ルト云フコトヲ言ハレマスルガ、ソレハ谷原君トシテ御考ヲ願フテ見タイ、今日ハ變態ノ内閣ガ現ハレテ居リマスガ、既往十數年間、日本ノ内閣ト云フモノハ政黨内閣デアッタ、總理大臣ヲ首メ政務官ニ至ルマデ、政府ノ官吏タルト同様ニ、熱心ナル政黨員デアッタ、一人ノ政治家ニシテ、一面ハ國家ノ官吏タリ、一面ハ熱心ナル黨勢ノ維持者デアルト云フ、兩面ヲ有ッテ居ル、偶、書記官長タルガ故ニ、書記官長トシテ特ニ不純ノ金ヲ取ツタト云フコ

トガ現ハレテ居レバ別デアル、熱心ナル有力ナル政友會ノ黨員トシテ、偶、内閣書記官長デアアル所ノ鳩山君ガ、前年ノ例ニ從ッテ政友會ノ熱心ナル有力ナル黨員トシテ、親友ヨリ五万圓ノ金ヲ貰ッタカラト云ツテ、是ガ忽チ濱職ヲ構成スルモノデアラカドウデアルカ（拍手）此處ヲ論ジナケレバナラナイ、鳩山君モ法律家デアリマス、法律家タラザルモ何人ガ考ヘテモ、私ガ只今申スダケノ餘裕ノアル問題デヤナイカ、忽チ此事ニ危險ヲ感ジテ證據湮滅ニ取掛ルナド、云フコトハ、少シク法律ノ關係ヲ辨ヘ、事物ノ常識ヲ持ツ者ノ首肯シ得ザル所ノ私ハ拵ヘ事デアアルト思フノデアル

ソレカラ民政黨ノ諸君ガ此證據湮滅ノ點ニ付テ、岡本君ノ申シ條ニ或ル程度ノ御信憑ヲ御置キニナリマシタ一ツノ事ヲ私ハ想像シテ見マス、岡本君ハ證據湮滅ノ打合せニ藤田某ノ事務所、田中事務所デアリマスカ、所謂藤田君ノ事務所ニ參ッテ、其時ニ偽證ノ企ミヲ巧ニ粉飾スル爲ニ、事務所ノ内ノ構造ヲ見テ置イテ呉レロ、覺エテ來テ呉レロト云フコトヲ巧ニ御演說ニナッデ居ル、此言葉ヲ聽クト何カ尤ラシイ事實ノヤウニ吾々ハ直感シ易イ、又此事ハ藤田事務所ノ間取りモ構造モ何モ知ラナイカラ、見テ置イテ呉レト云フコトヲ言ツタト想像シ得ラレルノデアル、然ルニ焉ゾ知ラン、是ハ出タラ目ナ嘘デアルト云フコトガ記録ニ依ッテ現ハレテ居ル、藤田好三郎君ガ申スルニハ、私ハ先年ヨリ岡本一巳君カラ或ル事業ニ金ヲ出シテ呉レト云フコトヲ一切ナラズ再度要求セラレマシタ、那須野ヶ原ニ關係スル所ノ某々ノ事業ニ付テ、一度ナラズ二度ナラズ、私ニ資本金ヲ投ゼヨトノ交渉ヲ單獨ニ受ケタコトガアルガ、私ハ岡本君ト事ヲ共ニスルノ意思ナキニ依リ之ヲ斷ツモノデアアル、而シテ五万圓ハ其後ノコトデアアルコトハ記録ニ依ッテ明デアル、サウ

シテ見レバ岡本君ハ證據湮滅ノ爲ニ初テ田中事務所ヤ藤田事務所ニ行ツタヤウナ感じヲ人ニ與ヘルベキ、巧妙ナル演說ヲシテ居ラレバ、藤田君ノ檢事共連ニ依レバ、數年前ヨリ屢、其事務所ニ來テ居ルト云フコトハ明デアアル、斯ウ云フコトガ問フニ落チズシテ語ルニ落チルト云フ所ノ破綻デアラウト私ハ思フ、斯ル類ヲ拾ッテ岡本君ノ言明陳述ヲ攻撃スルナラバ、是レ日モ足ラザルモノガアル、併ナガラ賢明ナル諸君ハ此處マデ論ジ來レバ、大抵ハ岡本君ノ演說ガ信憑スベキ事實ノ根據アルモノデアラカドウカト云フコトヲ、御會得賜ハルト信ズルノデアリマスカラ、私ハ是レ以上ニハ述ベナイコトニシタイ

ソレデ簡單ニ結論ヲ述ベテ諸君ノ御迷惑ヲ少クシタイト存ズルノデアリマス、左様ニ證據湮滅ナドニ關スル年月時期ノ關係モ臆氣デアリ、犯罪ノ檢舉モ起ラヌ先ニ證據湮滅ヲシタト云フコトモ不合理デアアル、如何ニモ岡本君ノ證據湮滅論ハ餘リニ小説的デアリ、餘リニ創作的デハナイカト云フ疑ガ茲ニ起ルノデアリマス、併シ岡本君モ國民ノ堂々タル代表者デアラレル、尊敬スベキ紳士デアラレル（ノー）ソレガ何故ニ斯様ナルコトヲ事實ニ反シテ主張セラレタカト云フ問題デアアル、此處ハ裁判所デナイノデアラカラ、常識ノ判斷ガ必要ダト谷原君モ仰セラレタ、又委員會ニ於テモ屢、繰返サレタ言葉デアアル、此議場ニ於テモ、尙ホ此言葉ガ繰返サレデアルマセウ、私共モ之ニ賛成デアアル、細カイ證據論ハ之ヲ打チヤリマセウ、尊敬スベキ國民代表者デアアル、議會ノ淨化、綱紀ノ肅正ニハ之ヲ正スベ清キ途ハ幾ラモアラウト思フ、此議會ノ綱紀ヲ正スニ、政界ノ淨化ヲ圖ルニ、濁ッタ水ヲ掛ケタ所ガ益、政界ハ汚レルデアラウト私ハ考ヘル、岡本君ガ此途ヲ選バレタニ付テハ、何方事情ガアル

ノデハナイカト云フコトヲ、吾々ハ委員ノ職責ヲ盡スノ必要ニ於テ屢、研究ヲ遂ゲテ、居ルノデアル、而シテ親切ナル一松委員ハ委員會ニ於テ鳩山文相ニ此點ヲ尋ネラレタノデアル、何カアナタガ岡本議員ニ依ッテ怨恨ヲ買フトカ、不滿不平ヲ受ケルカ云フ心覺エハナイノデアリマスカト云フ周到ナル發問ニ對シテ、鳩山君ハ無イトモ有ルトモ言ハレナイ、左様ナ事柄ヲ想像スルダニ罪惡デアラウト存ジマス、此一語ヲ以テ終ッテ居ル、想像スルダニ罪惡デアラカラ、有ッテモ言ハナイト云フコトガ言外ニ溢レテ居ル私ノ解釋ガ間違ッテ居ルカモ知レマセヌ、是ハ諸君ト共ニ常識的想像ト云フモノヲ、本件ヲ判斷スルニ付テ最モ有力ニ諸君ト吾々トガ研究シナケレバナラス、併ナガラ之ヲ餘リ深刻ニ想像論ヲ研究スルト、遂ニハ吾モ岡本君ト同様、揣摩臆說ニ陥ルノ虞ガアル故ニ、私ハ斷言ハシナイ、唯私ガ委員ノ職責ヲ盡ス必要ニ於テ、各方面ニ互ッテ自分ガ蒐集シタル一ノ情報ハ斯ノ如キモノデアルト云フコトヲ諸君ノ御參考ニ供シテ、公正ナル御判斷ノ資料ニ供シタイト思フノデアリマス(拍手)

私ハ一向事情ヲ知ラナイノデ居リマシタガ黨界ノ一部ニハ斯ウ云フ評判ガアルノデアル、事實ノ眞否ハ決シテ保證致ス譯デハナク、又私ガ斷言致ス譯デモナイ、評判ガアル、岡本君ハ先年千葉縣ニ於テ衆議院議員ノ立候補ヲセラレ、當時政友會ハ岡本君ノ公認候補者ト認ムルニ至ラザル餘儀ナキ事情ガアッタ、是ニ於テ選舉ノ大責任者タル鳩山君ハ、黨ノ公認候補者ヲ助ケルニ急ナルノ餘リ、非公認候補者タル岡本君ニ厚意ヲ盡スコトノ出來ザリシ特別ノ事情ガアッタ、其事ノ經緯ニ關シテ兩者ノ間ニハ連年、今ニ不滿ノ絶エナイ狀況ガアルト云フコトヲ、吾々黨友ノ一部ニハ宣傳ヲ致シテ居ルノデアリマス、第二ハ、岡本君ノ拜崇スル先輩森恪

君ハ、鳩山文相トハ爾汝ノ親友デアリマス、然ルニ森君死亡ノ前後ヨリ致シマシテ、鳩山文相ト岡本君トノ間ニハ何カノ行違ヒガ、公ニアツタカ私ニアツタカ測リ知ルベカラザレドモ、岡本君ハ衆人滿座ノ中ニ於テ鳩山文相ヲ痛罵シテ憚ラナカッタト云フ事情ガ確ニアリマス、其事情ハ此處ニ之ヲ述ブルニ忍ビマセヌ、更ニ其新聞紙ノ、——一二ノ新聞紙ノ傳フル所ニ依レバ、近頃政黨政治ヲ排撃セント欲スル所ノ或ル政治主義ヲ持ッテ居ル一部ノ人々ハ、政黨主義ヲ破壊セ

ンニハ先ヅ有力ナル政黨員ヲ葬ルベシ、人ヲ射ント欲スレバ先ヅ馬ヲ射ヨ、有力ナル政黨員ヲ葬ルニハ、手段方法ヲ擇バズシテ之ヲ實行シヨウト云フ一種ノ暴露戰術、一種ノ宣傳戰、是等ノモノガ政界ノ一部ニ行ハレツ、アルト云フ記事ヲ一部ノ新聞紙ハ掲載ヲ致シテ居リマス、之ニ付テ一部ノ政治家ト一部ノ政治家トノ間ニ、立會演說ガ求メラレタリ、抗爭論議ガ行ハレタリスルト云フコトヲ新聞紙上デ拜見ラシマシタ如何ニ政黨政治排撃論者ト雖モ、衆議院ノ壇上ヲ藉ッテ毒瓦斯ヲ放射スル程ノ惡辣ナル行動ヲ執ラル、諸君ハマサカアルマイト私ハ信ジマスルガ、天下ノ新聞紙ノ一部ハ、斯様ニ情報ヲ齎シテ居リマス、斯ノ如キ材料ヲ擧グレバマダ一二アリマスガ、私ハ岡本君程ハ人ノ不名譽、迷惑ニナルコトヲ此壇上デ放言スルノ勇氣ヲ持タナイ者デアリマス、故ニ此程度ニ推測ヲ止ムルコトガ寧ロ穩當デアラウト信ジテ、是レ以上ノ推測ハ申述べマセヌ、要スルニ斯ノ如キ事柄デアリマスルカラシテ、第一ヨリ第三ニ至ルマデ、吾々ガ普通ノ論理ニ基キ、普通ノ心理ニ基キテ、敢テ小難カシキ裁判上ノ議論デナクシテ、常識上ノ判斷ヲ加ヘマシテモ、證據湮滅ノ如キハ、時期ノ關係ニ於テ、犯罪檢舉ノ關係ニ於テ、法律違犯ノ關係ニ於テ、毫末モ意義ヲ成サナイモノ

デアルコトガ明ニナリマスル以上、此事件ノ如キハ論ゼズシテ自ラ明デアリマス、是レ本員ノ同志ヲ代表致シマシテ島田委員長ノ報告ニ賛成スル所以デアリマス(拍手)

(野田文一郎君登壇)

○野田文一郎君 我ガ帝國議會ニ於キマシテ、綱紀問題ニ論議ヲ費サナケレバナラスト云フコトハ、實ニ國家ノ耻辱デアリマス、今此國家ノ耻辱トナルベキ綱紀問題ヲ論議シナケレバナラスト云フコトハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘマセヌ、殊ニ齋藤内閣ハ、政黨ガ國民ノ間ニ信用ヲ失ヒマシテ、政友會ノ諸君ノ如キ大勢力ヲ以テスラモ、猶ホ内閣ヲ組織スルコトスラ出來ズシテ、齋藤内閣ハ生レタノデアリマス、其齋藤内閣ノ使命ハ、政界ノ淨化ヲ圖ルト云フコトガ一ツノ使命デアツコトハ、諸君ノ御承知ノ通りデアラ(拍手)此政界ノ淨化ヲ圖リ、政黨ノ宜シカラザル所ヲ是正スルコト云フコトヲ自ラ標榜シテ起ッテ齋藤内閣ノ下ニ於テ、曩ニハ商工大臣ヲ中心トスル綱紀問題アリ、今又鳩山文相、三土鐵相、是等ノ人ニ絡ム所ノ、今論議スル問題ノ發生ヲ致シマシタコトハ、今事ハ政友會ノ内部ニ主トシテ起ツタコトデアリマシテ、之ヲ暴露シタト申シマスルカ、質疑演說ニ於テ此事ヲ發表シタ人ハ同ジク政友會ノ内部ノ方デアリマス、反對黨カラ敵黨ノ非ヲ許イタノデハナクシテ、同ジク政友會ノ内部カラ、政友會ノ内輪ノ火事ガ起ツタノデアリマシテ、吾々カラ見レバ政友會ニ對シテハ洵ニ御氣ノ毒ニ存ジマス(拍手)

如ク誤解ヲセラル、カモ存ジマセヌガ(ノノノ)發言スル者アリ

○議長(秋田清君) 靜肅ニ

○野田文一郎君(續) サウ云フ野次ヲ飛バス事自體ガ諸君既ニ御心得違ヒガアルト云フコトヲ反省シナケレバナラス(拍手)私ハ此問題ニ付キマシテハ極メテ嚴正公平ニ考ヘル者デアリマスルガ、併ナガラ濱田君ノ御演說ヲ今伺ッテ見マシタガ、濱田君ナドトハ、此問題ヲ取扱フ根本ノ觀念ヲ異ニ致シマス(拍手)濱田君ノ御演說ノ御趣意ハ、私ハ言葉ノ末ヲ捉ヘルノデハナイ、證據呼ハリヲシタリ、事實認定トカ云フヤウナ固イコトヲ仰シヤッテ、甚ダ失禮ナ言葉デアリマスケレドモ、此帝國議會ノ議場ガ裁判所ノ法廷ノ如ク考ヘラレテ居ルノデハナイカト思ハシムルヤウニアル(拍手)吾々ハ此議會ニ於テハ岡本君ノ發言ヲ致シマシタ事實ガアリヤナイヤト云フコトヲ斷定ラズベキモノデハナイ、議會ニハソレダケノ職權ヲ與ヘタナイノデアリマスルカラ、司法權ノ發動ノ如ク、權力ニ依ッテ證據ヲ蒐集シテ、白カ黒カラ確定ラズルコトハ甚ダ危險デアリ、又其事ヲ必要トシナイ(拍手)然ラバ吾モハドウ云フ範圍ニ於テ研究ラズルカト申セバ……

(ダカラ查問會ヲ開イタデハナイカ)

ト呼ヒ其他發言スル者アリ

○議長(秋田清君) 靜肅ニ

○野田文一郎君(續) 岡本君ガ議員ノ一員トシテ、茲ニ一ツノ綱紀問題ガ發生ラシテ、之ニ對シテ疑惑ヲ抱キマシタカラ、此疑惑ヲ抱イタコトヲ政府當局ニ質疑ヲ致シタ、故ニ岡本君ガ議員ノ一員トシテ疑惑ヲ抱イテ、政府ニ對シテ質疑ラズルダケノ程度ノ確信アリシヤ否ヤト云フコトガ、吾々ノ調査スベキ限度範圍デアルト云フコトヲ信ズル(拍手)新聞ノ傳フル所ニ依レバ、此綱紀問題ニ包含セラレテ居リマスル臺灣銀行ノ

頭取島田氏ニ對シテハ、檢察當局ニ告發ラシテアルト云フコトヲ聞キマシタ、若シシレガ事實アルトスルナラバ、檢事ガ出來得ル範圍ニ於テ捜査ヲ致シマシタナラバ、此事件ノ真相ガ本當ニ分ルデアリマセウ、吾々ハサウ云フコトハ必要ト致シマセウカラ、唯岡本君ガ之ヲ疑フニ足ル材料アリヤ否ヤト云フコトノ限度ニ於テ之ヲ調査スベキモノデアアル、此考ノ下ニ私ノ意見ヲ申上ゲタイノデアリマス

臺灣銀行ノ、帝人株及ビ神戶製鋼所ノ株ノ處分ノ問題ハ、私ノ信ズル所ニ依レバ、寧ろ岡本君ノ主張以外ノ事實モ相當ニアルノデハナイカト云フコトヲ、疑ハザルヲ得ザルコトガアリマス、先程モ大久保銀行局長ニ聽クニ及バナイデハナイカ、本會議ニ於テ銀行局長ハ答辯シテ居ルト云フコトデアリマシタ、此銀行局長ノ答辯ニ依レバ、何モ事ガナゲデアリマスケレドモ、併シ帝國人組會社ト云ヒ、神戶製鋼所ト云ヒ、共ニ其營業狀態ハ非常ニ良イノデアリマス、岡本君ノ申スヨリハ、人組會社ナドハ尙ホ宜シイ、昨年ノ上半期ノ營業狀態ハ、殆ど五割ノ利益ヲ舉ゲテ居ルト云フコトニナ、テ居リマスルケレドモ、實際ハ六割三分ニモナツテ居リマス、五百二十何万圓ノ利益ト云フノガ、實ハ六百何十何万圓ノ利益デアリマスルカラ、其利率ハ六割三分ニ當ルノデアアル、而シテ此人組會社ノ基礎ハ益々鞏固ニナリマシテ、御承知ノ通り日本ニ於ケル人組會社ノ第一位ヲ占メテ居ル會社デアツテ、海外ニモ廣ク市場ヲ有テ居リマスルカラ、磐石ノ如キモノデアアル、而モ其會社ハ、利益ハ左様ニアリマスルノミナラズ、新株ヲ募集スルト云フコトノ計畫スラモアル、サウ致シマスルト、臺灣銀行ハ、何レハ株ヲ處分シテ之ヲ資金化シテ、銀行本來ノ仕事ヲスベキモノデアリマスルケレドモ、之ヲ處分スルニ當ツテハ、適當ナ時期ニ

相當ナ値段ニ於テ、又何人カラモ疑フ容レザル手續ニ於テ、公正ナル處分ヲ致サナケレバナラスト云フコトハ當然デアリマス(拍手)此事ハ銀行ハ勿論ノコト、大藏當局モ之ヲ知ラナイ譯ニハ參リマセウ、大久保銀行局長ハ、株ノ處分ヲスルニ付テハ、監督官廳ノ許可ヲ必要トモシナイ、勝手ニ處分ヲシテモ宜イノダト云フコトデアリマシタケレドモ、吾々ノ常識ニ依レバ、臺灣銀行ハ御承知ノ如ク國家ノ特別ノ保護ヲ受ケテ居ル銀行デアツテ、國民ニ多大ノ迷惑ヲ掛ケテ居ルノデアアル、ソコデ此銀行ガ帝國人組會社ノ株ノ如キ、神戶製鋼所ノ株ノ如キ、有力ナル株ヲ持ツテ居リマシテ、之ヲ手放スト云フコトニ付テハ、假令法規ノ明文ナシト雖モ、監督官廳タル大藏當局ハ十分ニ監督ヲシテ、不都合ナカラシムルト云フコトヲ期スベキモノデアアル、是ガ行政官廳ノ誠實ノ義務デアルト常識ヲ以テ考ヘテ居リマス(拍手)併シ大藏當局ハ甚ダ冷然タル態度デアリマシタケレドモ、調査委員會ニ於テ提出セラレタル特別銀行監理官處務規程ト云フモノニ依リマスレバ、私共ノ常識ガチヤント此規定上ニ現ハレテ居ルト云フコトヲ發見ヲ致シタ、即チ日本銀行監理官、橫濱正金銀行監理官、日本勸業銀行監理官、北海道拓殖銀行監理官、日本興業銀行監理官、臺灣銀行監理官及ビ朝鮮銀行監理官、是ダケニ適用スル規程デアリマスルガ、此第二條ニ依レバ「監理官ハ少クトモ毎週一回其ノ所屬銀行ニ臨ミ其ノ銀行諸般ノ業務ヲ別ニ定ムル所ニ依リ監査シ少クトモ毎月一回其ノ要領ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ」トナツテ居ル、一週間に一遍ハ銀行ハ行ツテ調査スルノデアリマス、而シテ「所屬銀行ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ關シ特ニ注意ヲ要スル事項アリト認ムルトキハ速ニ大藏大臣ニ具申スヘシ」尙ホ第五條ニハ「監理官ハ其ノ所屬銀行ノ重役會、株主總會等ニ出席スヘシ此ノ場合ニ於テハ意見ヲ陳述スルコトヲ得」トアリマスカラ、監理官ハ其銀行ノ重役ト全然同一ノ立場ニ置カレテ居ルト云フコトガハキリ致シテ居リマス(拍手)又第六條ニハ「監理官ハ其ノ所屬銀行カ條例、法律、命令若ハ定款ニ背戾シ又ハ「公益ヲ害スル行爲アリト認ムルトキ速ニ大藏大臣ニ具申シ其ノ指揮ヲ請フヘシ」ソレカラ其次ニハ「監理官ハ其ノ所屬銀行ノ業務ニ付之レヲ制止シ又ハ制限スルノ必要アリト認ムルトキハ速ニ大藏大臣ニ具申シ其ノ指揮ヲ請フヘシ」斯様ニナツテ居リマスカラ、此帝人株及ビ神戶製鋼所ノ株ヲ臺灣銀行ガ持ツテ居リマシタモノヲドウ云フ風ニ處分スレバ宜シイカ、現在臺灣銀行持株タル此會社ハ、如何ナル營業狀態デアアルカト云フコトハ、大藏省ニ於テハハッキリ分ツテ居ル筈デアリマス、斯様ニ分ツテ居ルトスレバ、帝人會社ニ付テハ六割三分ノ利益ガアリ、六百何十何万圓ノ利益ヲ舉ゲテ居ルト云フコトモ無論大藏省ハ承知ノ筈デアアル、又神戶製鋼所ノ株ニ付テ申シマシテモ、是ハ近頃ハ主トシテ軍需品ノ注文ガアリマスケレドモ、軍需品ヲ拔キニ致シマシテモ、多種多樣ノ機械ヲ製造致シマスカラ、縱シ軍需品ノ注文ガナクナリマシテモ、他ノ工業ニ依リ十分ニ成績ヲ舉ゲルコトガ出來ルコトニナツテ居ル、サウシテ又其利益ハ近年莫大ナル利益ヲ得テ居ツテ、營業狀態ハ頗ル宜シイト云フコトハ「グアイヤモンド」或ハ東洋經濟、是等ノ經濟雜誌ヲ見マシテモ、詳シク其營業狀態ヲ載セテアリマス、斯様ナ有利ナ株ヲ臺灣銀行ガ持ツテ居ルノデアリマスカラ、此有利ナ株ニシテ、而モ其金額ハ頗ル大キイノデアアルカラ、之ヲ處分スルニ當ツテハ、島田頭取ガ獨斷ヲ以テヤルト云フコトハ恐ラクハナイデアアラウ(拍手)斯様ニ見ルトハ常識上當然ノコトデアリマス、銀行

局長ハ勿論ノコト、又事務次官タル黒田氏ノ名前ガ出テ居リマスカラ、恐ラクハ黒田次官ノ了解ナシニ島田頭取ガ勝手ニヤルコトハナイノデハナカラウカト云フ疑ヲ持ツト云フコトハ、是ハ無理ナ疑デハナクシテ、常識アル者ノ當然ノ疑デアルト私ハ信ジマス(拍手)併シ又大藏次官ダケデヤレタデアラウカ、モウ一ツ有力ナル力ヲ必要トスルノデハナカラウカト云フコトガ一ツノ問題トナルノデアリマス、處分ヲセラレタ後ガ公正ナル處分ニナツテ居レバ異論ハアリマセスケレドモ、少々大膽ナ遣リ方デアリマスルカラ、餘程有力ナ人ガ背後ニ見テ居ルノデナケレバ、ソレダケノコトハ出來ナイノデハナカラウカ(拍手)斯様ニ考ヘザルヲ得ナイ、試ニ臺灣銀行ト引受代表者タル河合良成トノ間ニ取替シタ人組株ノ賣買契約書ヲ見マスルト、斯ウ云フ風ニナツテ居リマス、是迄ハ十一万株ト云フコトニナツテ居リマシタガ、此契約書ヲ見レバ十萬株ニナツテ居ル、一万株ハ恐ラクハ別ニ處分ヲセラレタモノデアアルト見エマス(拍手)此十萬株ニ付テ五十圓ノ拂込ヲ百二十五圓ノ賣價ヲ居ル、而モ百二十五圓ノ内一圓ハ手数料トシテ拂フト云フノデアリマスルカラ、臺灣銀行ノ取高ハ結局百二十四圓ニナリマス、サウシテ上半期ノ利益ハ當然臺灣銀行ノ收得スベキモノデアルト云フコトハ申ス迄モアリマセウガ、此契約書ニ依レバ、上半期ノ配當金ハ、引受國ノ所得トスルト云フコトニナツテ居ル、ソレカラ増資ノ新株ノ割當ヲ爲シタル時モ、矢張引受國ノ所得トスルト云フコトニナツテ居リマス、尙ホ此契約書ニハ配當ハ一割五分デアルト云フコトニ決メテ居リマスカラ、是ダケハ絕對安全デアアル、サウシテ尙ホ此株ノ相場ヲ上ゲル爲ニハ、取引所ノ場ニ上スト云フコトガ一ツノ條件ニナツテ居リマシテ「帝人株式ヲ東京及大阪兩株式市場ニ建株トシテ上場ノ手續ヲ執ル

局長ハ勿論ノコト、又事務次官タル黒田氏ノ名前ガ出テ居リマスカラ、恐ラクハ黒田次官ノ了解ナシニ島田頭取ガ勝手ニヤルコトハナイノデハナカラウカト云フ疑ヲ持ツト云フコトハ、是ハ無理ナ疑デハナクシテ、常識アル者ノ當然ノ疑デアルト私ハ信ジマス(拍手)併シ又大藏次官ダケデヤレタデアラウカ、モウ一ツ有力ナル力ヲ必要トスルノデハナカラウカト云フコトガ一ツノ問題トナルノデアリマス、處分ヲセラレタ後ガ公正ナル處分ニナツテ居レバ異論ハアリマセスケレドモ、少々大膽ナ遣リ方デアリマスルカラ、餘程有力ナ人ガ背後ニ見テ居ルノデナケレバ、ソレダケノコトハ出來ナイノデハナカラウカ(拍手)斯様ニ考ヘザルヲ得ナイ、試ニ臺灣銀行ト引受代表者タル河合良成トノ間ニ取替シタ人組株ノ賣買契約書ヲ見マスルト、斯ウ云フ風ニナツテ居リマス、是迄ハ十一万株ト云フコトニナツテ居リマシタガ、此契約書ヲ見レバ十萬株ニナツテ居ル、一万株ハ恐ラクハ別ニ處分ヲセラレタモノデアアルト見エマス(拍手)此十萬株ニ付テ五十圓ノ拂込ヲ百二十五圓ノ賣價ヲ居ル、而モ百二十五圓ノ内一圓ハ手数料トシテ拂フト云フノデアリマスルカラ、臺灣銀行ノ取高ハ結局百二十四圓ニナリマス、サウシテ上半期ノ利益ハ當然臺灣銀行ノ收得スベキモノデアルト云フコトハ申ス迄モアリマセウガ、此契約書ニ依レバ、上半期ノ配當金ハ、引受國ノ所得トスルト云フコトニナツテ居ル、ソレカラ増資ノ新株ノ割當ヲ爲シタル時モ、矢張引受國ノ所得トスルト云フコトニナツテ居リマス、尙ホ此契約書ニハ配當ハ一割五分デアルト云フコトニ決メテ居リマスカラ、是ダケハ絕對安全デアアル、サウシテ尙ホ此株ノ相場ヲ上ゲル爲ニハ、取引所ノ場ニ上スト云フコトガ一ツノ條件ニナツテ居リマシテ「帝人株式ヲ東京及大阪兩株式市場ニ建株トシテ上場ノ手續ヲ執ル

コト「斯様ニナッテ居リマスルカラ、世間ニ分リマセヌケレドモ、契約當事者ノ間ニ於テハ頗ル有利ナル保證ガアルノデアル、尙ホ不思議ナコトハ「第一條株式受渡後直チニ帝人ヲシテ増資ノ手續ヲ執ラシメ五月三十一日現在株主ニ對シ舊株式參株ニ對シ新株式貳株ヲ割當ルコト」斯ウ云フ風ニナッテ居リマス、詰リ配當率ハ一割五分デアルト云フコトヲ契約ニ保證ラシテ居ルシ、其株ハ取引所ノ場ニ上ルノデアルト云フコトモ分ッテ居ル、尙ホ増資ヲシタ株ハ三株ニ對シテ二株ヲ割當テルト云フコトニモナッテ居ルノデアルカラ、是程結構ナコトハアリマセヌ、併シ之ヲヤルノニハ受渡ノ期限ハ昭和八年ノ六月十日デアリマスケレドモ、六月ノ十日ニ名義書換ヲシタノデハ、ソコニ支障ヲ生ジマスカラ、前月ニ遡テ五月ニ名義書換ヲシテ居ルト云フガ如キコトハ、何トシテモ此間ニ正シカラザル行動ノアルト云フコトヲ推測シナケレバナラス、此點ハ恐ラク何人モ辯解ハ出來ナイデアラウト存ジマス（關係ガナイヂヤナイカ）ト呼フ者アリ）關係ガアルカナイカ能ク聽イテ居ルト分リマス、神戸製鋼所ノ株ハ昨年ノ十二月ノ二十七日ノ契約ニナッテ居リマス、此會社ノ有望ナルコトハ曩ニ申シタ通りデアリマカ、十二月ノ二十七日ト云フ押迫ツタ時ニ此契約ガ取結バレテ、此株ハ漸次上リマシテ八十圓ニモ間ナシニナッテ居リマス、聞ク所ニ依レバ一株五十五圓ト云フコトニナッテ居ルガ、最初ハ四十一圓デ賣買ヲスルト云フコトニ一旦取極メガ出來タ、然ルニ山一證券ト云フモノガ茲ニ現ハレテ來テ、手數料モ宜シイ、値段モ高ク買ハウ、斯ウ云フコトガ現ハレテ來マシタカラ、四十一圓ガ十四圓モ一週ニ飛上ツテ五十五圓ニナッタト云フコトデアル、若シ果シテサウナラバ、二十二萬株ニ付キマシテハ三百萬圓ト云フ差額ヲ生ズルノデアリマス、隨分荒ッボイ

商賣ヲスルモノデアル、十二月ノ二十七日ニ押迫ツテ契約ヲシテ、此履行期ハ何時デア

ルカト云フト一月ノ八日デアリマス、正月ノ休ミヲ中ニ挾ンデ、一月ノ八日ニ取引ヲシタノデアル、天下多數ノ人ハ、年ノ瀬ガ越セルカ越セナイカト云フコトヲ懊惱シテ居ル時代ニ、此關係者ダケハ好イ正月ヲシタト云フコトヲ想像ガ出來ル、斯ウ云フコトガ一體銀行ノ當事者タル島田ダケ出來マセウカ、又黒田次官ガ承知シテ居ルコトハ想像ニ難カラヌノデアルガ、モウ少シ世間ノ噂ノ通り何者カアルノデハナカラウカト云フコトヲ申サバ、ルヲ得ヌノデアリマス（拍手）

是カラ以下ハ私モ實ハ甚ダ申上ゲ惡イ

（發言スル者アリ）

○議長（秋田清君） 靜肅ニ……

○野田文一（郎君）（續） サウ云フコトヲ言フヤウナ私モ心ノ持主ナラバ、平氣ノ平左デ申シマセウガ、私ハ人ノ非行ヲ學ダルト云フコトハ、人生全體ヲ通シテ爲スベキモノデナイト云フコトヲ信條トシテ居リマスカラ、私個人トシテハ將來モ斷ジテヤライガ、今ヤ此壇上ニ立ッテ國政ヲ審議スルノデアリマスカラ、已ムヲ得ズ私ガ申スノデア

アルト云フコトノ御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス、私共聞ク所ニ依ルト、先程濱田君ノ御話ノ中ニモ、噂話ガ出マシタカラ、私モ之ニ倣フ譯デハアリマセヌガ、此點ハ申シテモ宜シイカト思フ、噂ニ依レバ黒田大藏次官ハ鐵道大臣ノ官邸ニ屢、往復ラシテ居ル、連モ此問題ニ付テ知ルトカ知ラヌトカ云フヤウナコトデハナイノダト云フ風ナ噂ヲ聞イタノデアリマス、ソコデ噂ハ信用ガ出來ナイカラ、果シテサウ云フコトガアラウカ、類似ノコトデモアルノデアアラウカト云フコトノ考カラ、茲ニ鐵道大臣ノ官邸ノ來訪録ヲ取寄セテ見タノデアリマス、所ガ

此來訪録ニ依リマスルト、昭和八年ノ十二月二十七日ニ契約ガ出來タノデアリマスカラ、其前ニ此問題ニ付テ交渉ガアツタモノデアラウト思フ、ソレニ依ルト十二月ノ一日ニハ黒田次官トソレカラ宮脇長吉氏、郷誠之助ト云フ人ガ鐵道大臣ノ官邸ヲ訪問シテ居ル（ソレナモノ何モナラヌデヤナイカ）ト呼フ者アリ）何モナラヌカモ知レマセヌガ、ナルカモ知レマセヌ、ソレカラ今ノハ十二月一日デアリマスガ、三日ハ日曜、二日ハ土曜日デアリマスガ、四日ニハ島田茂、臺銀ノ頭取ガ月曜日ニ參ッテ居リマス、ソレカラ十二月ノ五日ニハ高木復享ト云フ臺銀ノ理事ガ參ッテ居リマス、ソレト宮脇君ガ行ッテ居ラレル、其又翌日ノ十二月六日ニハ、永野護ト云フ本件ノ中心人物トモ見ルベキ人ガ行ッテ居ル、十二月十一日ニハ又臺銀ノ理事ノ岡崎ト云フ人ト、此時ニハ宮脇右衛門ト云フ人ガ行ッテ居リマス、田宮嘉右衛門ノコトハ、申上ゲテ置キマスガ、神戸製鋼所ノ社長ノ田宮嘉右衛門デアリマス、但シ此訪問録ニ依レバ、田宮ノ上ニハ秘書官會トアリマスカラ、是ハ大臣ニ會タノデハナイノデアリマセウ、サウシテ十二月ノ十三日ニハ黒田大藏次官ガ又行ッテ居ル、十二月ノ十八日ニハ永野護君ガ訪問シテ居リマス、訪問ヲ致シタト云フコトヲ以テ、直チニ惡キ推測ヲスルト云フコトモ間違テ居ルカモ存ジマセヌ、併ナガラ問題ガ問題デアツテ、世ノ中ノ人ガ疑惑ヲ掛ケテ、島田頭取一人デハ行カヌデアラウ、其中ニハ或ハ必ズヤ黒田大藏次官ガ居ル、又其背後ニハ嘗テ大藏大臣カリシ三土氏ガアルト云フヤウナコトヲ、現ニ時事新報ニモ連載ラサレテ居タト記憶ヲ致シマスガ、斯様ナ事實ノアル際ニ今申上ゲル如キ噂ヲ聞イテ取寄セテ見レバ、成程頗ル行ッテ居ルト云フコトニナルト、是デ直チニ不正ガアルトハ私 斷定ヲ致シマセヌ、併シサウ云

フコトハ必要デナイ、質疑者タル岡本君ガ疑惑ヲ懷イテ、質疑ヲスルダケノ材料ガ有タカ無カッタカト云フコトヲ調べレバ宜イ（拍手）其程度ニ於テナラバ洵ニ三土君ニ對シテハ相濟ミマセヌケレドモ、岡本君ガ此演壇ニ於テ質疑ヲサレタコトハ、必シモ殊更ニ人ヲ傷ケンガ爲ニ荒唐無稽ノ言ヲ放チタルモノデハアルマイト考ヘザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）（ノノ）「三百理窟ダ」ト呼フ者アリ）諸君、斯ノ如ク考ヘマスレバ、三百モ四百モ要リマセヌ、法律家モ何モ要ラナイ、普通ノ常識ヲ以テ一應ノ疑ヲ掛ケテ、議員トシテ斯様ナコトヲ聽イタ時ニハ、議會綱紀肅正ノ爲ニ、演壇ニ立ッテ質疑ヲ試ミルト云フ、コトハ、議員ノ機能トシテ吾々ハ之ヲ爲サナケレバナラスノデアル（拍手）吾々ハ人ノ名譽ヲ尊重致サナケレバナラス、三土氏ノ名前ガ出タ、鳩山君ノ名前ガ出タ、直チニ以テ之ヲ發クト云フ如キ態度ハ宜シクナイ、勿論其人ノ名譽ヲ尊重シナケレバナリマセヌガ、ソレト同時ニ議員ノ發言權ノ自由ヲ認メナケレバ、眞ニ議政壇上ニ立ッテ侃譔ノ議論ヲ闘ハスト云フコトハ出來ナイノデアリマスルカラ、疑ヲ受ケル人ノ名譽ヲ尊重スルト同時ニ、發言者ノ言論ヲ尊重スルト云フ、此兩面ヲ觀察シテ吾々ハ之ニ善處シナケレバナラスト思フ（拍手）此意味ニ於テ帝人株ノ處分、神鋼株ノ處分ニ付テハ、私ハ遺憾ナガラ岡本君ガ一應ノ質疑ヲ致シタコトヲ是認セザルヲ得ナイコトヲ、洵ニ遺憾トスルモノデアリマス（拍手）

更ニ鳩山君ノ五萬圓ノ問題デアリマス、鳩山君ノ五萬圓ノ問題ハ是ハ政友會ノ諸君モ定メテ御困リニナツタデアラウ（ノノ）「鳩山君ノ傷ヲ受ケルト云フコトモ忍ベカラザル所デアル、サリナガラ鳩山君ノ委員會ニ於ケル辯明ヲ御聽キナリ、若クハ速記録ヲ御覽ニナツタ方ハ、是デハ辯護ノ方法

ガナイト云フコトニナルノデハナカラウカ
 (ノノ)「拍手」私個人ト致シマシテハ
 山君ニ何等ノ恩怨ハアリマセスガ、寧ロ明
 朗ナル未來アル政治家ナリトシテ、私ハズッ
 ト前カラアレハ大ヲ成ス政治家デアラ
 ウトシテ、心中尊敬ヲシテ居ッタノデアリマ
 ス、併シ如何ニ好意ヲ有ッテ居リマシテモ、
 十年程前ニ市會議員ニ出ル時ニ、藤田好三
 郎君ガ三千圓ヲ寄附シテ呉レタコトハ覺エ
 テ居ルケレドモ、人間ノ記憶ハ妙ナモノデ、
 ソレカラ後ノ五萬圓ト云フコトハドウモ記
 憶ガナイ、幾ラ聽カレテモ記憶ナシト申ス
 ノ外ハナイト云フコトデアリマス、成程能
 ク考ヘテ見レバ、覺エテ居ルベキコトヲ忘
 レテ、忘レテ宜イコトヲ覺エテ居ルト云フ
 コトモ人間ニハアルコトデアリマス、デア
 リマスカラ神ナラヌ身ノ私ガ、鳩山君ノ申
 ス所ガ絕對ニ不實デアラウト云フコトヲ言
 フ資格ハナイ、之ヲ言フ資格ノアルノハ神
 様バカリデアリマス、人間デハ分ラヌ、併
 ナガラ常識ヲ以テ考ヘマスレバ、三千圓ノ
 コトハ覺エテ居ルガ……五萬圓ト云フト隨
 分大金デアリマス、吾々カラ考ヘルト
 云フト、五萬圓ヲ持ツト云フヤウナコトハ一
 寸ナイコトデアル、勿論書記官長ヲシテ居
 ラレテ、名聲噴々權勢ノ盛ナル時代デアリ
 マスレバ、五萬圓、十萬圓、二十萬圓ト飛
 ンデ來ルノデアッデ、御記憶ガナイノデア
 ルト言ヘバソレマデアル(拍手)併ナガラ金
 ハ天カラ降ッテ來ルモノデハナイ、苟モ五萬
 圓ト云フ金ヲ持ッテ來テ呉レ、バ、其人ノ友
 情ニ對シテモ忘レルコトガ出來ナイノデハ
 ナカラウカ、サウスレバ如何ニ好意ヲ以テ
 考ヘマシテモ、五萬圓ノ金ヲ御取リニナツタ
 コトダケハ之ヲ否定スルコトガ出來マイ、
 此方ハ前ノ方トハ違ヒマシテ、稍斷定的
 ニ申シテモ誤リガナイノデハナカラウカト
 考ヘルノデアリマス(拍手)併シ理窟ハ如何
 様ニモ言ヘルモノデアルト見エマシテ、演

田君ノ御説ニ依ルト、色々ナ方程式ノ御議
 論ヲナサル、併シ最初ニ申シタ通り、濱田
 君ノ議論ハ、此處デ事實有リ、事實無シト云
 フコトヲ、證據ニ依ッテ決メヤウト云フ建前
 デアリマスカラ、出發點ニ於テ私トハ議論
 ガ違フ(ヒヤ)「ソレハ若シ濱田君ノヤ
 ウニ舉證ノ責任ヲドウトカ、證據ヲドウト
 カ云フヤウナコトニシテ、恰モ吾々ガ裁判
 所ニ居ルト同ジヤウナ積リデ判斷ヲスルニ
 付テハ、尙ホ證據ノ足ラザル點ガアルカモ
 知レマセヌ、併ナガラ今ノ程度ニ於テ五萬
 圓ヲ取ラヌト云フコトガ言ヘナイノニ、ソレ
 ハ取ラナイト仰シヤルト妙デス、實タモノ
 ナラバ實タト云フタラ宜カリサウナモノデ
 ス、淨財ヲ實タ選舉費用ニ使ッタモノナラ
 バ、天地ニ恥ル所ハナイト云フノデアレバ、
 ソレハ實タ、實タケレドモ實ハ斯ウ「
 ダト、斯ウ仰シヤレバ尙ホ鳩山君ノ爲ニ辯
 ズベキ餘地ガアリマスケレドモ、根柢カラ
 否認ヲナサル、其否認ヲスルコトガ常識ニ
 反スルト云フコトニナリマス、併ハ
 是ハ何カ意味ガアラウ(ヒヤ)「拍手」
 鳩山君ガ書記官長デアッデ、當時成毛基雄
 ト云フ人ガ多分内閣ノ拓殖局長デハナカ
 タカト思ヒマス、サウシテ樺太工業會
 社ハ其監督ノ下ニアルト云フコトデアレ
 バ、犯罪ニナルカナラナイカハ知リマセ
 スガ、ソコニ鳩山君ハ餘程御心配ニナ
 タノデハナカラウカ、一家ノ浮沈ニ關ス
 ル問題デアルトシテ岡本君ニ一ツ頼ンデ、
 證據湮滅ト云ヘバ、前カラサウ云フ必要ハ
 ナイデヤナイカト言ヒマスガ、檢事ノ呼出
 シガ來タリ、裁判所ノ令狀ガ來テカラデハ
 證據湮滅ハ既ニ遲イ、證據湮滅ヲスルノニ
 ハ、自分ノ心ニ尋ネテ見テ、一方ニハ遠イ
 所デアルケレドモ火ガ付イテ、賣動事件ト
 カ色々ナ問題ガ起ッテ居ルト、諸君ハ此方ノ
 方ニ來ルノデハナカラウカト云フ時ニヤラ
 ナケレバ何ニモナラヌ(拍手)其時ニヤッテ

コソ初テ效果ガアル、ソレヲ濱田君ノ御議
 論ニ依ルト、犯罪ガナイデヤナイカ、何モ
 今更證據ノ湮滅ヲ圖ル必要ハナカラウ、斯
 ウ云フ風ニ仰シヤルノデアリマスガ、ソレ
 ハ私ニハ受取レナイ、尙ホ濱田君ノ御議論
 ニ依ルト、岡本君ガ左様ナコトヲ言フニ付
 テハ、何カ心當リハナイノデアラウカト云
 フコトヲ鳩山君ニ聽イタ所ガ、其以上人ノ
 心ヲ忖度スルコトハ罪惡デアルト斯ウ言ハ
 レタ、成程言葉ハ善イ言葉デアリマス、サ
 ウアッテ欲シイ、言葉モ善シ、氣持モ好イノ
 デアルカモ知レマセヌ、良心ニ恥ヅル所ガ
 ナイノデアアルカモ知レマセヌガ斯様ナ公ノ
 問題ニナツテ、事ハ鳩山文部大臣一身ノ問題
 デハナイ、此影響スル所ハ日本ノ教育界全
 體ニモ影響スルヤウナ問題デアリマス(ヒ
 ヤ)「斯ル場合ニ於テハ泣イテ馬謖ヲ斬
 ルト云フ言葉モアル、自分ノ窮境ヲ脱スル
 爲ノ窮策トシテ言フコトデナクシテ、日本
 ノ教育界ノ爲ニ、岡本ナル者ハ斯ウ云フ恨
 ヲ以テ自分ニヤツタノデアアル、斯ウ云フコト
 ノ自信ガアルナラバ、堂々ソレヲ天下ニ發
 表セラル、コトガ、國家ニ忠ナル所以デア
 ルト思フノデアリマス(拍手)然ルニ鳩山君
 ガサウハ言ハナイケレドモト云フノデ、濱
 田君ガ色々御推測カラ、選舉ノ時ニ立候
 補ニ付テ公認ヲスルトカシナイト云フコ
 トニ付テ、恨ラ有ツタト云フヤウナコトヲ仰
 シヤル、鳩山ガ岡本ヲ痛罵シタコトガアル
 ト云フコトモアツタガ、鳩山君ノ言ニ依レ
 バ、岡本某ナル者ハ言葉ヲ交シタコトモナ
 イ、同ジ政黨ニハ居ルケレドモ、俺ハ知ラ
 ス(拍手)所ガ濱田君ノ言フ所ニ依ルト、鳩
 山君ガ岡本君ヲ痛罵シタト云フノデアレバ、
 ドウモソコハ知ッテ居ルヤウデモアル(拍手)
 濱田君ノ折角ノ御辯明デアリマスルケレド
 モ、鳩山君ノ御本人ノ言フ所ト違ヒマスカ
 ラ、ドウモ致方ガナイ(拍手)尙ホ濱田君ハ
 含蓄ノアル事ヲ仰シヤツタ、岡本ガ斯ウ云フ

コトヲヤルノハ、背後ニ何者カノ力ガアル
 デアラウ、毒瓦斯ヲ撒クト云フヤウナ、
 毒瓦斯ト云フヤウナ言葉ヲ御使ヒニナリマ
 シタカラ、所謂背後ノ力ト仰シヤルノハ、
 吾々ノヲ略、想像ガ付キマス、併ナガラ斯
 ウ云フコトヲ一々言出スト云フコトハ、一
 ツノ泥試合ニモナルノデアリマス、其以上ハ
 モウ泥試合ハ止メタ方宜イ、大抵宜イ加減
 デ止メマセヌト、先カラ先マデ泥試合ヲシ
 テ居ルト、更ニ政黨ニ對スル不信ノ聲ハ拍
 車ヲ掛ケルコトニナリマス、恐クハ諸君ハ
 多數ヲ以テ此議場ニ於テハ、之ヲ委員長報
 告ノ通りニ御決メニナルノデアリマセウ、
 (其通り)ト呼フ者アリ)之ニ依ッテ暗雲ヲ
 一掃スルト云フコトヲ島田君ハ仰シヤル、
 暗雲ノ一掃ハ私ノ最も好ム所デアアル、暗雲
 ハ一掃シナケレバナラヌ
 併ナガラ諸君、諸君ガ暗雲ヲ一掃シタト
 思ッテモ、天下ノ暗雲ハ決シテ一掃スルモ
 ノデハナイ(拍手)吾々ハ政黨共通ノ問題ト
 シテ、政黨ノ信用ヲ高ムル爲ニ、此問題ニ付
 テ論議ヲ致シテ居ルノデアリマス、諸君ノ
 立場ハ諒トスルケレドモ、是デ暗雲ヲ一掃
 シタト考ヘ、唯法廷ニ於ケル如キ小サイ議
 論ヲ弄シテ之ヲ葬去ルト云フコトニナレバ、
 私ハ憂ヘル、マダ日本ノ政黨ハ信用回復ハ
 出來ヌ、前途遙遠デアルト云フコトヲ(拍
 手)世人ヲシテ思ハシムルト云フコトハ、疑
 ノナイ事實デアリマス、此場合ニ於テ諸君
 ノ執ルベキ途ハ、洵ニ御氣ノ毒デハアルケ
 レドモ、國家ノ爲ニ泣イテ馬謖ヲ斬ルト云
 フ考ガナケレバナラヌ(拍手)吾々ハ政友會
 ノ諸君モ、民政黨ノ諸君モ、決シテ之ヲ敵
 視スルモノデハアリマセヌ、諸君ト相携ヘ
 テ政黨ノ信用ヲ高メ、議會政治ヲ何處マデ
 モ擁護致サナケレバナラヌト云フコトヲ信
 ズル者デアリマス、之ヲ信ズルガ故ニ、
 諸君ニ向ッテ斯様ナル苦言ヲ呈セザ
 ルヲ得ヌ、諸君ハ今更既ニ決ッタ問題ヲ逆

轉モ出來マスマイケレドモ、能ク御考ヘニナリマセスト、諸君ガ是デ暗雲ヲ一掃シタナドト考ヘタラ飛ンデモナイ間違デアルト云フコトヲ斷言スル(拍手)ソレ故ニ私ハ、私共ノ提出シタ修正案ヲ最モ相當デアルト思ヒマス、此修正案ニハ「概ネ」ト云フ文字ヲ使ッテアリマスガ「概ネ」ト云フ文字ハ極メテ適切デアアルノデアリマス、此事柄ヲ一微細ニ研究スレバ、枝葉末節ノ點ニ至ッテハ間違モアリマセウ、併シソレハ枝葉末節デアアル、吾々ノ研究スベキ要點ハ、最初ニ申ス通り、岡本君ガ議員トシテ發言スルト云フコトハ、疑フダケノ材料アリヤ否ヤト云フ程度ニ止マルノデアリマスルカラ、假令間違ハアリマシテモ、大體ニ於テ誤ナシトスルナラバ、之ヲ以テ是認スルコトガ妥當ナリト信ジマスルカラ(ノー)「拍手」概ネ」ト云フ文字ヲ用ヒマシタガ「概ネ」ト云フ文字ハ通ゲル言葉デモ何デモアリマセウ、諸君ノ方ガ裁判所ノ法廷ノ如ク考ヘルノガ、間違ッテ居ルノデアリマスカラ、委員長ノ報告ニ反對ラシテ、吾々ノ修正案ノ是ナル所以ヲ、茲ニ説明シタ次第デアリマス(拍手)

○青木雷三郎君 之ヲ以テ討論ヲ終局トセラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕反對」ト呼ヒ其他發言スル者アリ

○議長(秋田清君) 靜肅ニ……靜肅ニ——青木君提出ノ討論終局ノ動議ヲ採決致シマス、青木君提出ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○議長(秋田清君) 起立多數、仍テ討論ハ終局スルニ決シマシタ……採決ニ入リマシガ、之ニ先チ一言致シマス、野田君提出ノ修正案ハ、委員長報告及賴母木君提出ノ修

正案ト、全然其内容ヲ異ニスルモノデアリマスガ、委員長報告ト、賴母木君提出ノ修正案トノ間ニ於キマシテハ共通ノ部分ガアリマス、即チ委員長報告ノ第三項ト、賴母木君ノ修正案ノ第二トハ、字句ニ於テ多少異ッテ居リマスルケレドモ、其趣旨ニ於テ全ク同一ナリト認メマス、故ニ此共通セラル部分ハ之ヲ引離シテ、別ニ採決致シマス、仍テ採決ハ第一ニ野田君提出ノ修正案、第二ニ賴母木君提出ノ修正案中、委員長報告ト共通ノ點ヲ除キタル部分、第三ニ委員長報告ト、賴母木君提出ノ修正案ト共通ノ部分、第四、即チ最後ニ、委員長報告中共通ノ點ヲ除キタル残りノ部分ノ順序ニ依ッテ、採決致シマス——是ヨリ採決致シマス、野田君提出ノ修正案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○議長(秋田清君) 起立少數、仍テ野田君ノ修正案ハ否決セラレマシタ——賴母木君提出ノ修正案中、委員長報告ト共通ノ點ヲ除キタル部分ニ、贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○議長(秋田清君) 起立少數、仍テ賴母木君ノ修正案中、委員長報告ト共通ノ點ヲ除キタル部分ハ否決セラレマシタ——委員長報告ト賴母木君ノ修正案ト共通ノ點ニ、贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○議長(秋田清君) 起立多數、仍テ共通ノ點ハ可決セラレマシタ——最後ニ委員長報告中、賴母木君ノ修正案ト共通ノ點ヲ除キタル残りノ部分ヲ採決致シマス、此採決ニ對シ清瀬一郎君外三十名ヨリ、無名投票ヲ以テ採決スベシトノ要求ガアリマス、又濱田國松君外三十名ヨリ、此採決ハ記名投票ヲ以テスベシトノ要求ガアリマス、仍テ無名投票ヲ以テ採決スルヤ、又ハ記名投票ヲ

以テ採決スルヤヲ、決定致サナケレバナリマセウ、其何レニスルヤノ採決ハ起立ヲ以テ之ヲ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 無名投票ヲ以テ採決スベシト云フニ、贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○議長(秋田清君) 起立少數、仍テ無名投票ヲ以テ採決スベシトノ要求ハ否決セラレマシタ、隨テ記名投票ヲ以テ採決スルコトナリマス——是ヨリ記名投票ヲ行ヒマス、委員長報告中、賴母木君ノ修正案ト共通ノ點ヲ除キタル残りノ部分ニ贊成ノ諸君ハ白票、反對ノ諸君ハ青票ヲ御持參アランコトヲ望ミマス——閉鎖——氏名點呼ヲ命ジマス

〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○議長(秋田清君) 投票漏ハアリマセウカ——投票漏ナシト認メマス——投票函閉鎖——開匣——開鎖

〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕

○議長(秋田清君) 投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告セシメマス

〔田口書記官朗讀〕

投票總數三百二十六

可トスル者 白票 二百六

〔拍手起ル〕

否トスル者 青票 百二十

〔拍手起ル〕

○議長(秋田清君) 右ノ結果委員長報告中共通ノ點ヲ除キタル残りノ部分ハ、委員長報告通り可決セラレマシタ(拍手)是ニテ岡本一巳君ノ發言ニ關スル事實調査ノ件ハ、委員長報告ノ通り決セラレマシタ(拍手)(參照)委員長報告中賴母木桂吉君外九名提出修正案ト共通ノ點ヲ除キタル残りノ部分ヲ可トスル議員ノ氏名左ノ如シ

石井 三郎君	石坂 豐一君
石川 又八君	岩本 武助君
磯部 尚君	磯部 清吉君
井阪 豐光君	井上 知治君
出塚 助衛君	出井 兵吉君
犬養 健君	一瀬 一二君
今井 健彦君	猪野毛利榮君
生田 和平君	林 讓治君
林 路一君	林 儀作君
林田 操君	原 惣兵衛君
原口初太郎君	鳩山 秀夫君
畑七右衛門君	畑 桃作君
葉梨新五郎君	濱田 國松君
春名 成章君	服部 岩吉君
八田 宗吉君	箸本 太吉君
西岡竹次郎君	仁田大八郎君
堀江正三郎君	堀切善兵衛君
本田 義成君	本多貞次郎君
星 康平君	星島 二郎君
戸田 虎雄君	豐田 收君
東郷 實君	沼田嘉一郎君
大野 喜六君	大崎 清作君
大野 伴睦君	大石 倫治君
大山斐瑳磨君	太田 正孝君
小笠原三九郎君	小高長三郎君
小野寺 章君	小山田義孝君
沖島 鎌三君	尾崎 天風君
渡邊幸太郎君	渡邊 與七君
若宮 貞夫君	加藤 知正君
加藤久米四郎君	加藤 鏑五郎君
川口 義久君	川手 甫雄君
金光 庸夫君	蔭山 貞吉君
兼田 秀雄君	菅野善右衛門君
横川 重次君	依光 好秋君
田中 善立君	田中 亮一君
田中喜代松君	田邊 熊一君
田邊 七六君	田尻 生五君
田尻藤四郎君	田村 實君
田口 文次君	高橋金治郎君

高橋熊次郎君	高見 之通君	綾部健太郎君	東 武君	福田 稔平君	田中祐四郎君	福田 虎龜君	深水 清君
竹澤 太一郎君	竹内友治郎君	佐藤洋之助君	佐藤庄太郎君	田中 貢君	田島勝太郎君	小山 谷藏君	小池 仁郎君
立川 太郎君	立川 平君	佐々木家壽治君	佐保 畢雄君	武富 濟君	武知 勇記君	安達 謙藏君	佐藤 理吉君
胎中楠右衛門君	丹下茂十郎君	佐竹直太郎君	坂本 一角君	竹田 儀一君	頼母木桂吉君	清瀬 一郎君	岸 衛君
瀧 正雄君	玉置吉之丞君	實岡半之助君	木本主一郎君	多田 滿長君	依 孫一君	菊池 良一君	由谷 義治君
土倉 宗明君	中野種一郎君	木村 正義君	岸田 正記君	谷原 公君	添田敬一郎君	森 峰一君	鈴木 正吾君
中野 寅吉君	中島 守利君	清瀬規矩雄君	金城 紀光君	土屋清三郎君	中村三之丞君	岡本 一巳君	龜井貫一郎君
中島知久平君	中井 一夫君	宮澤 裕君	宮古啓三郎君	中島彌團次君	中山 福藏君	小池 四郎君	杉山元治郎君
中谷 貞頼君	中村 嘉壽君	宮脇 長吉君	宮川 一貫君	中 亥藏男君	永田善三郎君		
難波 清人君	名川 侃市君	三上 英雄君	三善 信房君	内藤 正剛君	村上紋四郎君		
永田 良吉君	村田虎之助君	三井 德寶君	水島彦一郎君	内ヶ崎作三郎君	野村 嘉六君		
上田 孝吉君	上野 基三君	水久保甚作君	島田七郎右衛門君	工藤 鐵男君	山田 助作君		
上原平太郎君	上塚 司君	植原悦二郎君	志賀和多利君	山折 儀重君	八並 武治君		
内田 信也君	野方 次郎君	篠原 義政君	清水 銀藏君	八木 逸郎君	矢野庄太郎君		
梅村 大君	熊谷 直太郎君	庄 晋太郎君	平井信四郎君	松田 源治君	松田 正一君		
野田 俊作君	久山 知之君	平野桑四郎君	平島 敏夫君	松田 千代君	松村 謙三君		
熊谷五右衛門君	工藤十三雄君	樋口 典常君	廣瀬 爲久君	松永 東君	前田房之助君		
國枝拾次郎君	藏國三四郎君	森田 福市君	森田 政義君	眞鍋 勝君	眞鍋 儀十君		
窪井 義道君	山本 慎平君	望月 圭介君	門田 新松君	枅谷 寅吉君	牧山 耕藏君		
山本梯二郎君	山本 市英君	世耕 弘一君	瀬川 嘉助君	増田 義一君	町田 忠治君		
山口 猛君	山崎達之輔君	鈴木 英雄君	鈴木喜三郎君	藤田 若水君	福田關次郎君		
山口 義一君	山口忠五郎君	砂田 重政君	鈴木 安孝君	小山 松壽君	小山邦太郎君		
山田 佐一君	山下 谷次君	須之内品吉君	杉本國太郎君	駒井 重次君	木槍三四郎君		
矢野 晋也君	松岡 俊三君	壽原英太郎君	助川啓四郎君	手代木隆吉君	荒川 五郎君		
松村 光三君	松山常次郎君	池田 敬八君	塩月 學君	齋藤 隆夫君	齋藤 直橋君		
松野 鶴平君	松實喜代太君	猪股謙二郎君	池田 秀雄君	櫻内 幸雄君	櫻井兵五郎君		
松尾 孝之君	牧野 賤男君	原 吉郎君	原 淳一郎君	澤本 與一君	清水留三郎君		
牧野 良三君	前田 米藏君	濱野徹太郎君	原 夫次郎君	清水德太郎君	斯波 貞吉君		
増田 金作君	益谷 秀次君	坂東幸太郎君	林 平馬君	平川松太郎君	一松 定吉君		
藤生安太郎君	船田 中君	戸井 嘉作君	本田彌市郎君	比佐 昌平君	百瀬 渡君		
福井 甚三君	深澤豐太郎君	戸田 幸次郎君	戸澤民十郎君	伊豆 富人君	伊禮 肇君		
小林 絹治君	小林 鎬君	豊田 豊吉君	富田幸次郎君	井上 剛一君	戸田 由美君		
河野 一郎君	木暮武太夫君	大藤 唯男君	大島 寅吉君	大竹 貫一君	加藤 鯛一君		
近藤壽市郎君	紅露 昭君	小川郷太郎君	岡田喜久治君	風見 章君	高橋壽太郎君		
寺田 市正君	青木雷三郎君	川崎 克君	岡田喜久治君	中野 正剛君	中村 鐵男君		
青木 精一君	青田 勝晴君	勝田 永吉君	川淵 洽馬君	中川 觀秀君	中田 正輔君		
青山 憲三君	安藤 正純君	横山金太郎君	勝 正憲君	野田文一郎君	野中 徹也君		
芦田 均君	有馬 淺雄君	高橋 義次君	吉川吉郎兵衛君	山道 襄一君	古屋 慶隆君		

否トスル議員ノ氏名左ノ如シ

○議長(秋田清君) 只今砂田重政君及ビ工藤鐵男君ヨリ、各、成規ニ據リ、議員岡本一巳君ノ發言ニ關シ取消ヲ求ムル件ノ緊急動議ヲ提出セラレマシタ、本動議ハ議員岡本一巳君ノ發言ニ關スル事實調査ノ件ノ報告ニ關聯セルモノナルニ依リ、直チニ之ヲ議題ト致シマス、順次提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——砂田重政君

○砂田重政君 簡單デアリマスルカラ、議席カラ發言ヲ御許シ願ヒタイト思ヒマス

○砂田重政君 只今議題トナッテ決定ヲ致サレマシタ岡本一巳君ノ發言ニ關スル調査委員會ノ結果ハ、諸君御承知ノ通りデゴザイマス、隨テ岡本一巳君ノ本年二月八日及ビ同十五日ノ本議場ノ演説、竝ニ岡本一巳君ノ發言ニ關スル調査委員會ニ於ケル發言ノ中、臺灣銀行所有株券ノ處分ニ關シ、議員林讓治、米田規矩馬兩君ガ關與シタリトノ點、前項ノ處分ニ關シ三土鐵相、鳩山文相ガ斡旋盡力ヲ爲シタリトノ點、某大臣ガ百三十人トカニ金錢ヲ贈與シタリトノ點、岡本一巳君ガ鳩山一郎君ノ依頼ヲ受ケ樺太工業株式會社取締役藤田某ト鳩山一郎君トノ金錢授受ニ關シ證據湮滅ノ謀議ヲ爲シタリトノ點、前項四點ニ對シ、此本會議竝ニ調査委員會ニ於ケル發言ノ全部ヲ、之ヲ取消シ、而シテ其全部ノ取消ヲ爲スベシトノ緊急動議ヲ、此際御決定ヲ仰ギタイト存ズ

ルノデアリマス、何卒諸君ノ御賛成ヲ得タ
イト思ヒマス(拍手)

○議長(秋田清君) 工藤鐵男君

○工藤鐵男君 簡單ニ申上ゲタイカラ、此
席カラ御許シテ願ヒマス

○議長(秋田清君) 許可致シマス

○工藤鐵男君 本院ニ於テ決議セラレマシ
タ調査會ノ決定デアリマス、其中審議ヲ爲
サレマシタル結果「文部大臣鳩山一郎君ガ
昭和八年中百三十名ニ對シ不正ノ金圖ヲ分
配シタリトノ事實ハ之ヲ認メ難シ」ト云フ
ノハ、吾々同志ノ意見デアアルノデアリマス、
此點ニ付キマシテハ審查會ニ於テキマシテ
モ、亦其他ニ於テモ慎重ニ調査致シマシタ
ケレドモ、岡本君ノ本議場ニ於テ發言致シ
マシタヤウナ事實ハ認メ難イノデアリマス、
既ニ認メ難シト致シマシタナラバ、岡
本君ハ本院ニ列シテ、サウシテ議院ノ威信、
品位ヲ保ツ上カラ見マシテモ、多數ニ依ッテ
認メ難シト判決セラレマシタ以上ハ、多數
政治ノ原則ニ基イテ、快ク此點ヲ御取消ア
ラシコトヲ動議トシテ提出致シマス、之ヲ
以テ私ノ取消ノ動議ハ終リマス、ドウゾ滿
場ノ御賛同ヲ得マシテ、岡本君ニ於テ潔ク
武士道的ニ御取消アラシコトヲ希望致シマ
ス(拍手)

○議長(秋田清君) 討論ノ通告ガアリマ
ス、清瀨一郎君

○清瀨一郎君 簡單ニ申上ゲマスカラ、此
席ヨリ御許シテ願ヒマス

○議長(秋田清君) 許可致シマス

○清瀨一郎君 岡本一巳君ノ二月八日並ニ
十五日ノ演説ハ、之ヲ大體ニ見マシテ概ネ
其事實アルモノトシナケレバナリマセス、
而シテ議員ノ職責タルヤ、議院法ニ認メタ
ル質問ノ形式ニ依リ、事實ノ眞否ヲ質スト
云フコトハ當然ノコトデアリマス、只今岡
本君ヨリシテ詳細ニ演説致シマシタ通
リ、岡本君ノ演説ノ内容ハ概ネ事實ト認メ

ナケレバナリマセス、之ニ向ッテ取消ヲ求ム
ル必要ナシト存ジマス、加之諸君ニ特ニ御
考慮ヲ煩シタイコトハ、議會ノ懲罰委員會
ハ、事犯アリテヨリ三日以内ヲ以テ責任ヲ
消滅スルノデアリマス、然ルニ斯ノ如キ動
議ヲ提出スルト云フコトハ……

○議長(秋田清君) 靜肅ニ

○清瀨一郎君(續) 此議會ノ制令ヲ破ルノ
結果ト相成ルモノト存ジマス、多數黨ノ力
ニ依リ、不法ノ取消ヲ求メ、其結果議會
ノ……(發言スル者多シ) 議員ニ向ッテ懲罰
ヲ行ハントスルコトハ脫法行爲デアリマシ
テ、此意味ヨリ致シマシテ吾々ハ絕對反對
デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 討論ハ終局致シマシ
タ、採決致シマス、採決ニ當リ先ヅ一言致
シマスルガ、砂田君提出ノ動議ト工藤君提
出ノ動議ハ、其動議中共通ノ部分ガアリマ
ス(即チ某大臣ガ百三十人トカニ金錢ヲ贈
與シタリトノ件ハ其事實根據ナシ)ト云フ
點デアリマス、此點ニ付テハ全然共通デア
リマスカラ、先ヅ此共通ノ部分ニ付テ採決
ヲ致シ、砂田君ノ動議ヨリ共通ノ部分ヲ除
キタル他ノ點ヲ次ニ採決致シマス、砂田君
提出ノ動議ト工藤君提出ノ動議ト共通ノ部
分ニ付キ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(賛成者起立)

○議長(秋田清君) 起立多數(拍手)仍テ共
通ノ點ハ可決セラレマシタ、次ニ砂田君提
出ノ動議ヨリ、既ニ可決セラレタル共通ノ
點ヲ除キタル部分ニ付キ採決致シマス、之
ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(賛成者起立)

○議長(秋田清君) 起立多數(拍手)仍テ砂
田君ノ動議中共通ノ點ヲ除キタル部分ハ可
決セラレマシタ、隨チ砂田君提出ノ動議ハ
全部可決セラレタルコト、相成リマス(拍
手)

此場合岡本一巳君ニ申述バマス、只今決
定シタル院議ニ對シ承服ノ意思表示ヲ求メ
マス、御登壇ヲ望ミマス

(岡本一巳君登壇)

○議長(秋田清君) 岡本君、御演説前ニ御
注意ヲ申上ゲテ置キマス、甚ダ失禮デアリマ
スルガ、只今議長ノ宣告ニ對シ承服ノ意思表
示ヲ爲サルヤ否ヤノ點ニ限定シテ、アナタ
ノ御發言ヲ許スノデアリマス(拍手)爾餘ノ
點ニ涉ラル、事ハ斷ジテ議長ハ之ヲ許シマ
ス、豫メ御注意ヲ申上ゲマス

○岡本一巳君 議長ニ伺ヒマスガ「イエス」
カ「ノー」ト、斯ウ言ヘト仰シヤルノデアリ
マス

○議長(秋田清君) 此場合アナタニ許シタ
議ノ趣意ハ、只今ノ通りデアリマス

○岡本一巳君 議長ノ御宣告能ク私ニハ分
リ兼ネマス

○議長(秋田清君) 然ラバ更ニ一言致シマ
ス、只今決定シタル院議ニ對シ、議長ハ議
員岡本一巳君ニ向ッテ承服ノ意思表示ヲ求
メタルデアリマス、隨テ承服セラル、ヤ否
ヤ、明確ニ、此壇上ヨリ御述アラシコト
ヲ望ムノデアリマス

○岡本一巳君 先刻以來委員長ノ報告セラ
ル、所、又ソレニ修正ノ御意見ガ二ツモ茲
ニ御述ニナラレテ居ッテ、其間ニ於キマスル
所ノ御論旨、御判斷ヲ伺ッテ見マスルト、
中々異ナル御判斷ヲ三ツトモ下サレテ居ル
ノデアリマス、殊ニ政友會ヲ代表サレマシ
テ討論致サレタ……

(發言スル者多シ)

○議長(秋田清君) 靜肅ニ——議場ノ整理
ハ議長ガ致シマス、靜肅ナランコトヲ希望
致シマス

○岡本一巳君(續) 調查會ニ於ケル委員演
田國松君ノ御討論ノ中ニハ、或ハ私ノ先ノ
發言ヲ採ッテ、風聞ヲ以テ云々ト云フ言葉ヲ
述ベラレテ居ルカト思ヒマス、御自身ノ

發言亦風聞ヲ採リ來ッテ此處ニ喋々セラレ
テ居ル

○議長(秋田清君) 岡本君、更ニ重ネテ御
注意ヲ致シマス、議長ハアナタガ院議ニ服
從スルヤ否ヤヲ、此壇上ニ於テ述ベラレン
コトヲ求メタルデアリマス、餘事ニ涉ル發
言ハ之ヲ禁ジマス

○岡本一巳君(續) 議長ノ御宣告能ク分リ
兼ネル點モアリマスルガ、モウ少シ私ハ述
ベナケレバ結論ニ到達致シ難イ先程申シマ
シタ如ク、風聞ヲ斷ゼラレタ其人ガ、却テ
風聞ヲ採ッテ論ゼラレテ居ル、例ヘバ鳩山君
ニ對シテ、私ガ何カ私ノ心ヲ以テ居ルニア
ラズヤト云フヤウノ點ニ至リマシテハ、千
葉縣ニ於テ立候補セル時、鳩山君ガ何カ私
ニ對シテ、其選舉ノ應援ヲ爲サリシト云
フヤウナ御一節モアツクノデゴザイマス、併
ナガラ左様ノコトハ全然アリマセス、又其
後ニ於キマシテ昭和四年、選舉ノ翌年……

(發言スル者アリ)

○議長(秋田清君) 岡本君、更ニ御注意致
シマス、此場合アナタノ一身上ノ辯明其他
餘事ニ涉ル討論等ハ、其發言ヲ許シタノデ
ハナイノデアリマス、院議既ニ決定致シテ
居リマス、此決定セル院議ニ對シアナタハ
承服スルヤ否ヤ、其點ニ限定シテ發言セラ
レンコトヲ望ミマス

○岡本一巳君(續) 分リマシタ、私ハ——
ト云フコト一點ニ對シマシテ
ハ、議院ノ體面ヲ汚スコトヲ慮レマシテ、
此點ニ對シマシテハ取消ヲ致シマスルガ、
爾餘ノ點ニ對シマシテハ斷ジテ取消サマル
コトヲ申述バマス

○議長(秋田清君) 議員岡本一巳君ハ院議
ニ對シ、或ル部分ニ付テハ取消ノ意思ヲ表
示セラレマシタ、併ナガラ他ノ部分ニ付テ
ハ、院議ニ承服セザル旨ノ意思ヲ表示セラ
レタルデアリマス、假令其一部タリト雖
モ、院議ハ議員トシテ最モ重シナケレバ

ナラスモノデアリマス、此點ニ於テ承服スベキモノト、承服セザルモノトヲ分ツ譯ニハ參リマセス、仍テ議長ハ岡本君ガ院議ニ服從セザル旨ノ意思ヲ表示セラレマシタル部分ニアリマスル以上、洵ニ遺憾ナガラ議院法第九十五條ニ依リマシテ、岡本一巳君ヲ懲罰委員ニ付サナケレバナラスト考ヘマス(拍手)仍テ茲ニ嚴肅ニ宣告致シマス議長ハ議員岡本一巳君ヲ懲罰委員ニ付ス(拍手起ル)

○青木雷三郎君 殘餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス
○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリトセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシク、次會ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後七時五分散會

衆議院議事速記録第十一號二百三十六頁二段十四行九字目以下六十一字削除
衆議院議事速記録第十三號二百七十八頁十三行中三字目以下十二字削除

衆議院議事速記録第十七號中正誤

頁 段 行 誤 正
三六〇 四 二五 規則 規制